

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

令和3年3月12日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案9号所管分の審査-----	3
(保健福祉部所管分)	
補足説明(保健福祉部長、平井保健福祉部理事)	
質疑(香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員)	
議案第6号の審査-----	39
質疑(光好博幸委員、増永和起委員)	
議案第4号、議案第12号及び議案第26号の審査-----	41
質疑(香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、福住礼子委員)	
議案第8号の審査-----	67
質疑(増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員)	
議案第18号の審査-----	70
議案第7号、議案第13号及び議案第27号の審査-----	70
質疑(香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、福住礼子委員)	
議案第28号の審査-----	88
質疑(増永和起委員、光好博幸委員)	
採決-----	90
閉会の宣告-----	92

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和3年3月12日（金） 午前10時 開会
午後 5時44分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員 長	渡 辺 慎 吾	副委員長	福 住 礼 子	委 員	水 谷 毅
委 員	増 永 和 起	委 員	香 川 良 平	委 員	光 好 博 幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市 長 森山一正
生活環境部長 松方和彦 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志
同部参事兼保健福祉課長 荒井陽子 生活支援課長 山下 聡
高齢介護課長 真鍋 伸也 障害福祉課長 飯野祐介
国保年金課長 森崎孝弘 同課長代理 畑原陽介

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件（審査順）

議案第 1 号 令和3年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9 号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第11号）所管分
議案第 6 号 令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 4 号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第26号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8 号 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 7 号 令和 3 年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 28 号 摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会署名委員は、福住委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。本2件のうち、議案第9号の所管分については補足説明を省略し、議案第1号所管分について、補足説明を求めます。

野村保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 それでは、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算のうち、保健福祉部の生活支援課、障害福祉課、国保年金課が所管しております事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページ、款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、介護給付費利用者負担金と介護給付費負担金でございます。

36ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や生活保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金などでございます。

38ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、生活困窮者自立支援事業補助金や生活保護適正実施推進事業補助金などでございます。

42ページからの項3委託金、目2民生費委託金は、国民年金事務委託金と中国残留邦人等支援事業委託金でございます。

款16府支出金、項1府負担金、目1民生費府負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や生活保護費負担金、障害者自立支援給付費等負担金などでございます。

44ページからの項2府補助金、目2民

生費府補助金は、老人医療費や重度障害者医療費に係る補助金などがございます。

56ページからの款20諸収入、項4雑入、目2雑入につきましては、59ページの生活保護費に係る返還金や徴収金、重度障害者医療費返還金などがございます。

続きまして、歳出でございますが、106ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、広域連合市町村負担金や国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の繰出金などがございます。

110ページ、目3国民年金総務費及び目4国民年金事務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。

112ページ、目5老人医療助成費及び目6重度障害者医療助成費は、医療費に係る助成費用などがございます。

目7障害福祉費は、みきの路に係る運営委託料や各種障害福祉サービスに係る給付費などがございます。

124ページ、項3生活保護費、目1生活保護総務費は、生活保護システムに係る委託料、目2扶助費は、生活保護費などがございます。

以上、保健福祉部の生活支援課、障害福祉課、国保年金課が所管いたしております令和3年度一般会計予算についての補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 続きまして、平井保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 それでは、議案第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出予算のうち、保健福祉部の保健福祉課と高齢介護課が所管しております事項につきまして、目を追って、その主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書30

ページ、款 1 3 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金は、老人保護施設入所負担金でございます。

款 1 4 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料は、ちびっこ広場用地使用料と地域福祉活動支援センター用地使用料でございます。

3 6 ページ、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減負担金でございます。

3 8 ページ、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金は、がん健診推進事業補助金と風疹対策のための予防接種事業費補助金でございます。

4 2 ページ、款 1 6 府支出金、項 1 府負担金、目 1 民生費府負担金は、民生児童委員協議会負担金や民生委員推薦会負担金、低所得者保険料軽減負担金でございます。

4 4 ページ、項 2 府補助金、目 2 民生費府補助金は、地域福祉・高齢者福祉交付金や老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金などでございます。

4 6 ページ、目 3 衛生費府補助金は、予防接種事故救済等補助金や保健事業費補助金、自殺対策強化事業補助金、予防接種事業費補助金でございます。

5 4 ページ、款 2 0 諸収入、項 3 貸付金元利収入、目 4 三次救命救急センター貸付金元利収入は、大阪府三島救命救急医療センターへの貸付に係る元利収入でございます。

5 6 ページ、項 4 雑入、目 2 雑入は、5 8 ページの各種健診や予防接種に係る自己負担金、老人緊急通報利用料などがございます。

続きまして、歳出でございますが、1 0 6 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、1 0 8 ページの地

域福祉活動支援センターに係る委託料や高齢者福祉システム保守委託料、社会福祉関係団体に対する補助金などがございます。

目 2 老人福祉費は、1 1 0 ページの各種老人福祉サービスに係る委託料やシルバー人材センターに対する補助金及び高齢者民間賃貸住宅家賃助成費などがございます。

1 2 6 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、保健センター管理委託料、休日小児急病診療所管理委託料、健都イノベーションパークの企業立地に係る事業者募集選定等支援業務委託料や産学官民連携プラットフォーム構築支援業務負担金、三島救命救急センター負担金などがございます。

目 2 予防費は、1 2 8 ページの各種健診や予防接種に係る委託料などがございます。

以上、保健福祉部の保健福祉課と高齢介護課が所管いたしております令和 3 年度一般会計歳入歳出予算についての補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりました。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。それでは、質問をさせていただきます。

まず、1 点目でございます。生活支援課でございます。予算概要 6 2 ページ、生活保護事業について、お聞きいたします。

長引くこのコロナ禍の状況におきまして、令和 3 年度、生活保護申請等がふえてくるのかなというふうに思うのですが、今の現状について、まずお聞きしたいというふうに思います。

昨年度の同時期と比較した本市の生活保護申請件数と受給者数というのをまず

1 回目お聞きいたしたいと思います。お願いいたします。

次に、2 点目でございます。

障害福祉課、1 点でございます。予算概要 50 ページ、市立みきの路運営事業について、お聞きいたします。

みきの路空調給湯設備改修工事についてであります。令和 2 年度の一般会計補正予算で債務負担行為が廃止されております。このコロナ禍の影響により工事ができなかったことにより、債務負担行為の廃止というふうに思うのですが、改めて、この工事のスケジュールというのを 1 回目お聞きしたいというふうに思います。お願いいたします。

次に、高齢介護課、1 点でございます。

令和 2 年度の一般会計補正予算書 42 ページでございます。独居老人愛の一声訪問事業委託料についてお聞きしたいというふうに思います。

1 回目改めて、この事業の主旨についてお聞きしたいと思います。補正で 23 万円の減額補正となっております。この理由についても、併せてお聞かせください。

次に、保健福祉課でございます。

令和 3 年度新型コロナウイルスのワクチン接種を進めていくということでございますが、1 回目で新型コロナウイルスのワクチン、市民全体に設置するスケジュールについて、お聞きいたしたいというふうに思います。

予算概要 64 ページ、健都イノベーションパーク企業立地推進事業について、お聞きしたいというふうに思います。

代表質問でも取り上げさせていただきましたが、令和 3 年度から担当課が保健福祉課に変わるということでございます。今、引き継ぎの最中かなというふうに思うの

ですが、こういった引き継ぎをされているのかなというふうなのが気になりますので、1 回目、その点についてお聞きしたいと思います。

以上、5 点です。

○渡辺慎吾委員長 答弁を求めます。

山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号 1 番、本市におけますコロナ禍前後の生活保護申請件数と受給者数の推移状況について、ご答弁いたします。

まず、4 月から翌年 2 月までを比較いたしました保護申請件数でございますが、令和元年度は 131 件でしたが、令和 2 年度は 136 件と、やや微増傾向といった状況でございます。

また、同じく 4 月から翌年 2 月までを比較しました平均被保護受給者数ですが、令和元年度は 1,558 人でしたが、令和 2 年度は 1,531 人となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 質問番号 2 番にお答えいたします。

みきの路空調給湯設備等改修工事につきましては、これまで 3 月の着工を目指し準備を進めてまいりました。そのような中、大阪府へ 2 度目の緊急事態宣言が発出され、みきの路におきましても、入所者の感染防止対策を徹底するため、入所者と外部との接触を大幅に制限する状況でございました。

そのような中で、工事に取りかかり、入所者の居室に工事業者が頻繁に出入りすることは入所者の感染防止はもちろん、入所者や保護者の安心のためにも避けるべきとの判断から、工期を延期し、改めて令和 3 年 9 月半ばから 12 月頃の工期を予

定しているものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号3でございます。

独居老人愛の一声訪問事業は、ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者に毎週水曜日に乳酸菌飲料、ヤクルトでございますが、それをお届けをいたしまして、安否の確認を行っているものでございます。

令和2年4月の利用者は、126名でございましたが、令和3年1月の利用者が112名と減少していることから、補正予算で減額をするものでございます。

この減少は、独居老人愛の一声訪問の対象者は、ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者、つまり就業しておらず、介護保険サービスなども利用しておられない方であることから、独居老人愛の一声訪問の利用を開始する方が少なくなっているという状況でありまして、その一方で、施設入所や入院、転出や死亡ですね。そのほかには、介護保険サービスの利用開始などありまして、独居老人愛の一声訪問の利用を廃止する方のほうが多いということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番でございます。

ワクチン接種開始時点で使用するファイザー社製のワクチンの接種対象は16歳以上の方となっております。国が示す接種順位は、まず重症化リスクが高い65歳以上の高齢者、続いて、基礎疾患をお持ちの方や高齢者施設の従事者、最後に16歳から64歳の方となっております。

摂津市には、4月上旬に、まず200人

分のワクチンが配分されることから、65歳以上の方のうち、高齢者施設に入所されている方から開始する予定でございます。

国が示す接種期限は、令和4年2月28日でございますが、摂津市では、5月から医療機関と集団接種会場とで接種を始めて、市民の65%が接種を希望されると想定し、2回接種するとすれば、65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方や施設従事者が7月までに一定接種を終え、16歳以上64歳までの方を8月以降に始める予定となっております。ただ、ワクチンの供給状況により予定が変更する可能性はございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 平井理事。

○平井保健福祉部理事 5番目の質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークの企業誘致につきましては、令和3年度から政策推進課から保健福祉課に所管が変わるということでございます。私自身、健都まちづくり推進担当ということで、これまでも政策推進課と一緒に健都イノベーションパークについて、少なからず関わらせていただきました。ただ、来年度から保健福祉部ということで、細かい部分とか、今後これから詳細な引き継ぎを受けるところなんですけども、当面、例えばこれまでの取り組みの経緯、大阪府と吹田市と本市と国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所とイノベーションパークに関するクラスター推進協議会という協議会を立ち上げておりますので、そういった協議会での取り組み内容でございますとか、これまで本市独自でいろいろプロモーションやっておりますので、詳細な事項につきまして、今後引き継ぎ受けて、令和3年度以降に新

たな、こういった展開をしていくかというのを、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。生活保護事業についてでございます。

ご答弁から、このコロナ禍で、現状、申請件数等がふえているのかなというふうに思ってしまったんですが、申請件数は微増ですが、受給者数ですか、27人減っているということでございます。世間では増加傾向にあるのかなというふうに報道等も見ておりましたら、そういうふうに思うのですが、本市において、この生活保護の受給者数がそれほどふえていない、むしろ減っているという要因は何だと捉えているのか、2回目お聞きしたいというふうに思います。

みきの路についてでございます。工事のスケジュール等、ご答弁していただきまして、理解をいたしました。

視点を変えるんですけれども、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しというのはまだ立っていません。ワクチン接種が令和3年度から進んでいくと思うのですが、みきの路の入居者へのワクチン接種について、対象が65歳以上と基礎疾患をお持ちの方というのが優先されると思うのですが、その方ばかりが入所されているわけじゃないと思うんですけどね。みきの路の入所者へのワクチン接種は、全体的にどのように考えているのかなというのをお聞きしたいというふうに思います。

次に、独居老人愛の一声訪問事業につい

てでございます。

ご答弁から減額補正の理由については理解をいたしました。この事業なんですけれども、きっちりと周知されているのかなというのが気になる部分であります。令和3年度の周知方法について、どのように行っていくのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。スケジュールについて、1回目ご答弁いただきまして、理解をいたしました。

このワクチン接種に当たり、様々やっていく上で、いろんな問題等出てくるのかなというふうに思うのですが、よく言われておりますワクチン接種によつての副反応ですね。その辺についてお聞きしたいなと思うんですけれども、副反応が起こった場合の対応というのをどのように考えているのかなというのをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、健都イノベーションパークについてでございます。平井理事のほうからご答弁いただきまして、内容については理解をいたしました。

代表質問でも言わせていただいたんですけれども、この企業誘致がしっかりと前に進むのかなというのがとても不安に感じております。議員になって4年目になりますけれども、質問等、何回もさせていただいているんですけど、毎回毎回、健都のコンセプトに合致した企業を探していくと、答弁を聞く限りは頑張ってくれるのかなというふうに思うんですけれども、現状何も進んでいない状況であります。このまま更地にしておくのは、もう非常にもったいない話で、更地のままであったら、1円も生まないわけであります。担当課も変わ

ったということで、心機一転、この事業というのをしっかり前に進めていただきたいなというふうに思います。

これは要望として、2回目は終わります。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号1番に係ります2回目のご質問、本市の生活保護受給者数が全国的な傾向と比較して、それほど増大していない、考えられる要因というお問い合わせかと思いますが、本市の場合、生活支援課は生活保護制度と生活困窮者自立支援事業を所管しておりまして、この二つの制度を一体的に運用して、生活に困窮されている方々への包括的な支援を展開しているところでございます。

それによりまして、例えば、住居確保給付金の相談申請がスムーズに行われたり、また、社会福祉協議会との緊密な連携によりまして、総合支援資金の申請のワンストップサービスも実現するなど、生活困窮者自立支援制度が生活保護に至る前の第2のセーフティーネットとしての機能、効果を大きく発揮できているところが大きい要因であると考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 2番の質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュールにつきましては、保健福祉課において検討されますが、国よりワクチンの供給スケジュールが示されていない現状において、詳細なスケジュールを設定することは困難でございます。

みきの路の入所者につきましても、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方につきましては、接種順位に従い、該当しない入所者につきましても、しかるべきときに適切に

接種がなされるよう保健福祉課としっかりと連携をとってまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号3でございます。

令和3年度の周知方法についてでございます。広報せつつや市のホームページにおきまして、独居老人愛の一声訪問事業のご案内を掲載することで、現在、啓発の周知を図っております。

広報せつつにつきましては、令和2年度は、8月号の福祉のページにおいて掲載をさせていただきました。また、高齢介護課が発行しております高齢者のための福祉サービスという緑の冊子がございますが、そちらにも掲載をしております。この冊子を高齢介護課職員が窓口において市民にお配りしていることはもちろん、社会福祉協議会のライフサポーターやケアマネジャーの個別訪問時に市民にお配りいただくことで、愛の一声訪問事業の周知を今後も継続して図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番でございます。

ワクチン接種後、接種した方はすぐに帰るのではなく、少なくとも15分間は状態観察のため、その場に残っていただきます。過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状があった方は30分間状態観察を行います。

なお、重いアレルギー症状が現れた方への対応としましては、現場にいる医師が初期対応をし、必要と判断すれば、救急搬送をいたします。

また、接種後の体調について、相談があれば、かかりつけ医や市のコールセンター及び保健福祉課で対応するとともに、医学的知見が必要となる専門的な相談については、必要に応じて、大阪府の相談窓口につなぐなどして対応してまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、3回目いきます。生活支援課についてでございます。

生活保護受給者数がそれほどふえていない要因については、第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度を活用されていることにより、生活保護までには至っていないというような状況ということで理解をいたしました。今後も緊急事態宣言を初めとする自粛により、飲食店初め、仕事がなくなったりとかいう話も聞いていますので、こういう生活困窮者等ふえていくのが予想されますので、担当課といたしましても、対応に当たっては、親切丁寧な対応に努めていただけたらなというふうに思います。

これは要望として、質問を終わります。

次に、障害福祉課でございます。みきの路のワクチン接種の考え方、ご答弁いただきました。スケジュール等々、詳細なスケジュールはまだ決まっていないということで、なかなか答えにくいというふうに思いますけれども、担当課の保健福祉課とその辺もしっかりと連携とって、これも進めていただきたいなというふうに思います。

この質問も以上です。

続いて、高齢介護課の独居老人愛の一声訪問事業についてでございます。周知方法について、ご答弁いただきました。理解い

たしました。

この事業ですね。ひとり暮らしの高齢者の安否確認を行うというようなことで、大変いい事業だというふうに私は感じております。このサービスが必要な高齢者にしっかり利用していただける形で、今後も継続をしていただければというふうに思います。

この質問も以上です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。副反応の対応ということで、ご答弁いただきました。理解いたしました。

3回目で、市民の方がワクチン接種を受けるに当たっての予約の受付方法というのがどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたいなと思います。

以上、1点だけです。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番でございます。

市民からの問い合わせや、予約を受けるコールセンターを3月15日に開設いたします。予約受付の流れとしましては、まず65歳以上の方に接種券を郵送いたしますので、接種券が届き、ワクチンの供給が始まりましたら、コールセンターに接種の予約を取っていただきます。予約は専用電話番号による電話受付を主と考えておりますが、今回、LINEによる予約システムを構築し、いつでも予約できるように利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

コールセンターにて予約ということで、今後、LINEによる予約システムも考え

ていくとのことであります。スムーズなワクチン接種に向けて、担当課としてしっかりと取り組んでいただきますよう要望をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 全て予算概要でお話させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、保健福祉課で3点ございます。

質問1、予算概要の44ページ、地域福祉計画推進事業において、令和2年3月に策定された地域福祉計画ということがあると思うんですけども、推進するに当たって、この令和3年度、社会福祉協議会とどのように連携していくのかというのが1回目お聞かせください。

質問番号2、同じく64ページ、健都推進事業です。

予算概要の中に、一つポータルサイト運営負担金ということと、産学官民連携プラットフォーム構築支援業務負担金ということが計上されていたので、この取り組み内容について、1回目お聞かせください。

質問番号3、予算概要66ページのまちごとフィットネスヘルシータウン事業ですけれども、この健幸マイレージ事業ですね。これは平成30年度から令和2年度まで3年間を一旦の区切りとして進めるといふうにお聞かせいただいております、改めて令和3年度に拡充して継続していくと。確か、前回アスマイルの話もされていたと思うんですけども、そういった中、継続実施に至った理由とか経緯について、まず1回目お聞かせください。

質問番号4、高齢介護課、3点ございます。

48ページ、高齢者日常生活支援事業というところで、高齢者移送サービスですね。委託料として985万2,000円計上されております。改めて、令和3年度のサービス内容をどのようにお考えかお聞かせください。

質問番号5、48ページです。ひとり暮らし高齢者等安全対策事業です。

緊急通報装置設置委託料ですけれども、今回158万4,000円を計上されておりますけれども、これも改めて、令和3年度のサービス内容ですね、お聞かせください。

続きまして、質問番号6、同じく予算概要48ページの介護予防ふれあい事業です。

高齢者の交流入浴委託料ということで95万2,000円を予算計上されております。この事業は、前年度から特別養護老人ホーム等での入浴機会を拡充されるというふうにお聞きしておりましたけれども、前年度コロナ禍ではございましたけれども、それらの実績も踏まえた令和3年度の取り組みをどう考えているかお聞かせください。

続きまして、障害福祉課に移ります。3点ございます。

質問7です。予算概要の50ページです。福祉タクシー事業についてです。476万8,000円ということで予算計上をされておりますけれども、これも前年度の助成状況も踏まえた令和3年度の展開についてお聞かせください。

質問番号8、予算概要52ページです。

身体障害者日常生活支援事業というところで、重度身体障害者等の住宅改造費用の助成についてです。これ前年度と比較しますと180万円を増額されて、今年度は

480万円というところが予算計上をされておりますけれども、この重度身体障害者等の改造費用の助成ですね。前年度にも取り組まれているということもあろうかと思えますけれども、その助成制度も含めた、この令和3年度に増額された理由について、併せてお聞かせください。

質問番号9、予算概要の52ページ、地域生活支援事業です。

この地域生活支援居宅事業委託料というところが新たに450万円を計上されていたかと思えます。この事業内容について、お聞かせください。

最後になります。質問番号10、生活支援課、1点、お聞かせください。

これも予算概要の44ページ、生活困窮者自立支援事業というところで先ほどありましたけれども、その中で、生活居宅給付金が1,503万円が計上されておりました、前年の123万3,000円から大幅に増加されて予算計上がされています。

この住居確保給付金の申請が大きく伸びているというふうにお聞きはしておりますけれども、改めて、この前年度の相談件数とか、あるいは申請件数の状況と、その令和3年度の見通しも含めてお聞かせいただければと思います。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号1番でございます。

令和2年3月に摂津市では、第4期地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会では、第2期地域福祉活動計画を策定しております。今後も増加することが予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の

存在がますます重要になることから、今回、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を市の地域福祉計画のアクションプランとして位置づけ、一体的に進めていくことといたしました。双方の計画に基づき、市と社会福祉協議会が連携・協働を図りながら、令和2年度から令和7年度までの6年間で各種事業を進めていくこととしております。

続きまして、質問番号2番でございます。

まず、一つ目のポータルサイト運営負担金は、北大阪健康医療都市ポータルサイトの運営に係る負担金でございます。健都に関する情報発信について、関係機関の組織を超えて一元的に行うため、平成26年度から摂津市と吹田市が共同で構築・運営をしているホームページであり、健都における両市の面積割合を基に、本市は事業総額の32%を負担しております。

次に、二つ目の産学官民連携プラットフォーム構築支援業務負担金についてでございます。

産学官民連携プラットフォームとは、国立循環器病研究センター及び国立健康・栄養研究所を中心に、多様な企業との産学連携によるオープンイノベーションの推進と明和池公園など、市民に身近な実証フィールドを活用した健康づくりの推進を目的として、この二つの好循環によるまちぐるみでの新たなサービス、新たな予防・健康プログラムの創出に向け、健都への進出企業や市民を巻き込む仕掛け・仕組みを機能させる組織体を構築するものでございます。令和2年度、令和3年度の2か年事業として、吹田市と共同で取り組みを進めており、こちらも事業総額の32%を本市が負担しております。

質問番号3番でございます。

健幸マイレージ事業は、令和2年度が最終年度となっていたことから、その継続について検討を行いました。その結果、コロナ禍において、市民が自ら健康づくりに取り組める事業といった観点から、密にならず、いつでも気軽に取り組めるウオーキングが最良であるという考えに至りました。

この事業は、令和3年2月末で20歳代から90歳代までの約2,400人の市民に参加いただいております。そのうち、令和2年度に緊急事態宣言が出される中でも、500人以上の方の新規申し込みがございました。また、参加者アンケートのご意見も踏まえると、今後も事業ニーズがあると考えられます。

また、大阪府でも同様の事業の「アスマイル」が実施されておりますので、移管も検討いたしました。健幸マイレージが浸透してきている中で、新たに事業の周知が必要となり、取り組みの連続性を失われたり、困難が生じたりすることや今お使いの活動量計が生かせない、データ送信場所が限られるなどのデメリットがあることから、現事業の継続を決めたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号4でございます。

高齢者移送サービスの内容でございますが、一人で外出することが困難な車いすを利用する65歳以上の高齢者で、要支援、もしくは要介護認定をお持ちの方が市内及び近隣市へ通院等のご利用のために外出する際に月に4回まで無料で移送するサービスでございます。業務は、シルバー人材センターに委託し、福祉車両4台で行っております。

続きまして、質問番号5でございます。

緊急通報装置の内容でございますが、このサービスは、家庭での事故や突然の病気のときに利用者が貸与されたペンダントのボタンを押しますと、委託業者の係員が必要に応じてかけつけ、救急搬送などを行う24時間対応のサービスでございます。

サービスの対象者は、市内に居住し、脳梗塞、心疾患などの重篤な疾患のために常に緊急の事態が生じる恐れがあるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者でございます。

なお、家族と同居していても、介護をしている方が就労等の事情により、昼間に不在の方も含んでおります。

質問番号6でございます。令和3年度の高齢者交流入浴委託料の取り組み内容と令和2年度の実績ということでございます。

高齢者交流入浴は、安威川以南地域にございます3か所の特別養護老人ホーム等での入浴を通じて、高齢者同士の交流を図り、認知症予防、介護予防を図るものでございます。令和2年度からの新規事業でございましたが、公衆浴場のない安威川以南の特別養護老人ホーム等にご協力いただき、2か所で週に1回、1か所で月に1回、65歳以上の方が無料で利用できるように施設の浴場を開放するものでございます。

まず、令和2年度の実績でございますが、新型コロナウイルス感染症防止として、特別養護老人ホームなどが入所者とそのご家族との面会を制限している期間が長く続いておりましたので、現在実施できておらない状況でございます。実施の可能性につきましては、施設等への聞き取り調査を令和2年度に何度か行ってまいりました。

が、令和3年度にできる限り早期に開始できるように、今後も施設側への聞き取り調査を行い、早期の開始に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 7番の質問にお答えします。

福祉タクシー事業につきましては、令和2年度は、2月末までに4,546件、277万6,900円を助成しております。2月末の時点ではございますが、令和元年度の年間実績と比較いたしますと、件数、額とも6から7割程度の助成にとどまっております。

令和3年度の事業展開でございますが、令和2年度と同様の制度にて継続実施いたしますが、今年度の減少の要因をしっかりと分析して、今後の事業展開を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、8番です。

重度身体障害者等住宅改造費用助成費につきましては、令和2年度、部屋や浴室の改造、段差の解消などの工事費用に対し4件、320万円を助成しておりますが、昨年度に引き続き、当初予算に不足が生じている状況でございます。

そのことから、昨年度、つまり令和元年度の実績でございます447万円を考慮いたしまして、令和3年度は480万円に当初予算を増額したものでございます。

続きまして、9番です。

地域生活支援拠点事業でございますが、国の第5期障害福祉計画におきまして、令和2年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村、または各圏域に少なくとも一つ整備することとされております。

地域生活支援拠点等とは、障害児者が住

み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害児者の重度化・高度化や親なき後に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進め、障害児者やその家族の緊急事態への対応を図り、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことでございます。

具体的には、一つ目に相談、二つ目に緊急時の受け入れ・対応、3番目に体験の機会・場、4番目に専門的人材の確保・養成、5番目に地域の体制づくり、この五つの機能が求められており、本市におきましては、五つの機能それぞれを既存の基幹相談支援センターや相談支援事業所、短期入所施設、グループホームなどが担う面的整備を行い、施設の一つ一つを拠点と位置づけることとしております。

そして、単に拠点と位置づけるだけでなく、今後はそれぞれの拠点を連携し、地域生活支援拠点事業を有効に機能させることが重要になってまいります。地域生活支援拠点事業の調整役のコーディネーターの設置費用について、地域生活支援拠点事業委託料として予算計上をしておるものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号10番、生活困窮者自立支援事業に係ります住居確保給付金の相談申請件数の状況と令和3年度の見通しにつきまして、ご答弁申し上げます。

まず、コロナ禍以前の令和元年度の住居確保給付金の相談件数は年間で17件、申請件数は同じく年間で1件でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けまして、国のほうが昨年4月以降、数度にわたりまして、住居確保給付金の受

給要件の緩和を実施いたしましたことから、相談件数、申請件数とも爆発的に増加いたしまして、令和2年4月から令和3年2月末までの相談件数は689件、申請件数は123件となっております。

続きまして、令和3年度の住居確保給付金の見通しについてでございますが、コロナ禍収束の先行きが不透明でありますことから、今後も雇用情勢の悪化によりまして、家賃の支払いが困難となり、住居を失う恐れのある方々の相談申請件数は増加するものであると予想しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

まず、質問1、地域福祉計画推進事業ということで、計画推進するに当たって、社会福祉協議会との連携についてお聞かせいただきました。ご答弁の中に、社会福祉協議会では、第2期の地域福祉計画を策定されているというふうにお聞きしましたけれども、この地域福祉計画と今ご答弁いただきましたように、地域福祉活動計画ですね。これ一体となってやっていかなければならないと思いますけれども、どのように連動して、進行管理していくのかというところをお聞かせいただきたいなと思います。

質問番号2、健都の推進につきまして、二つの負担金の取り組み内容、いわゆる内容ですね。お聞かせいただきました。特に後者の産学官民連携プラットフォーム構築というところにおきましては、吹田市と共同で、令和2年度、令和3年度、2か年事業として既に取り組みを開始している

ということですけれども、令和3年度どのように取り組んでいくのかという、スケジュールについて、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号3、健幸マイレージにつきまして、令和3年度、継続に至った理由とか経緯をお聞かせいただきました。アスマイルというところでございましたけれども、健幸マイレージが市民に浸透しているところで、非常に推している私としても奏功している事業でございますけど、非常によいことだなというふうに思います。

改めて、令和3年度ですね。もっともっと参加者をふやしていく必要があるかと思うんですけれども、以前より私も言っていましたインセンティブですね。何か拡充されるというようなことも記載されておりましたので、どのように取り組まれるのかという内容について、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号4、高齢者の移送サービスというところでの令和3年度のサービス内容をお聞かせいただきました。

内容について、前年度と変わらないというふうに私は受け止めました。代表質問でも触れましたけど、高齢者を初めとする、いろんな方々が安心して移動できる交通手段ということが大切だと思いますし、基本方針においても、この移動手段について研究するという記載があったかと思うので、具体的にどんな研究をされているのか、これからしようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号5です。緊急通報装置の設置のサービス内容です。

これも昨年と変わらないというふうに私は受け止めました。これまでの重篤な疾患を持つ方に限定するのではなくて、やは

り要件の緩和といいますか、対象者をふやしていったほうがいいというふうに、言い続けておりましたけれども、改めてそういったお考えはないのかというのを聞きたいと思います。

2回目、よろしくお願いします。

質問番号6、高齢者の交流入浴ですね。前年度の取り組みと令和3年度ということをお聞かせいただきまして、前年度は、やっぱりコロナ禍の影響で実施できていないということ、今、早期に開始できるように調整されているというふうに理解いたしました。

この高齢者の交流入浴というのは、認知症の予防、あるいは介護予防にもつながると思いますし、特に出不精になりがちの高齢者、特に男性の方ってお風呂好きなんで、そういったところに出かける動機付けになるんじゃないかなと私は思っています。今後、十分に感染対策をとっていただきまして、開始されるのが少しでも早くなるように、鋭意取り組んでいただけたらと思います。これは要望としておきます。

質問番号7、福祉タクシー事業です。

前年度の助成状況を踏まえた令和3年度の展開についてお聞かせいただきました。やはり、前年度はコロナ禍の影響もあって、六、七割の助成にとどまったというところでございますけれども、しっかりと分析されるということでございますので、振り返っていただければというふうに思います。これもコロナ禍でなかなか難しい面もあるかと思いますが、せっかくこうやってやっている事業でございますので、引き続き、利用件数とか、あるいは外出機会の増加に努めていただければと思います。

これも毎回申し上げておりまして、耳に

たことができるかもしれませんが、他市でも、やっぱり精神障害者手帳の1級を持たれている方というのもやっぱり対象になっておるので、精神障害者の方にも、ぜひ要件緩和していただければというふうに切に感じております。よろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

質問番号8番です。身体障害者日常生活支援事業です。

この住宅改造助成費について、お聞かせいただきました。増額理由についても分かりました。前年度は、当初予算以上に助成をしているというところで、それを見込んだということで、447万円ということを理解しました。

この制度もやっぱり対象者にとって非常に有効な制度だと思いますし、また一方で、この制度を認識されていない方、前も言いましたが、私の義理の母親も知らなくて、人から聞いて知ったみたいなんで、すぐにスロープを設置したとか、そういったことも身近に感じておりますので、やっぱり広く周知していただきまして、日常生活のサポートに努めていただければと考えます。これも要望としておきます。

質問番号9番目でございます。地域生活支援拠点の支援事業の事業内容についてお聞かせいただきました。

また私も勉強して理解せなアカンなというふうに思ったわけですが、この地域生活支援拠点事業を有効に機能させるというところで、コーディネーターというキーワードが出てきたかと思います。これを配置されてやっていくということをお聞かせいただきましたけれども、改めて、このコーディネーターの具体的な役割について、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号10番目、生活困窮のところ、

住居確保給付金につきまして、件数並びに見通し等々お聞かせいただきました。令和3年度は、やはりふえる見通しというところで、すごく伸びておりました。689件の相談件数と申請件数が123件と非常に大きく伸びておまして、びっくりいたしました。

コロナ禍で、これから本当にどうなるかわかりませんが、前回お聞かせいただきましたように、昨年の5月ですか、相談支援員1名増員されたというところで行きますと、正社員等含めて4名体制ですかね。やられているということで、何かと苦労する中、していただいているという理解でいいんですかね。これもやはり私が思うには、やっぱりしっかりとケアしていくということと、今後を見通しがなかなか立たないということからすると、やはり一時的な、そういった要因と補助ということではなくて、恒久的にしっかりと体制整備をしていただきながら、サービス向上といえますか、しっかりと市民と目線を合わせて対応していただければというふうに考えておりますので、これも要望としておきます。

2回目は以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号1番でございます。

地域福祉活動計画の進行管理につきましては、地域福祉計画推進協議会において、調査、審議し、ご意見をいただいております。

具体的には、進行管理表において、市の取り組み計画に合わせて、社会福祉協議会の取り組み計画についても併記し、お示しております。

社会福祉協議会の取り組みは、協議会の

所掌事務の範囲外であり、直接の審議の対象とはなりません。市の地域福祉計画と密接な関係にあるため、ご意見等いただき、社会福祉協議会に伝達して、適宜協議をしております。

続きまして、質問番号2番でございます。

令和2年度は、昨年10月に公募型プロポーザルにより、三菱UFJリサーチ&コンサルティングと新産業文化創出研究所共同企業体が構築支援業務の受託者として選定されました。

今後の取り組みとしましては、プラットフォームの必要機能や関係者の役割整理を行いながら、令和4年度上半期において、試行的な取り組みなどを実施していく予定となっております。

令和4年度には、国立健康・栄養研究所の操業開始が予定されており、健都にとって大きな節目と考えております。このタイミングで運営開始できるよう関係機関と準備を進めていく予定でございます。

続きまして、質問番号3番でございます。

健幸マイレージの3年間の事業成果を踏まえ、令和3年度は、より参加者がふえるよう事業内容を拡充いたします。

主な内容といたしましては、まず、ポイントを獲得しやすくいたします。ポイントの付与対象事業について、健康に関する事業にとどまらず、積極的に他課との連携、コラボ企画に取り組み、外出を促すイベント等にも対象を拡大して、歩く機会とイベント集客の相乗効果を図ってまいりたいと考えております。

また、獲得ポイントが6,000ポイント以上の方に、自動抽選で当たる賞品について、ウォーキングに関するもののほか、防災や感染予防に関するものなど、より使いやすいものをそろえ、当選人数もふやし

てまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号4でございます。

高齢者移送サービスの具体的な研究内容についてでございますが、先進的に実施している市町村の事例発表のあるセミナーなどに参加するなど、情報収集に努めております。

そのようなセミナーに参加いたしますと、幾つかの論点が見えてまいります。例えば、行き先であったり、対象者の範囲や料金設定などがございます。行き先では、やはり通院や買物が多いということで、7割ぐらいが通院や買物であったりとか、対象者につきましても、高齢者以外にも障害者などを対象にしているところがあったり、料金設定も数百円程度なんですけども幅があったり、市町村の考え方によって違っていますが、そのような話を聞いております。

また、利用者の声といたしましては、利用することで生活に張りが出たというお話も出ておりました。現在、このような情報収集を行っているところでございます。

続きまして、質問番号5でございます。

緊急通報装置の要件緩和、対象者の拡充についてでございますが、現在は、脳梗塞や心疾患などのあるひとり暮らし高齢者が安心して在宅生活を送ることができるように支援するサービスとして機能していると考えております。

現在の課題といたしましては、装置が携帯電話に対応していないということが一つ挙げられます。そのほかには、第8期のかがやきプラン作成のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、要介護認定を

受けておられない方を対象にしたものでございますが、その調査の中でも、突然の体調不良のときの緊急対応サービスのニーズが高かったということもございますので、重篤な疾患を持たなくても、高齢になれば急な体調の変化に不安を感じている方がおられるということは認識をいたしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 9番の質問にお答えいたします。

地域生活支援拠点におけるコーディネーターの具体的な役割でございますが、例えば、障害者のお世話をされている家族等の介護者が入院することになった場合、障害者が安心して生活できる場を確保する必要が発生いたします。そのような緊急時に短期入所施設との調整を図ります。

また、親元からの自立を目指す障害者が地域生活の体験を希望する場合に、受け入れが可能なグループホームとの調整を行うなど、文字どおり、コーディネーターとしての役割がございます。

そのほかにも、人材の育成やサービス水準の向上を図る研修の実施や拠点間の連携体制の構築、障害者が地域生活に移行するに当たっての課題の抽出や解決に向けた手段や方法の検討など、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けた非常に重要な役割を担うものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。3回目の質問に移りますけども、全て要望とさせていただきます。

まず、質問番号1番目です。

地域福祉計画と活動計画をどう連動させていくんだというところでございました。計画推進協議会にて、調査、審議していくというところのご説明やったと思いますけれども、ぜひ上手く連動させて、進めていただきたいなと思いますし、常々ほかのところでも言ってますけど、進行管理というのは非常に大事だというふうに思いますので、こだわって取り組んでいただければと思います。

また、この地域福祉計画というのは、最上位に位置づけされる計画でございますので、ほかの計画とも上手く連動していただきまして、全体として短期的に取り組んでいただければなというふうに思います。

また、福祉のまちづくりという観点から、やはり社会福祉協議会との連携というのは非常に重要になってくると思いますので、各関係機関も含めて、これも連動、連携していただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。要望としておきます。

続きまして、質問2番目です。

産学官民連携プラットフォームについてのスケジュールについてお聞かせいただきました。これからプラットフォームの必要機能の役割整理を行うというところ、試行的にやっているということですね。ご答弁にもありましたけども、やはりこれから移転されてくる国立健康・栄養研究所とか、あるいは関係機関、またその辺の連携というのも重要になってくるかと思えます。所管も保健福祉部が変わったということで、改めて、しっかりと体制構築も含めながら、連携しながら進めていただければと思います。これも要望としておきます。

続きまして、質問番号3番、健幸マイレージのインセンティブの拡充について、お

聞かせいただきました。

先ほど言いましたけど、インセンティブは、今までずっと私も要望していくというか、前にエンジンをぶら下げるわけじゃないですけど、動機付けになると思います。今回、抽せんの当選人をふやすとか、あるいは、いいことだと思いますけど、他課と積極的にコラボしていく。本当にコロナ禍において非常に有効であると思いますし、そういった庁内挙げて盛り上げていくということで、いい方向に向かっているのではないかと改めて思いました。

やっぱり、そのコロナ禍だからこそ、誰でも気軽に取り組めるウオーキングというのは一つのキーになると思いますし、健康づくりには欠かせないと思います。ぜひ、これからも参加者増加に向けて取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。要望です。

続きまして、質問4、移動手段の緊急内容について、お聞かせいただきました。

先進的に実施する市町村というところでいきますと、高齢者以外のやっぱり障害者など対象が広がっているというふうに理解いたしましたし、また、生活に張りが出たという非常にいい傾向のお話を聞かせていただきました。

これも以前から申し上げていきますように、現在、市のサービスに該当しない方で困っていらっしゃる方は本当に多くおられると思いますので、そういった先進事例も参考にしながら、今後どうするかを考えていただきたいなと思いますし、やはり、その高齢者のみならず、市民の日常生活を支える地域の足というところで、やっぱり確保していくことが重要だと私自身思っています。そういった意味でも、市全体を挙げて、複合的に検討してほしいと

いうところもありますので、第一歩になると思いますので、ぜひ、これも要件緩和を進めていただきますように、よろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問5です。

緊急通報装置についてのお考えについてお聞かせいただきました。ありがとうございます。いろいろ今の形態に対応していないとか、そういったところも含めて、いろいろと分析されているかと思いますが、これも何度も申し上げていますが、隣の大阪市、何回も例を挙げていますが、ここはやはり65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯など、一日8時間以上一人になる。この三つのいずれか一つ要件が満たされたら、本市同様の緊急通報システムが展開できると。本当にそうあるべきと思っています。疾患を持っていない方でも、ばたって倒れる可能性も高いでしょうし、これからひとり暮らし、ますます同居・近居、進めていますけれども、ただ、家で倒れていたら分からへんで、だからそういった意味では、広くこれもひとり暮らしの方を支えるというところの支援というところでいきますと、やっぱり利用緩和に向けて、これも検討いただければと思います。要望としておきます。

最後です。

質問番号9番目です。地域生活支援事業を有効に機能させるコーディネーターというところで、役割をお聞かせいただきました。ご答弁にもありましたけれども、障害児者の生活をやはり地域全体で支えていかなければならないというふうに思いますので、ぜひそういったサービスの提供体制の構築に向けて、これからも鋭意取り組んでいただければというふうに考えてお

ります。これも要望としておきます。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。質問をさせていただきます。

質問番号1番、予算概要の46ページ、社会福祉法人介護特例補助事業、高齢介護課です。

昨年と比べて減額になっていると思います。この事業の内容と減額の理由、この制度を利用していらっしゃる利用件数、教えていただきたいと思います。

質問番号2番、48ページ、高齢者日常生活支援事業、これは先ほど光好委員のほうからも要望をたくさん言っていました。私も同じ思いでございます。高齢者移送サービスは、やっぱり車いすの方ということですが、やっぱり高齢者の皆さんのお出かけ支援、その他いろいろ必要やと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。これは要望としておきます。

質問番号3番です。48ページ、高齢者日常生活支援事業、高齢者の民間賃貸住宅家賃助成費、これについてお伺いしたいと思います。

まず、制度の説明として、上限額があると思うんですけど、それについても教えてください。

何件ぐらい利用しているのか、ふえているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

質問番号4番です。48ページ、シルバー人材センター事業です。

コロナ禍の影響を受けて、いろんな会館が閉まったりだとか、コロナ禍のことで仕事が減ってしまったシルバー人材センタ

一の方のお話をよく聞きます。どのような現状だったか、つかんでおられたら教えてください。聞きたいと思います。

次に、質問番号5番です。

50ページ、市立みきの路運営事業、空調設備の問題とかワクチン接種の問題、いろいろご質問が出ていたと思いますけれども、入所施設で無症状でも定期的にPCR検査等を行う制度というのができていると聞きます。職員の方とか新入所の方に対してだと思いましたが、これについて教えてください。聞きたいと思います。よろしくお願いします。

質問番号6番です。

50ページ、これも障害福祉課ですけれども、老人医療費助成事業、そしてまた、重度障害者医療費助成事業、老人医療費の助成事業が今年度で制度が終了するということになっていると思います。この重度障害者医療費助成事業への制度の再構築というようなことを大阪府が一定進めてきているものです。この影響はどうなっているのでしょうか。

重度ではない高齢障害者を制度から締め出すというものではないかと私たちは考えています。新たに加えられたものもあると思うんですけれども、ぜひ、その新たな数は何ぼふえているのか、目指されている人はどれぐらいいるのか、制度の説明だけではなくて、その人の数ですね。そういうことも教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問番号7番です。

50ページ、重度障害者等福祉金給付事業、52ページの身体障害者日常生活支援事業、これは、先ほど言った大阪府の障害者の切り捨てと同時に、摂津市がさらに拍車をかけて、このとき入院時食事療養費を

廃止しました。入院時食事療養費の廃止をただけではない、シフトとしていく、ちゃんとかいう制度をつくりましたよということで、ここに財源をシフトしましたというだけだったと思います。その執行状況はいかがでしょうか。入院時食事療養費の廃止の影響との関係も教えてください。

質問番号8番です。

生活困窮者自立支援事業と、これが44ページですね。62ページの生活保護事業、これも香川委員、光好委員のほうからお話があって、それぞれの受給件数とか、申請件数とかお答えがありました。私も聞こうと思っていたんですけれども、先に出てしまいました。

課長がおっしゃっていらっしゃったように、生活保護の件数はそんなに大きく伸びていないけれども、住宅確保給付金のほうは爆発的に伸びていると。これは第2のセーフティーネットが効いているからだというようなご答弁だったと思います。確かにそれもあると思います。しかし、それだけではなくて、やはり生活保護の捕捉率というのがすごく低い、ここの問題というのは大きいと思います。これは摂津市だけではありません。全国的に非常に低いということが日本の中では問題になっています。

この住宅確保給付金であるとか、先ほど言っておられた社会福祉協議会の貸付金であるとか、そういう窓口相談に来られて、その制度で救われる方はいいんですけれども、さらに、そこでまたそれだけでは足りない大変だというような状況が見えてくるケースもあると思うんです。

また、子どもの貧困の問題とかで、違う課とか女性の虐待とかDVやとか、そういうところで、いろんなところでそういう相

談が来ると思うんですけれども、そういう他課とも連携をして、生活保護の制度でしっかり救っていくというようなことというネットワークというのは、どのようになっておられるのかというのを一つお聞きます。

もう一つ、ためらう人が非常に多いというのが言われています。扶養照会の問題、代表質問でもさせていただきました。それと、制度をよく知らない方、こういう方も多いと思うんです。例えば、車を持っていたらあかんとか、自宅があったらあかんとか、仕事をしていたらあかんとか、もちろんいろいろ要件あると思うんですけれども、このコロナ禍で、こういうことについても、政府から通知があり、柔軟に対応ができるようにというようなお話もあったと思うんです。その辺のご紹介もぜひしていただきたいと思います。この2点です。

次、質問番号9番です。

64ページ、救急医療体制整備事業、三島救命救急センターの現在の状況について、医療体制がすごく逼迫しているというふうに言われているんですけれども、この三島救命救急センター、救急搬送されてくる病院ですけれども、今まで摂津市も関わってきておられると思うんですが、財政的にも大変やとか、そのようなお話も聞いておりました。コロナ禍の受け入れとか、今の、これまでの救急搬送の医療体制とか、どうなっているのか、医師や看護師の確保等できているのか非常に心配なところですので、教えていただきたいと思います。

最後に、質問番号10番です。

64ページ、がん健診事業、この健診事業は、昨年と比べると減額となっています。これは何が原因なんでしょうか。コロナ禍

の影響で健診を受ける人が減っているのではないかなというふうに気になっています。教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。

社会福祉法人介護特例補助事業でございますが、こちらは、低所得者で一定の要件を満たす生活困難な利用者に対しまして、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割として、利用者負担の4分の1を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図るという目的に実施するものでございます。

利用者減免を利用されている方ですけれども、人数自体は、平成27年度に10件、平成28年度に8件、平成29年度も8件、平成30年度は6件、令和元年度で4件、令和2年度は、令和3年3月1日時点でございますが、3件となっております。

市で措置している予算につきましては、社会福祉法人の利用減免が一定金額を超えた場合に公費で助成するため計上を行うものでございます。近年では、平成27年度に、市から社会福祉法人に1件の支給を実施いたしました。平成28年度以降は支給の実績がございませんので、予算の減額を行ったものでございます。

18万7,000円の予算につきましては、ショートステイやデイサービスなどの利用を一定見込んで予算計上を行っております。

続きまして、質問番号3でございます。

民間のアパートや借家にお住まいの高齢者に対しまして、家賃の一部を助成するものでございます。月額5万円以下の家賃で、その3分の1の額を1万円を限度とし

て助成をいたしております。

なお、市民税非課税世帯の方につきましては、1万1,000円を限度としております。

件数についてでございますが、令和2年度の支給件数は、現在261件でございます。令和元年度の支給件数が263件でございましたので、ほぼ横ばいということで考えております。ただ、令和2年12月に広報せつつに掲載をさせていただきました。そのことによりまして、新たに9件の支給決定につながってきました。令和3年度の支給も同程度の件数であると見込んで、令和3年度の予算額は、令和2年度の予算額と同額の3,060万円を計上しております。

続きまして、質問番号4でございます。

シルバー人材センター補助金についてでございます。こちらは、就業を希望する高齢者に対しまして、その希望と能力に応じた就業機会の開拓や提供などの事業に補助することにより、安定的な運営を支えている事業と考えております。

そこで、コロナ禍の影響についてでございますが、令和2年春の緊急事態宣言により、会員が約1,000名おられるんですけども、約1,000名のうち、4月で約200名に影響がありまして、収入が減少したということを報告を受けております。以降、8月から10月ぐらいまでは一旦回復はしたということでございますが、11月以降、再び減少に転じまして、令和3年1月の、今回の緊急事態宣言でも、同じように会員約200名程度の影響があり、減収しているということを聞いております。

現在、緊急事態宣言解除によりまして、公共施設の仕事自体は元に戻りつつあるということを聞いておるんですけども、民

間企業等の業務縮小は継続しているということで、会員のうち現在20名程度の方にまだ影響が残っているということで報告を受けております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 質問番号5番でございます。

大阪府が実施する高齢者施設等の従事者への無料での定期PCR検査でございますが、こちらにつきましては、高齢者入所施設、あるいは障害者入所施設、こちらにはグループホームも含みますが、そちらの従事者に対しまして、3月末までの間に2週間に1回の頻度で無症状者、無症状感染者によるクラスターの発生を未然に防止する観点から、実施されるものでございます。

続きまして、質問番号の6番です。

老人医療費助成でございますが、平成30年4月の福祉医療制度改正によりまして、重度障害者医療費助成制度が創設され、老人医療対象者のうち、重度身体障害者等は重度障害者医療の対象者に移行し、対象とならなかった方は、経過措置として、令和3年3月末まで老人医療費助成を受けておられます。また、新たに重度精神障害者等が重度障害者医療の対象に加わったところです。

こちらの人数ですけれども、平成30年4月1日時点の老人医療費助成制度の対象者1,240人のうち、822人が重度障害者医療費助成制度に移行されました。現在、老人医療費助成制度の経過措置の対象者は274人でございます。

また、制度改正により、新たに対象者となった重度精神障害者は33人、指定難病の受給者は一人でございます。

質問番号の7番です。

入院時食事療養費の廃止に伴う財源のシフト先の状況でございますけれども、まず、年間延べ30日以上長期入院者に対する支給額を倍額といたしました重度障害者等福祉金につきましては、今年度2月末の時点でございますけれども、増額の対象者が76人で、増額分は91万2,000円になります。

もう1点、日常生活用具の品目追加等を行いましたけれども、今年度に該当する助成につきましては、移動用のリフトが1件で15万8,400円、音声式の視覚障害者用血圧計が2件で2万2,200円を支給しております。こちらの福祉金と日常生活用具の増額を合わせますと109万2,600円となります。

平成30年度の数字でございますが、入院時食事療養費として、約200万円支出しておりますので、その差額でございます約90万円ぐらいが減額といえますか、比較すると少なくなったという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号8番に係ります二つの質問にご答弁させていただきます。

まず、生活保護の捕捉率に関連いたしまして、支援を求める方を一人でも漏らさないようにするためのネットワーク体制についてでございますが、先ほど申しましたとおり、生活困窮者自立支援事業は生活支援課と同じ課ですので、その辺の支援員の面接時におきます、そういう情報は、リアルタイムに入っております。それ以外にも、ひとり親家庭になられて、児童扶養手当を申請される際に、子育て支援課の相談員の

方が面接いたしまして、そこで生活保護等の支援が必要な場合は、すぐに情報のほうつなぐようにしておりますし、ほかにも一番大きい連携といたしまして、やはり税金、保険料、水道料金、これらの滞納、未納があった場合、それぞれなぜ支払えないのかという状況をきちんと把握しておりますので、その内容に応じて、福祉の支援が必要な場合は、すぐに連絡が入ってくるような、そういう庁内ネットワーク、連携をとっているところでございます。

続きまして、生活保護の弾力的運用ということでございます。

コロナ禍におきまして、実際に経済状況が困窮されている方々がふえているということですが、国のほうからも生活保護の弾力的な運用ということで、先ほど委員がおっしゃいました長期的な保護にならず、短期的な急迫状態の場合でしたら、一時的に自動車の所有も容認すると。そういった事例も国のほうから通知のほうが来ておりますので、それに沿いまして、また個別にその必要性、どこまで丁寧な対応をするかという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号9番でございます。

大阪府三島救命救急センターは、一般病院で治療が難しい心筋梗塞や脳卒中、また事故等による重症外傷など、生命に危険がある北摂地域の重症患者に対し、初期の高度治療を専門的に行う第三次救急医療施設であり、原則として、救急隊からの要請か他の医療機関から紹介された患者の診療を行っております。

新型コロナウイルス感染症による受診

控え等により、令和2年度上半期の患者数が対前年度比で59%減少したことから、令和2年第4回定例会で負担金を追加するための補正予算を計上したものでございます。

昨年11月から新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れを行うとともに、通常受け入れている新型コロナウイルス感染症以外の重症患者の受け入れも行っておりますので、財政面、人員体制面ともに医療体制が逼迫している状況とは聞いておりませんので、比較的に安定的な運営がなされていると考えております。

続きまして、質問番号10番でございます。

がん健診事業でございますが、これについては、コロナ禍の影響を受けております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、4月及び5月のがん健診は中止いたしました。6月に再開いたしましたが、受診控えや感染防止対策強化のための定員削減の影響で、上半期のがん健診受診者数は、今年の同期間に比べ7割弱の受診率となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。介護保険で利用料の減免というのは、これしかないというものやと思います。いろいろと制約もあるとは思いますが、申請件数が減ってきているということですので、ぜひしっかり周知をしていただいて、必要な人で、社会福祉法人へのお金はそっちへということだと思いたうんですけど、ちゃんとそれが行き渡るようにしていただきたいなと思いたうのでよろしくお願いします。それは要望

としておきます。

質問番号3番です。高齢者日常生活支援事業の中の民間賃貸住宅の家賃補助の分です。丁寧な説明をいただきました。受けてはる方は大変喜んではる、助かるという言葉ではる制度でございます。ただなかなかそれを受ける方が、高齢者ですので、先ほどもいろいろお話があったように入院だとか施設入所だとか、いろんなことで減っていきます。

それで新たにそういうのが必要だという方にしっかり広報していただくということがすごく大事だとは思いたうんですけども、もう一つやはりこの5万円以下のお家賃でないとこれが受けられへんということが一つはネックになっているんじゃないかというのは前にもご指摘させていただいたとおります。

総務省の統計で大阪府の家賃平均は約5万5,000円と言われていたうんですけども、それが公営住宅を含んだものであるということについては認識していただいと、以前の質問でご回答いただきました。そういう中で、この家賃の上限が5万円というのを民間のための賃貸住宅ですから、そこの平均ということで考えていただいと、民間だけなら1万円高いとも言われているんですけども、引き上げるということをお考えではないかどうかを聞きたいと思いたう。

続きまして、シルバー人材センター事業、質問番号4番です。コロナ禍の影響を受けて、やはり非常に仕事が減っているということをお聞きしました。

シルバー人材センターの仕事は、これも年金が少ない中で生活の糧にされているという方もたくさんいらっしやると思いたうんです。年金はさらに4月から引き下がる

ということも言われております。

それで介護保険の新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置というのもございましたけれども、このシルバー人材センターの仕事は減ってもその対象外だったということを聞いているんですけれども、そのことについて教えていただきたいなと思います。

質問番号5番です。市立みきの路運営事業で入所施設、グループホームなどでもPCR検査を定期的に無症状でも受けられるということになったということで、非常によかったなと思います。クラスター発生を防ぐという観点からだと思います。

それで確かに入所施設というのがクラスター発生の大きな原因になっていると思うんですけれども、障害者の方に関わるというところでいくと、作業所であるとかデイサービス、訪問介護サービス、そういうところでもなかなか障害者の方はマスクができない方もいらっしゃるしやったりとか、身体介助というのが必要だったりとか、濃厚接触というのはやっぱり起こってくるわけです。

こういうところでのクラスター発生をさせないための、無症状PCR検査というのが必要だと思うんですけれども、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

質問番号6番です。老人医療費助成事業が今年度で終わるということです。平成30年度4月の、その再構築と言われる分が始まったときには、この制度に入れなかった方は400人ぐらいいらっしゃって、老人医療費のほうに残ってらしたということですかね。それが新しく入ってくる人がないわけですから減っていったって、274人が今いらっしゃると。それでその方もこの

3月末で切られてしまって、何も助成がないという状況になるということです。

それで再構築といっておきながら、新たに加わった人は34人だと、今のお話だったかと思います。精神病とか、それから難病とか、そういう新しい枠組みをつくって助成することそのものは大変いいことだと思うんですけれども、やっぱりこれは医療費の削減のための事業だったのではないかと思います。

医療費の窓口負担もこのときから大きくふえていると思います。ぜひ国に対して制度を見直してしっかりと元の制度に戻す。もちろん新たに加わった人はそのまま助成していただきたいですけれども、外された人、そういう人たちにしっかりと制度をもう一度提供するべきだということを要望していただきたいと思います。これは要望としておきます。

質問番号7番です。そのときに摂津市も入院時の食事療養費200万円ですか、それを廃止したということでございます。

それでシフトしたんだと、財源はちゃんとそちらへ持っていきますということで、当時はお話を伺ったわけですが、今お聞きすると結局、二つのシフト先を合計しても109万円ですか、約半額になっていると、これも削減ですよやっぱり。シフトという言葉はいいです、再構築とかシフトとかいうと。でも結局はそういう障害のある方の生活のために必要なものを削っていったということですので、これもぜひ、これは摂津市がやっていたことですから、しっかりと市の中で復活していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。これも要望としておきます。

次に、質問番号8番です。生活保護の問

題です。今はしっかりとネットワークの中で、困っている人が漏れないようにということで頑張っているというお話を聞きました。非常にありがたいなと思います。

それでコロナ禍の問題で通知が国からも出ているけれども、摂津市では寄り添った対応、柔軟な対応をしているということも伺いました。本当にそういうやり方で頑張っているのはとてもありがたいと思います。

もう一つ、捕捉率が低い、生活保護を受ける人が少ないというところで問題となっているのが、行政の水際作戦というものだと思うんです。

摂津市ではそういうことは行われていないと信じておりますけれども、保護を受けさせないようにするというようなことが、行政が行っているということが非常に問題になっています。

先日、八尾母子餓死事件というのが起こりました。2020年2月22日に、八尾市で生活保護を利用していた母親54歳と長男24歳が餓死死体で発見されたという事件です。この事件は長男がいるのに母親単身世帯としての保護費しか支給していなかった。また月2万円、保護費の返還というのをさせていたんですけれども、本来、一人の場合は5,000円ぐらいが妥当だと国はいつているんですけど、その4倍ものお金を毎月2万円の保護費を返還させていた。また2019年12月、それから2月、1月分と2月分です、12月末に1月分を取りにいくということです、この2か月にわたり保護費を取りに来なかった。2か月も保護費を取りにこなかったにもかかわらず安否確認を怠って、それで自宅を訪問したけれども応答がなかつ

たということで、失踪という理由にして保護費を打ち切ってしまったという。こういふことで後で餓死していることが発見されたわけです。

それで八尾市のこの生活保護行政がどうなっているんだということで大変な問題になって、調査団も大阪社会福祉推進協議会、大阪社会保障協議会と組んで、八尾市に調査に入っております。

こうやって見てみますと、二人いらっしゃるんだから、二人とも収入がないのだから二人分の保護費を払うのが当たり前なのに、その利用者の息子の分は出してないんです。

この24歳の息子は働ける稼働年齢だということで就職するように言われて就職するんだけど、何が原因かまでは詳しく分かりませんが、なかなか続かないということで、それでももう就職したらすぐに保護費を削ってしまう。そのときに住民票をおばあちゃんのところに移して、本当はそこに行っていないのに、お母さんと暮らしているのに、もうそれで保護の世帯から外してしまうということをこの八尾市がやっていたわけです。

それで続かないものですから、結局お金がなかなか入ってこない、一人の生活費で二人が暮らすというようなことで、しかもさっき言っていたように、それをさらに減額されるということが起きていて、家を失ってホームレスになったりとか、いろんなことをして福祉事務所に訴えにも行っているんですけれども、ちゃんと取り合ってもらえずに、最終的に取りに来ないまま、どうしたのかということも調べられずに餓死してしまったということが起きてしまっています。

本当に信じられないような中身なんで

すけれども、やはりこの中で生活保護を打ち切ることが何かすごくいいことのようにどんどんとやっていたみたいなのも出てきています。

それとケースワーカー一人当たりの件数がすごく多い。やはり一人一人に目が行き届きにくい。福祉事務所全体の問題もありますし、そういう人員の問題というのもあったと思います。

摂津市はこの事件をご存じだとは思いますが、就労支援、就労指導、こういうものについて、とにかく若い人だから働けというだけで、仕事ができたらそれが続くかどうかも見ないで、すぐ打ち切ってしまうという、こんなやり方というのも非常に問題があると思うんですけど、摂津市の指導、就労支援、これをどのように行っておられるのかお聞きしたいと思います。

質問番号9番です。先ほど三島救命救急センターを非常に心配していたんですが、受け入れをする中で、財政的には安定しているというような話をお聞きしました。

ただやはりそういう救急搬送も受け入れる、新型コロナウイルス感染症の患者も受け入れるというところでは、お医者とか看護師とかに非常に負担が大きくなっているのではないのかなと思いますので、いろいろ医療機関は今ここに限らず大変な状況にあると思います。ワクチン接種も始まっていく中で、お医者さんの負担、看護師の負担はふえていくと思うんですけども、ワクチンも全てに行き渡るには非常に時間がかかっていくと思います。

そのワクチンと同時に、やはりPCR検査、これをしっかりと行って、その無症状の方が感染を広げてしまう、こういうことをできる限り抑えていくということが、ワクチンが来たらもう大丈夫じゃなくて、両

方をやっていくことがすごく重要だと思うんです。

それで摂津市としてPCR検査の設置、無症状の感染者の早期発見がクラスターを防ぐという意味から、そういうことをしてきたと思うんですけども、これが医療機関の負担も軽減すると思うんですけども、このことについてのお考えを。

今なかなかPCR検査センター、摂津市はできていませんけれども、やっている自治体もございます。いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

質問番号10番です。がん健診事業です。確かに健診を受けに行くというのは非常に今はしんどいなという状況になっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、おっしゃったように物理的な制限というのもあったと思うので、この1年間は大変やったと思うんです。来年度はどういう体制でやられるのかということについてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号3でございます。

家賃助成です。この助成事業につきましては、高齢者が安心して住み続けられる住まいの確保策として役立っていると考えております。

ただ、この助成制度は近隣市にはあまり例がありませんで、現段階では制度の拡充は考えておりませんが、高齢者の住まいにつきましては、住み慣れた地域で高齢者が暮らしていくためには重要な課題であるということは考えております。

質問番号4でございます。

シルバー人材センターに係るもので、新型コロナウイルス感染症に係る減免の措

置についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置の対象者につきましては、所得額がある方が対象になるということでございますので、シルバー人材センターで働かれている方でいえば対象でない方も多いということで認識しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 質問番号5番です。

新型コロナウイルス感染症が流行し、これまで障害福祉施設の方とは密に連携を取りながら、様々なお話をお伺いしてまいりました。もちろんマスクやフェイスシールドをさせてくれない方がいること、濃厚接触が避けられない仕事であること、従事者が利用者の感染予防に神経をすり減らしていることも十分認識しております。障害者施設を含めまして、医療機関や介護福祉施設、保育所、学校などで感染者が発生すると、市民生活に多大な影響が出ることも、もちろん認識しております。

感染症対策は広範囲での対応が必要なことから、国、都道府県、市町村が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこととされております。国や大阪府に対し、施設職員への定期的なPCR検査等、社会的検査が実施されるよう要望してまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号8番に係ります2回目のご質問で、本市におけます被保護者の方に対する就労支援につきましてお答えいたします。

まず稼働年齢層にある方で傷病等を理由に就労されていない方につきましては、主治医が作成いたしました医療要否意見

書に基づきまして、稼働能力の把握に努めます。

ここで病的に支障がなければ、ケースワーカーや生活保護自立支援相談員により就労支援を開始することとなるのですが、生活保護を受給されている方の中には身体的な理由だけではなく、例えば生活リズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、複合的な就労阻害要因を抱えていることによりまして、直ちに一般就労することが困難な方も数多くいらっしゃいます。

そういった方々に対しまして、稼働能力の活用を求めるだけの、一律機械的な就労指導指示ではなく、個人の状況に合わせた就労支援プログラムを作成いたしまして、就労準備支援事業とか中間的就労支援などのプランを組み合わせた計画的かつ段階的な支援を実施することによりまして、本人の意向とペースに無理なく合わせた、言わば伴走型の就労支援を展開しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 平井理事。

○平井保健福祉部理事 9番のご質問にお答えいたします。

現在、ワクチンの接種というのが我が国でも始まってきてまして、本市のほうでも先ほど課長のほうから答弁がありましたように、5月ぐらいからは本格的にワクチン接種が始まるということでございます。

ワクチン接種で、新型コロナウイルス感染症が収束するということには、我々もならないかなという認識はしておりまして、そういう意味では検査の充実というのは必要と認識しております。

ただ12月からはインフルエンザの流

行期が始まるということで、診療検査、医療機関ということでPCR検査と抗原検査のいずれも新型コロナウイルス感染症の検査ということでございますけれども、こういった検査を実施していただける医療機関に対して、補助金の予算を認めていただきまして、それを我々は各医療機関にお願いした次第でございます。その結果、現時点の状況を申しますと、発熱でありますとかそういった疑いがあった場合に、診療検査、医療機関に受診していただければ、かなりスムーズに検査を受けられる状況になっていると我々のほうは伺っております。

最近ですと大阪府においても変異株が徐々に現れているということで、この変異株につきましては、感染力が今までのウイルスより1.7倍ぐらいあるとかというような報告もございます。大阪府のほうでも変異株のウイルスによる感染が生じた場合は、かなりの高範囲での濃厚接触者の特定ということを行っている聞いておりまして、そういう意味では無症状の方も含めて、そういったことが起きた場合になるんですけども、かなり広範囲に検査のほうは実施していただいているんだなと認識しております。

無症状の方に定期的なPCR検査ということでございますが、物理的にも、予算的にもなかなか市独自でやるというのは困難かなと現状認識しております。症状があった場合は、軽い症状であっても病院でまずは診察していただいて、医師の診察によるとは思うんですけども、速やかな検査をしていただくと、そういったことで早い段階で感染者の特定といいますか、それをすることによってクラスターの抑制につなげていけたらいいかなと考えている

ところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号10番でございます。

がん健診の令和2年度の健診を再開するに当たって、集団の健診会場である保健センターでは、検温、手指消毒はもちろんのこと、待合や受付、会計、問診場所などでは間隔を開ける、健診バスに乗る人数も減らすなど、密にならない対策を行っております。それにより時間はかかりますが、受診者の安全・安心を優先して健診を行っております。

令和3年度につきましても、こういった対策を引き続き徹底してまいりますとともに、数回ではございますが、健診日もふやすように努力しようと考えております。

それでまた健診の申込者や、保健センター内などには、こういった感染予防についてしっかりと周知はしておりますけれども、これから受けようと思う方に向けて、様々な機会を捉えて、安心して受診していただけることを周知してまいりたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○渡辺慎吾委員長 それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

質問番号3番です。家賃の補助の問題です。

現段階では考えていないというようなお話でしたけれども、高齢者にとっての、

この住宅の支援というのが必要だという認識はおありだということでした。ぜひ一歩前に進めて、家賃補助の上限引き上げ、これを考えていただきたいと思います。要望としておきます。

続きまして、質問番号4番です。シルバー人材センター。

高齢者の方でもお給料をもらって働いている方もいらっしゃいます。お給料の場合はもちろん所得が下がったら、この新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置をされたと思うんです。それでシルバー人材センターの方の場合は、所得があったとしても給与じゃないという形で新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置が使えなかったのではないかなと記憶をしてるんです。

やはりその仕事を、同じように仕事をしているのにこちらは給与だと、シルバー人材センターは雑所得だということで減免が使えないというのは、どうしてもおかしいなと、納得もいかない思いなので、来年度の新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置がどうなるかは分かりませんが、ぜひ国のほうにもそういう要望を上げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。要望とします。

質問番号5番です。市立みきの路の関係で聞いてきました。デイサービスや訪問のサービスで、それ以外にもいろいろな社会的な検査が保育所であるとか学校であるとか、そういうところで必要だというようなお話もいただきました。国に要望するということのようなことも言っていただいたと思います。ぜひ頑張って要望していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

質問番号8番です。生活保護の問題です。

摂津市では一人一人に合わせた形での就労支援をやっていただいているということです。無理やりにとにかく働けということではなくて、社会的自立、本人がやはり仕事をしていけるような状態になるような環境づくり、こういったことがすごく大事だと思いますし、そのためにはサポートしていただく方との信頼関係というのが大事だと思います。ぜひ支えていただきたいなと思います。

先日の代表質問でも取り上げましたけれども、いのちのとりで裁判、大阪地裁の判決、これは2013年から3年間の分の引き下げに対しての訴訟でありました。それで国は訴訟結果も待たずに2018年から昨年の10月、この3年間で2度目の引き下げというのも行っております。さらに引き下がっているわけです。

大阪地裁判決は、国の引き下げは逸脱、濫用ということで、これは違法だと断罪もしたところでございますけれども、2013年以前の基準に戻すように言い渡しているわけです。

生活保護は憲法に認められる生存権に基づくものと、市長が生活保護は権利であると今回、明言もしていただきました。バッシング等もあって保護を受ける方がためらう、そういう今の風潮もありますけれども、八尾市の餓死事件のような、命を守れないなどということはもってのほかです。

それだけではなく、生活保護はただ生きてさえいればいいという、そういう最低限というものではなくて、人として尊重される、健康で文化的な最低限度の保障ということが憲法にうたわれているものだと思います。

摂津市が生活保護のしおりというもの

を出していただいています。ここに様々なことが載っているんですけども、この一番最初のところに、生活保護は最低限度の生活を保障するというようなことが書かれているんですけども、この文章の手前に、健康で文化的なという文言をぜひ入れていただいて、人としての権利というのはちゃんと保障されている、一人一人に対して人権を保障する、摂津市の生活保護の運用をしているんだよというところのメッセージもしていただけたらと思いますので、これは要望としておきます。

またケースワーカー等をふやしていただき、女性ケースワーカーもぜひふやしていただいて、一人一人に寄り添った対応が職員の皆さんにとってもできる環境というのをぜひつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。要望とします。

質問番号9番です。ワクチンと同時に、やはり検査の体制というのが非常に大事だと思っています。症状のある人はもちろんですけども、無症状の人を早く見つけ出して、感染を広げない、この取り組みが本当に今は大切になっているところで、今、数が減っているときにそれをしっかりやっていくことが大事なんじゃないかと思っています。

障害福祉課長からも社会的検査が必要だということはおっしゃっていただきました。ぜひ摂津市で、全ての人には言いません、学校の先生であるとか、保育士であるとか医療関係者であるとか、それから介護や障害の従事者であるとか、そういう方々や職員に対して、この無症状であっても定期的に検査するという社会的検査をやっていただけないかなと思っていますのでございます。もう一度お答えいただ

きたいと思います。

質問番号10番です。健診の問題です。いろいろと配慮もいただいて、日にちもふやしてということで、また来年度は頑張っていただけということをお伺いいたしました。

ぜひ大変ですけども周知も図っていただいて、健診を安心して皆さんが受けられるように進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。要望とします。

以上で3回目を終わります。

○渡辺慎吾委員長 平井理事。

○平井保健福祉部理事 ワクチンに関する9番目の質問でございます。

無症状の方に検査をすれば感染の拡大が防げるという観点につきましては、我々も認識としては持っております。ただ現実的にどの範囲までするかというのは、非常に難しいと思っております。

それは費用面の問題もございますし、体制の問題もあります。ということですので、我々としましては今国のほうで進めているワクチンの接種、それと症状が出た場合にすぐに検査、さらにいうと疫学調査の範囲を広げての検査です。それを決定していくということがまずは感染の拡大を防ぐということになるのかなと考えております。

なかなか新型コロナウイルス感染症につきましては、例えば過去のSARSでありますように、完全に収束することはないと言われておりますので、そういった意味ではこれから一定の時間が、収束といえますか、完全に収まるまではかなりの時間を要するのかなと我々も考えております。

そういう意味では今後、ワクチンのさらなる安定的な供給と、世界各国で治療薬の

ほうも開発されていると、我々もそう認識しておりますので、世界、日本、大阪府、そういった範囲で感染拡大の防止に努めていくということがまず第一義的にやっていかなければいけないことなのかなと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 治療薬とかワクチンとか、そういうものも待ち望んでいるわけですが、それと同時にやはり現在のこの医療が本当に逼迫している状態であるとか、医療関係者に大きな負担がかかっている状態、また重症化、それから死亡される方、こういう方々を少しでも少なくするという観点から、やはり今は検査も大分簡単にできるようにもなっています。前と比べると費用も大分少なくなっていると思います。

私もさせていただいたりしてるんですけども、本当にそういう社会的検査、必要な、その人がなったら周りに広げてしまうという、そういう立場にある方々に対しての無症状の社会的検査をぜひご検討いただきますように要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 次にございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質疑のほうが多々ございましたので、関連して要望させていただきたいと思います。

一つ目はワクチンの件ですけれども、国のほうの体制も日々変化する中、現場のほうは大変な思いをされていると思いますけれども、感謝を申し上げたいと思います。

また来週からコールセンターも開設ということで、本格的に市民の皆さんが動く形になるんですけれども、接種に関しまし

て、未接種として考えられる方として、もちろん接種を望まない方は別として、どういふ方かなと思うと、高齢者に関してはなかなか自分で足を運べない方、それからフルタイムで働いている方については時間的な課題です。ここのところが最後に取り組むところになってくるのではないかなと思うんです。

その点も踏まえて早めにいろんな手段を講じていただいて、一人でも多く接種ができるように進めていただきたいなと思います。

本市の場合は医師会のほうも非常に協力的と伺っていますので、近隣のかかりつけ医で接種される方もそんなに少なくはないと思うんですけども、例えばかかりつけがない、あるいは病院から遠ざかっている方、国保の方に限りますけど、もしレセプト情報とか照会することが可能であれば、その辺はまた後方支援していただけたらなと思います。

もう1点、我々も市内を歩いておりますとワクチンはどうなっているんやというご質問を受ける機会も多いんですけども、地域にあってはやっぱり自治会長であるとか、高齢者と接しておられる民生委員の方であるとかがやっぱり我々と同じように質問を受ける立場かなと思います。

そういう意味で、もちろんテレビとかで情報は流れているんですけども、本市としてはこういう方向性になりますというその節目のところでは、掲示板等にも貼り出しをしていただくなど、周知にも努めていただきたいことを要望します。

次に、高齢介護課のほうですけれども、QRコードを活用した見守りに次年度は取り組まれるということで、これは非常にありがたいなと思います。

そういう意味で、せっかくQRコードをつけてもらっても、その周りの方がこれはどういう意味があるのか分からなければ、入れた意味合いも薄れてくると思うので、警察とかと連携しながら、今一生懸命進めていただいているようなんですけれども、警察から交番だよりというのをつくっておられて、それを回覧板で回しておられますので、そういう媒体も活用して、周りの方もこういうのがあるんやなということをつかっていたいただいて活用いただけるように、推進していただきたいなと思います。

併せて、例えば認知症の家族の場合に、当事者の周りにやっぱり家族の方がいらっしゃいます。それで日々一緒に行動するということになるわけなんですけれども、例えばマタニティーの方がつけられるマークのような感じで、本人が望めばそういう介護中であるということが分かるような何か印というか、それもQRコードとセットで考えていただけたらなと思います。

最後に緊急通報装置の件で、さきにも質問がございました。いわゆる固定電話がないというお宅もふえております。それでもガラケーであるとかスマホをお持ちでしたら、高齢者用のガラケーにはワンタッチボタンといって三つまで、これを押したら娘さんにかかるとかいうボタンがあります。そういうボタンに、コールセンターが許すのであれば、発信できるようなことも進めていただいて、本会議でも南野議員のほうから警備会社を通じての通報装置もありましたけども、折衷案みたいな感じになるんですけど、もし携帯をお持ちでしたらそういう活用もできるように考えていただけたらと思います。

以上、要望です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

1番目は敬老事業についてです。予算概要46ページの敬老金1,859万4,000円、これは毎回質問をさせていただいてるんですが、この事業の内容についてお答えいただきたいと思います。

2番目に障害福祉課に係る質問です。予算概要50ページ、老人医療費助成事業になります。老人医療費助成の経過措置というのが先ほど増永委員の質問の中にもありましたけれども、3月31日で終了となります。ただ令和3年度の予算には213万8,000円が計上されておりますので、この内容についてお聞きしたいと思います。

予算概要の50ページ、障害者福祉関係団体補助事業の障害者団体補助金の中身、その内訳についてお聞きしたいと思います。

4番目、保健福祉課に係る質問ですけれども、予算概要の64ページのがん健診の受診についてですが、がん健診受診をしていただくために、いろいろと受診率向上の工夫をしていただいております。その必要性についても担当課は十分承知されていると思います。

令和2年の第3回定例会でも乳がん健診についての受診案内に工夫されているというようなお答えをいただいた記憶があります。令和3年度がん健診の受診率向上に向けての考えている方策がありましたらお聞きしたいと思います。

5番目、補正予算19ページ、予算概要では64ページに係る内容になりますが、感染症予防事業です。

各種予防接種委託料については、令和2年度は9,811万円計上されております。今回の補正で2,026万2,000円と減額されておりました。しかし令和3年度では、また改めて1億541万8,000円が計上されております。この予算の数字について、理由をお聞きしたいと思います。

それから6番目です。これも補正予算19ページ、繰越明許費の7ページに係る質問になりますが、感染症予防事業の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金が、今回は8,882万6,000円が増額されております。この経緯についてお答えいただきたいと思います。

以上、6点です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。敬老祝金でございます。

敬老金は本市に居住する高齢者の長寿を祝福するとともに、高齢者の福祉を増進することを目的とするもので、9月1日現在におきまして、本市に引き続き8か月以上お住まいの77歳、88歳、99歳、100歳以上の方々を対象として、敬老月間である9月中旬に支給するものでございます。

支給額につきましては、77歳は8,000円、88歳は1万5,000円、99歳は3万円、100歳以上は5万円でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 2番目の老人医療費の件でございます。

先ほど増永委員のご質問にお答えいたしましたとおり、令和3年3月末までの経過措置として274人の方が老人医療費の助成を受けておられます。

これらの方の3月診療分、今月中にかかれた分の医療費につきましては、翌年度、つまり令和3年度の支払いになりますことから、1か月分の医療費の見込額に加えて、月遅れの請求が若干ございます。その見込まれる額を上乗せした205万2,000円を老人医療費として計上しておるものでございます。

3番です。障害者団体補助金は、障害者福祉の向上及び増進に寄与することを目的に、摂津市身体障害者福祉協会、摂津市手をつなぐ親の会、摂津市肢体不自由児者父母の会の3団体に交付しております。

それぞれの団体で会員間の親睦や交流を深める事業を中心にご活用いただいておりますが、具体的には社会見学や研修会といった事業のほかに、手芸やグラウンドゴルフなどのクラブ活動、輪い輪い祭などのイベントにもご活用いただいております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番でございます。がん健診の案内につきましては、年度当初に全戸配布します健康づくり年間日程表をはじめ、節目年齢の方への無料クーポン券の配付や未受診者への勧奨などの個別通知、広報誌、ホームページ、チラシなど幅広く周知する媒体などによる方法がございます。これらの内容について受診行動を促すよう、効果的な勧奨方法やメッセージについて研究して改善を進めております。

例えば、単に「健診を受けましょう」と伝えるのではなく、「市の乳がん健診を受けると摂津市から約9,000円が助成されます」といった費用面から、また「10分で終わる検査です」とか、「がん健診は

自覚症状がない方が対象です」といった、心理面などから考えた表現を取り入れております。

さらにがん健診は40歳代の受診率が低くなっていることから、教育委員会と連携し、保護者にチラシを届ける方法などを現在検討しております。

今後も市からの受診案内が市民の行動を後押しし、受診のきっかけがつかれるよう、さらなる研究・改善に取り組んでまいります。

続きまして、質問番号5番でございます。各種予防接種委託料は、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種と、第5期風疹の抗体検査及び予防接種に係るものでございます。

このうち第5期風疹について、当初、国が設定した目標に基づき予算を確保しておりましたが、接種者が大幅に少なかったことが減額の主な理由でございます。また令和3年度に増額となっておりますのは、インフルエンザ予防接種の増を見込んだことによるものでございます。

令和2年度に大阪府が無料化したこと、また予算計上時点で新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されたことなどにより接種者がふえたことを踏まえ、令和3年度に増額としたものでございます。

続きまして、質問番号6番でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金は、ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に、着実に整備することを目的に、国から交付される補助金であり、コールセンターの運営や予防接種台帳システムの改修、備品の購入などの経費が対象となっております。

国が示す全国一律のスケジュールに間

に合わせる必要があったため、令和3年1月20日付で9,947万8,000円の補正予算の専決処分を行ったところでございます。

その後、国の第3次補正予算が成立し、当初に示されていた補助の上限では足りないという自治体の意見を受けて補助上限額がほぼ倍増され、8,882万6,000円の追加交付が決定いたしました。これが今回の増額補正でございます。

なお、同時に繰越明許費にも増額を補正し、増額変更しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 質問番号1番です。敬老祝金についてですけれども、令和3年度の支給方法についてお聞きしたいと思います。

今回、令和2年は私の地元の一人住まいの方が今回はもらえると大変喜んでおられましたけれども、口座振込やということをおっしゃっていました。今までは多分、手渡し、訪問ということだったと思うんです。

この支給方法が効果的であったかどうかについても併せてお聞きしたいと思います。

次に、2番目の老人医療費についてです。内容については承知いたしました。また今回はこの制度が変わるということになりました。対象になる、ならない方がいらっしゃるようでございますが、その制度の変更に対応してご相談等がありましたら、また丁寧な対応を今後も引き続きお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

質問番号3番です。障害者福祉関係団体の補助事業の内容ですけれども、この障害者の協会であつたり手をつなごう親の会、

様々なイベントに私たちも参加させていただくことがあります。

風船バレーボール大会であったり、輪い祭であったり福祉まつりなど、大変活発に、にぎやかに活動されている様子をうかがっております。ただ、やはりその中にいらっしゃる方は、皆さんやはり高齢化にもなっているんだなということも気になるところではあります。

今回、この質問をしたのは、この2018年に障害者文化芸術活動推進法というのが設立されました。都道府県単位での予算措置になるのかもしれませんが、国はこれについての令和2年第3次の予算でも補正をつけておられました。地域における障害者の芸術文化活動への支援ということが目的だそうです。

市に対してこの予算をもらうか、もらわないかということではなくて、やはり文化芸術を通して健常者との交流を広げる、また社会参加の機会をつくっていくということは大事なことでないかと考えております。

文化スポーツ課にも昨日は要望させていただいたんですが、つくっ展という作品展を通して事業展開ができないものかというようなことを要望させていただきました。

そういった触れ合うところ、また交流できる場面というのをこれからどんどんつくことで、やっぱりまちの中に文化とスポーツのバリアフリーというものを創っていくことというのは大事なことでないかと考えております。

障害福祉課としても、ぜひ障害者の社会参加の支援として、今後の検討の一つとして取り組んでいただくよう要望させてい

ただきたいと思います。

それから4番目のがん健診の受診について、いろいろと工夫された案内、受診勧奨を送っていただいているようです。それでこのがん健診の受診というのは、なかなか全国的にもやっぱり受診者が少ないということ。それで毎回、特定健診とがん健診の、結構分厚い封筒が我が家にも届くんですけれども、開いた途端、もうすぐに読むのをやめようというぐらいに量が多くて、やはり文章も公務員くさくなっちゃうというようなところがあるんですけども、このがん健診の受診を上げるために取り組んでいる一つの例がありまして、がん健診はオプションサービスに見えてしまうということがあるんです。

特定健診とがん健診の違いについて、受診者は理解があまりできていないと。しかもがん健診を受けない理由は、たまたま受けていない、または面倒だからといった比較的曖昧なものが多いそうです。

特定健診を受ける際に、当たり前のようにがん健診を受けることができれば受診率は改善できるということで、一つの解決としては人間ドックのような仕組みができれば一番いいのかなと思います。ただ市としては保健センターでのセット健診しかありませんけれども、そういったことが一つあるようです。

もう一つは受診者の立場に立って、申し込み方法の改善ということが取り上げられてました。これは複数のがん健診のクーポンがあります。この中から受けたい健診を選ぶ方法、これが一般的です。これはオプトインという呼ばれる方式であるそうです。

もう一つは、逆に受けたくない健診を選んでもらう。私は今年、このがん健診は受

けたくないわと、選んでもらう。こうすることで、受けるべきがんを選んでもらうような方式、これをオプトアウト方式というそうです。

こういったいろんな手法を変えることで、がん健診に一つは導いていけるような、こういう手法があると聞いておりますので、先ほどの受診勧奨のはがきもいろいろと昨日は見せていただき、大変かわいらしい、女性目線の内容だったように思いますが、ぜひこういったことも参考に、これからがん健診の受診率向上に努めていただくよう、これも要望とさせていただきます。

それから感染予防事業についてでございます。令和3年度の第5期風疹予防接種についてお聞きしたいと思います。

確かこの風疹の予防接種は令和2年度で終了だったと思います。今回延長されたと聞いておりますけれども、その中身についてお聞きしたいと思います。

それから6番目です。感染症予防事業の新型コロナウイルスワクチンの接種の体制についてお答えいただきたいと思います。

先ほどコールセンターのことが委員の質問の中にも出ておりました。コールセンターの運営がそろそろ開始されとお聞きしておりますので、この体制と役割についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。敬老金の令和3年度の支給方法についてでございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、敬老金の支給を民生委員の戸別訪問から口座振込に変更して行いま

した。

口座振込に変更したことによって、民生委員から敬老金を受け取っていないとのトラブルや、民生委員が戸別訪問するときの紛失や盗難などのリスク回避をすることができ、よかったと考えております。

その一方で、ひとり暮らし高齢者の登録をされていない地域にお住まいの高齢者を民生委員が把握する機会というものがなくなってしまったという影響も出ております。

令和3年度の支給方法につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種や、感染の状況を踏まえまして、民生児童委員協議会と調整して決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号5番でございます。第5期風疹予防接種は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象とし、抗体検査で陰性が確認された方が予防接種の対象となっております。

集団予防を目的とし、風疹が原因となる先天性風疹症候群を防ぐため、公的な予防接種の対象とならなかった、抗体価が低い世代を対象に実施しております。

国は令和3年7月までに対象世代の男性の抗体保有率を85%に、同年度末までに90%に引き上げることを目標に掲げ、令和元年度から開始しましたが、現段階で全国的に目標達成が見込めないことから、令和3年度も事業を継続し、既に送付しているクーポン券を延長して使用できるようにされたところでございます。

続きまして、質問番号6番でございます。新型コロナウイルスのワクチンのコール

センターは、来週3月15日月曜日に市役所201会議室に開設いたします。

運営は事業者に委託して8人体制でスタートし、市民等からの相談に対応してまいります。

また相談のほか、接種券を発送した後は接種の予約受付や、接種券を紛失した方などへの券の再発行、接種者のデータ入力などを担います。開設を前に、先日から研修を行い市民等への丁寧かつ正確な対応に努めるよう準備を進めているところでございます。

なお、今後は業務がふえてきますことから、人員体制につきましては不足のないよう、必要に応じて追加していく予定でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。それでは、敬老祝金についてです。

これから後期高齢者がふえてまいります。それにちなんでも、この敬老金の支給額というのも増額されていくんだろうなと想像するところであります。

人生100年時代と今は言われております。本当に元気な高齢者もどんどんふえておりますが、担当部署においては高齢福祉サービスの全体俯瞰で立ってみたときに、何を充実させて、どういったところに予算を引き出してくるのかということが、本当に頭を悩ませるような検討をされていることではないかと考えます。

そのような全体の検討を行う際には、広く日常的なサービスの充実が図られることを視点において、この敬老事業をどのように検討していくのかということをぜひとも取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

今回、施政方針で市長が高齢者のニーズに応じた移動支援について研究していくというようなことで、今回、委員からいろいろと質問をされておりました。

それでこのニーズというのはいろいろとあると思うんですけれども、私はこの高齢者というキーワードだけではなく、障害者として、また妊婦という方々を含んだ、いわゆる交通機関には、かつては、昔はシルバーシートと言われたんですけれども、今は優先座席の対象者となるような、そういう方たちを想定した移動の支援の在り方ということについて、広く研究していただきたい。そして高齢化だけでその予算を絞り出すというよりは、様々なそういった観点で、この予算の考え方にも取り組んで、ぜひいい移動支援の在り方を研究していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

感染予防事業の風疹の予防接種についてお答えをいただきました。

この風疹のワクチンを抗体がない方になるべくたくさん受けていただくということで、オリンピックの期間というのを一つは目標にしていたかと思えます。そのオリンピックも一緒に延長されてしまったんですけれども、この風疹が妊娠されている方がかかると大変危険な状態になるということが一つあります。

もう一方では、もう関係ないやと思って、クーポンを捨ててしまった、どこかに埋もれてしまったというような方もいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひこの延長についての広報を周知を図っていただくよう、お願いして要望させていただきます。と思っています。

あと、新型コロナワクチンの体制の確保

については、本当にこのワクチンがいつどのようにくるのか、それが定かではない限りは本当に体制を常に柔軟的に考えていかなければいけない、担当課が本当に悩ましいところかと思っております。

もう一方ではマスコミ情報が先行して、ワクチンに対する正確な情報が分からないといった声も近隣からは聞いております。怖いよねというようなことがまず先行で頭にある方もいらっしゃると思います。

やはり、ワクチン接種することで感染を防いでいくということが大きなことかと思えます。私もよく福住委員は受けますかと聞かれるんですが、「はい」とそれは言います。

そういう意味では、今後の体制確保も合わせて、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。要望とさせていただきます。以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時26分 再開)

○渡辺慎吾委員長 それでは再開いたします。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは私のほうから質問をさせていただきます。

1点だけになりますけれども、予算概要ですね。178ページになるかと思いますが、パートタイマー等退職金共済事

業というところで、1,263万9,000円が計上されておりますけれども、前年度と比べますと600万円程度減額されております。

見ますと、退職金の給付金が大幅に減額されていることが主な要因かと思えますけれども、改めて前年、コロナ禍ということもありますけれども、減額されている理由と、毎回聞いておりますけれども、現在の加入事業者数とか人数、あと前年比からの増減等々、数字的なものも合わせてお聞かせください。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、光好委員のご質問についてお答えさせていただきます。

減額の理由でございますが、令和2年度に関しましては、退職者が前もって事業者のほうから15名おられるということが分かっておりましたので、予算を計上させていただいておりました。

そういう状況が令和3年度にはございませんで、例年に近い25名の方の退職を見込んでおりますが、減額になっておる状況でございます。

続きまして、令和3年の3月31日の加入者の事業者でございますが、30事業所でございます。加入人数は145名ということで、前年度と比較させていただきますと、2事業所の増加と、人数は8名増加でございます。

退職者等もございましたが、加入していただく事業所もございまして、人数的には増というような現状となっております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます

た。減額がされている理由、承知いたしました。コロナ禍の影響等々関係なく、そういった情報というか、そういう見込みの話を見せていただきました。

あと、加入事業所等々については、微増ということで、昨年聞かせてもらったときは下がったというお話だったと思いますけども、いい傾向にあるんじゃないかというふうに捉えております。

また、コロナ禍の話をおうかがいしますが、けれども、中小企業ですね、そういったコロナ禍の状況に応じてというか、環境が大きく変化してと思います。

そういったところの中で、中小企業のニーズですね。どのように捉えられているのかということと、改めて同じような支援ということに、事業ということになるかもしれませんが、今後の展開、方向性等を考えておられましたら、2回目お答えください。以上です。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、光好委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

コロナ禍の状況の中での事業所ですけれども、事業者としては非常に苦しいのではないかなと思っております。

実際、退職するまで、掛け金が見えるわけではございませんので、そういう中で掛けていただいているということでございます。加入の増加もあるように、従業員の方のことと考えていただいている制度の主旨を理解いただいているところが加入いただいたのではないかなと。

商工会なり、うちのパンフレット等でご案内は適時させていただいておりますので、賛同いただいたところが加入いただいていると考えておる状況でございます。

今後の方向性で、制度自体は国の中退共と、やはり1年目等は掛け金が掛け捨てにならないとか、従業員の事業所向けのアンケートもとらせていただいたように、加入の金額は2,000円ということで掛けやすいとかいうメリットもございますので、制度として、事業所の方々のご意見を聞きながら進めていけたらなということで、機会を捉えてPRもしていきたいなと考えておる状況でございます。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

今、コロナ禍ということで、さらに中小企業、特に打撃を受ける可能性もありますので、そういった状況変化にも敏感に反応していただいて、いろいろと、お声も聞いていただいたらいいかなと思います。

やはり、中退共の話もありましたけど、零細企業といいますか、そういったところほどメリットもあるということで、有効なんじゃないかなというふうにも思いますので、引き続きメリットであるとか、そういったところも含めて、広くPRしていただけたらなと思いますので、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。私のほうからは以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにありますか。

増永委員。

○増永和起委員 光好委員のほうからお話がありましたけれども、このコロナ禍の下で、中小企業の皆さん大変な中、増加したということは非常に嬉しいことだかなと思うんですけれども、仮に今まで掛けてらっしゃったところが、しんどくなって、掛け金が払えないということがもしあったとしたら、それを延滞するとか、待つというようなことを摂津市としてはできる

んでしょうか。

納税課のほうなんかも税を納めるのを猶予してほしいというのはやってると思うんですけども、そういうことについては、やめてしまうのではなく、このコロナ禍の間のしんどいとき、しばらく待ちましようということは可能なかどうかをお尋ねしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 増永委員、1回目のご質問についてお答えさせていただきます。

条例上、制度上は待つということは、制度的にはできない状況にはなっております。

ただ、ご相談の状況の中で、12か月になると強制的にやめていただくという条例の縛りもありますが、ご相談の中で状況とか内容を聞かせていただいて、対処できたかなと考えておりますが、制度的にはそういう形はございません。以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 制度としては今はないと思うんですけども、こういう情勢の中ですので、まずは寄り添ったご相談受けていただきたいと思います。

やはりそういうこと、何か必要だということであれば、またぜひ考えていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第4号、議案第12号及び議案第2

6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、国民健康保険特別会計予算について、質問をさせていただきます。

予算書の10ページ、歳入でございます。

国民健康保険料、18億2,657万2,000円についてお聞きいたします。

全体の保険料でございますが、前年度と比べて、5,686万7,000円の減額というふうになっております。改めて、この要因についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、予算書21ページでございます。

コンビニ収納代行業務委託料についてお聞きいたします。

主要事業などで上がっておりますキャッシュレス決済サービスの経費がここに含まれているというふうに認識をしております。

先の代表質問でも質問をさせていただきましたが、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、また水道料金などを対象に、キャッシュレス決済サービスが開始されるということでもあります。

改めてどのようなサービスなのか、対象者や手数料などを含めて、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。以上2点です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員の質問番号1にお答えいたします。

まず、国民健康保険料についてのご質問でございますが、令和3年度の国民健康保険料につきましては、約3%の減となっております。

提案説明でもありましたように、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を鑑み、一人当たり平均保険料を据え置いたことが主な要因となっております。

加えて、減少傾向は鈍化しているものの、引き続き社会保険適用拡大による被保険者の減少、全体的な所得水準の低下傾向など、様々な要因が複合的に組み合わさり、最終的に予算案としてお示ししているものでございます。

質問番号1は以上でございます。

続きまして、質問番号2、キャッシュレス決済に関するご質問でございます。香川委員よりありましたとおり、既存のコンビニ収納代行を拡充し、利便性の向上を図る手法をとるため、予算としてはこのままコンビニ収納代行業務の委託料に含める形で計上しております。

内容としましては、対象者として、コンビニ収納と同様に、保険料の支払い方法として口座振替や、特別徴収ではなく、納付書払いを選択されている被保険者になります。

およそ被保険者全体の約4割程度が対象になってまいります。

実際、どのように支払うと申しますと、納付書に印字されておりますバーコードをあらかじめダウンロードした決済アプリで、スマートフォンで読み取ることで、スマートフォン上で決済が可能となっております。

費用面についてでございますが、被保険者の方は、コンビニ納付と同様に手数料はかかりません。

市としては、コンビニ収納と同様に、1件当たり55円の収納代行業者への支払い手数料がかかってまいります。

このように、いつでもどこでも保険料を納めることができるという意味で、利便性の向上が期待できて、なおかつこのコロナ禍における不要不急の外出、また非対面という観点からも有効な取り組みであると考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは2回目でございます。

国民健康保険料についての減少の要因については理解をいたしました。このコロナ禍におきまして、仕事を失い、保険料の支払いが大変な方というのは一定数いらっしゃるのだらうというふうに推測いたします。

コロナ禍による影響を鑑みて、今回の保険料の据え置きというのは、一定私も理解できます。

一方で、昨年12月に策定されました令和3年度から適用される、新たな大阪府国民健康保険運営方針を見ますと、引き続き令和6年4月1日には、保険料を府内完全統一にするというふうにされております。

つまり、本格的に保険料を府内の統一基準にまで上げていかないといけないということなんですね。

今回、据え置いたことにより、令和4年度以降の上がり幅、保険料の上昇、上がり幅が大きくなってくのではないかというふうに思うんですけども、そのあたりの認識、担当課としてどうお持ちなのか、2回目お答えいただきたいと思います。

次に、コンビニ収納のキャッシュレス決済サービスについてであります。内容についてはある程度というか、理解いたしました。

対象が約4割ほどいらっしゃるということで、単価も1件当たり、コンビニ収納

と同じの55円ということであります。キャッシュレス決済サービスというのは、自宅にいても支払いができるというふうなことで、とても便利なものだというふうに思います。

一方で、LINE PayやPay Pay、au Payなど、決済サービスを行っている事業者というのは独自のアプリがあるなど、複雑なところがあります。

年配の方にはそういうサービスの使い方が分からないといった方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった方々に対しては丁寧な説明等が必要ではないかと考えます。

今後、このキャッシュレス決済サービス、市民への周知の方法をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

また、他市での導入状況等、答えれる範囲で結構ですので、またそちらのほうも併せてお答えいただければと思います。

2回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、質問番号1、2回目の答弁をさせていただきます。

委員がご指摘のとおり、引き続き次期国保運営方針におきましても、令和6年度における保険料統一ということが示されております。

本市におきましては、依然統一保険料からは乖離がある状況ではあり、本来のあるべき姿としては、令和6年度に向けて、毎年度階段を上がっていかないといけない状況であります。

本年2月に開催されました本市の国民健康保険運営協議会におきましても、被用者保険の委員の方々からは、据え置くのはどうなのか、とのご意見もいただいております。

のも一定事実でございます。

令和4年度以降につきましては、そのときどきの情勢も踏まえ、引き続き、府の広域化調整会議でこの一人当たり保険料の抑制策の検討状況を注視しつつ、激変緩和措置を講じながら、被保険者の皆様の負担を軽減しながら、あるべき保険料に向けて改定を行っていく必要があると認識しております。以上でございます。

続きまして、質問番号2、2回目の答弁に移ります。

キャッシュレス決済の制度の周知についてでございます。

実際に、令和3年度の保険料が決定する、6月の本算定時において、被保険者に送付する保険料決定通知にお知らせをするとともに、市ホームページや、窓口でのご案内、様々な場面を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

併せて、香川委員のご答弁にありましたように、他課でも導入予定がありますので、庁内でも周知の連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、他市の状況でございますが、大阪府内におきましては、守口市のほか、北摂では池田市や吹田市においても既に導入がなされていると聞いておりますので、今後とも導入自治体はふえていく傾向にあるかと思っておりますので、情報収集を引き続き図っていきたいと考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

3回目、要望にいたします。

国民健康保険料についてであります。我々、令和6年度の統一保険料についての考え方というのはよく分かりました。

毎年、毎年、保険料が上がっていくとい

うことで、令和3年度におきましては据置きなんですけれども、令和4年度、令和5年度というのは、保険料の上がり幅が大きくなるということで、大変心配というふうに考えます。

基金等も活用していただいて、保険料抑制ということも考えられるのですけれども、その辺のバランスを見ながら、担当課として上がり過ぎというのは業者といますか、上がり幅が余りに大きいというのは、大変な部分もありますので、その辺のバランスをしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

これは質問を終わります。

次に、キャッシュレス決済サービスについての質問でございます。

周知の方法については理解いたしました。通知書での案内、窓口等での案内をしていただくということであります。それでも分からない方というのも、またいらっしゃると思いますので、丁寧な対応というのをとっていただきたいというふうに思います。

また、答弁から他市での状況、導入状況ということで、まだまだ導入されてる他市は少ないのかなというふうに感じました。

いずれにせよ、このキャッシュレス決済サービスというのは、利用者の利便性向上の観点からも大変いい制度だというふうに思います。

代表質問でもありましたが、ほかの部分、例えばクレジットカード決済についても、手数料が高いという問題はありますけれども、一度こちらに関しても検討していただきたいなというふうに思います。要望で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私のほうから

は4点ございます。

まず、質問1です。

予算書でいきますと、28ページ、予算概要でいきますと168ページになろうかと思えますけれども、特定健診等事業におきまして、特定健診診査等委託料についてでございます。

まずは現在把握している特定健診受診率の推移、今後の取り組みについて1回目お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問2。

ページが前後しますけれども、予算書でいくと12ページになります。

款1の保険給付費等交付金の、保険者努力支給分というのがあります。

これは保険者の様々な努力とか、あるいは頑張りに応じて国からもらえるというふうに私のほうは理解しておりますけれども、この評価の中で、地域包括ケアの推進というところで、国保と後期高齢医療の保険事業の円滑な接続というのできるかどうかという項目があると認識しております。

ご存じのように75歳になれば、後期高齢者医療に保険者が変わるということなんですけれども、今後ますます後期高齢者の、被保険者がふえてくるといった状況の中で、そういった意味で国保から後期高齢へ移行するに当たりまして、保険事業で取り組んでいることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号3です。

予算書でいきますと28ページ。予算概要でいきますと168ページに当たるかと思えますけれども、款5の保険事業費についてです。

これも保険事業全般の取り組みとして、今年度はデータヘルス計画の中間評価を

実施することになっていたかと認識しております。

現在の実施状況等計画に位置づけている各種保険事業、課題や今後の方向性など、見えている部分で結構でございますので、1回目お聞かせください。

最後です。質問番号4、これは補正予算書になります。8ページになりますけれども、款3の国庫支出金の国民健康保険災害等臨時特別補助金のところで、4,664万9,000円が計上されておりました。

これは確認しますと、当初予算では計上されてなかったと私のほうでは認識しておるんですけれども、まず1回目、この中身についてお聞かせください。1回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 では、質問番号1、1回目のご答弁を申し上げます。

特定健診受診率の状況についてでございます。

直近の3か年の法定報告値で申し上げますと、平成29年度が29.9%。平成30年度が30.5%、令和元年度が31.5%と、僅かではございますが、ここ3年は毎年度上昇傾向となっております。

しかしながら、今年度につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、例年最も受診者が多い5月を含めて、緊急事態宣言により、健診の一時中止措置を行ったことから、受診者数の減少が想定されます。

令和元年度の1月と、令和2年度の1月を請求ベース、実質的には4月から8月くらいになるんですが、受診率で見ますと、令和元年度が17.3%であったところが、令和2年度は10.9%。夏時点で既に6.4%の減となっております。

保健センターだけで少しご紹介しますと、2月末で1,729件、昨年2月末では2,131件と、実際の集団健診においても同様に、2割ほど減少しております。

健診再開後に毎年4、5月に受診されていた方、6月以降の月で受けられる状況は見られているものの、今年度におきましては、恐らく30%、あるいはそれを下回る状況になるのではないかと考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 私のほうから質問番号2、国保と後期高齢者医療の保険事業の円滑な接続の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

今後、後期高齢者医療の被保険者数は大きく増加していくことから、国保から後期高齢者医療に移行されるときに、保健事業が断絶してしまわないように、十分認識して取り組むことが重要であり、交付金の項目としても設定されているところでございます。

現状の取り組みといたしましては、保健者がやはり異なることから、予算の枠組みも異なるということで、事業そのものを共同で実施するというところまでは至っていないのが現状でございます。

しかしながら、本市におきましては同じ国保年金課の中で、国保の保健事業担当者、それから後期高齢者の保健事業担当者がございますので、連携がとりやすい環境であるという特長を生かしまして、現在はコロナ禍でできておりませんが、これまでも健康イベントなどではブースを出展しまして、国保と後期高齢者の健診の予約取り次ぎ、こういったことを共同で実施するなど、連携を図ってまいりました。

ほかにも委員からご要望をいただいて、

令和２年度から上限を後期高齢者医療と同じ、２万６，０００円に拡充した人間ドック助成の取り組み、こちらもまさに国保と後期高齢者の保険事業の円滑な接続の一環ではないかと考えております。

質問番号２についてのお答えは以上でございます。

続きまして、質問番号３。

データヘルス計画の中間評価についてのご質問にお答えいたします。

現在、主要１０事業ごとに、中間評価用の計画期間、前半３か年についての実績や課題などを記載するシートを作成し、関係機関、関係各課に照会をかけ、その結果を取りまとめているところでございます。

今見えております全体的な結果としましては、コロナ禍においても主要１０事業のほとんどがおおむね計画どおりに進み、ＫＰＩとして設定している各種指標につきましても、一部横ばいの指標はあるものの、総じて改善、もしくは上向きの傾向にあることから、全体的に、着実に事業が進んでいるとの評価となっております。

しかしながら、その中での改善すべき課題もございまして、例えばですが、糖尿病予防教室事業においては、実施してありました集団指導、こちらでは個々の病状や、生活習慣がやはり異なるということから、集団での指導の効果が十分には見込めないということから、それ以上により多くの人を対象とするポピュレーションアプローチへ切り替えることが望ましいといったような結論にいたりました。

また、各種健診の受診勧奨では、時代に応じたＩＣＴなどの先進技術を活用した取り組み手法の検討が求められるなど、取り組みの手法自体をよりブラッシュアップして実施していくことが今後の展開と

して必要であるとまとめているところでございます。

今後、細部を詰め、年度末をめどに、中間評価結果報告書を取りまとめていきたいと考えております。

質問番号３の１回目については以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号４、補正予算に係るご質問にお答えいたします。

国民健康保険災害等臨時特例補助金につきましましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対して、保険料を減免する、いわゆる新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置に係る国から市への補助金でございます。

この新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置に係る国の補助は、１０分の１０の全額補助となっておりますが、この同補助金で全体の１０分の６、さらには特別調整交付金で残りの１０分の４を補助するものでございます。

今年度の市が適用を行う新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置の見込額としましては、全体で７，７７５万円程度を見込んでおり、その１０分の６について計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず、質問１です。

特定健診、審査と事業の特定健診受診率の推移、今後の見込みについてお聞かせいただきました。

今まで平成２９年度からお聞かせいただきましたけど、上昇傾向にあったものを、

このコロナ禍で下降に転じてしまうという見込みのご説明だったと思います。

この上昇の要因としましては、令和元年度にも実施されています、出張特定健診の効果が大きかったのではないかなというふうに捉えています。

昨年の決算審査に係る委員会におきましても、令和2年度も実施したい、実施を検討したいというふうにおっしゃられていたと記憶しておりますけれども、結果、2回目の緊急事態宣言等々もあって、断念されたというか、見送られたのではないかなというふうに察しております。

そういった中、令和3年度、改めて主要事業一覧を見ていると、出張特定健診のことが書いてあったんですね。このコロナ禍ということもありますけれども、そういった意味合いを一回教えていただきたいのと、令和3年度の取り組み内容についても併せてお聞かせください。

質問2です。

現在の国保と後期高齢者医療の保険料の円滑な接続についてお聞かせいただきました。ご丁寧にお答えいただきまして、おおむね理解いたしました。

先ほど来から言われてますけれども、人生100年時代でございます。高齢者の健康維持増進をますます求められてくるころじゃないかなというふうに思いますけれども、そういった意味からまずは現状をおうかがいさせていただいたしだいでございます。

今後、進めようとされる取り組みについて、2回目お聞かせいただきたいと思います。

質問番号3です。

データヘルス計画の中間評価の実施状況についてお聞かせいただきました。おお

むね計画どおり進んでいるというところですね。また、状況に応じた各種事業の取り組み手法の見直しはできているといったような評価だったんじゃないかなというふうにお聞かせいただいております。

こういった計画、よくPDCAサイクル、つまりプラン、ドゥー、チェック、アクションと言われておりますけれども、絶えず実行しては見直しの繰り返しというところで、まさにこのPDCAサイクルというのが重要じゃないかなと捉えております。

そういった観点からも、これから進捗管理について重要だと思いますけれども、どのように進めていくのか、2回目をお聞かせください。

質問番号4です。

国民健康保険災害等臨時特別補助金の中身について理解いたしました。

依然、コロナ禍が続いております。令和3年度の当初予算では計上されていなかったというところでございます。国の財政支援がないというところなのかという理解でいいのかというところが気になるところでございまして、今後の動向も含めて、そのあたり分かる範囲でお聞かせいただければと思います。2回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、質問番号1、2回目のご答弁を申し上げます。

決算審査に係る委員会でも光好委員よりご意見いただいておりますが、何とか出張健診について実施の方向で取り組めないかと考えたところ、年度当初の4、5月で民間企業の企業健診等がずれ込んできた影響で、それが年度後半に回ってきたこともありまして、委託事業者の体制がとれないという事態につながり、結果としてコロナ禍の第2波、第3波もありましたが、

実施することができませんでした。

しかしながら、令和元年度はあくまでも試行実施ということでしたが、大きな成果、あるいは需要があったと捉え、今後は毎年度継続的に実施していくという意味で、令和3年度からの主要事業で経常化とさせていただくところでございます。しっかりやっていくという意思表示、決意の表れであると認識いただけたらと思います。

令和3年度の取り組み内容としましては、令和元年度をベースとして、未受診者対策の一環として、安威川以南地域の公共施設を活用し、年度後半に実施してまいりたいと考えております。

ただ、ワクチン接種事業の進捗状況次第では、コロナ禍の状況がどの程度変化しているのか、現時点では分かりかねますが、しっかりと対策を講じた上で、密を防ぎながら、安心して受診できる体制を構築して実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 それでは、質問番号2、2回目のご質問にお答えいたします。

今後の新たな取り組みということでございます。

国保被保険者で75歳に到達される方に対しまして、国保と後期高齢者医療の担当者で連携しまして、健診の継続受診のご案内という文書を作成、送付する取り組みを予定しております。

どうしても75歳になられて、保険者が切り替わるということで、健診を受けるときの受診券も変わりますし、受診券が届く時期も保険者が違うので異なるということから、せっかく国保のときに健診を受けておられたのに、後期高齢者医療に移られ

て、ぱたっと健診を受けられなくなるような方もおられるのは事実でございます。

そこで、75歳に切り替わるタイミング、75歳になれる月の前月に、後期高齢者医療の保険証の送付が行われますので、その際に健診の大切さをまとめた案内を同封させていただくことで、引き続き健診を受けてもらえるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

また、国保と後期高齢者医療のデータ連携、こういったものを推進して、国保の74歳の方で特定健診は未受診であるという方のデータを、後期高齢者医療のほうに情報提供し、後期高齢者医療のほうで個別アプローチとして受診勧奨を行うと。そういった取り組みも今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、質問番号3の2回目のご質問にお答えいたします。

データヘルス計画の今後の進捗管理についてということでございます。

年度末に中間評価結果報告書をまとめるのと併せまして、新たに評価シートを作成したいと考えております。

具体的には中間評価結果報告書で示された、各事業の今後の方向性に合わせまして、取り組み手法を見直すとした事業であれば、見直した後の内容を反映したようなシートで、かつ従来から評価シートについては市のホームページで公表しておりますので、これまで以上に被保険者の皆様が見て、分かりやすいようなデザインと考えております。

そのシートを活用して、毎年度、前年度の実績成果課題、こういったものの整理を行って、次年度以降の取り組みにつなげて、PDCAサイクルにつなげていきたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号4、2回目のご質問にお答えします。

国の財政支援の有無につきましては、令和3年度がどうなるのか、大変注目しております。

ただし、市の予算編成段階においては確定はしておりませんでしたので、大阪府からも国の新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置の財政支援を見込まずに予算編成を行うように言われております。

したがいまして、当初予算では計上しておりません。今後、令和2年度に引き続き、国の財政支援が行われるかは、不透明な状況ではございますが、大阪府も緊急予防として国に働きかけをしているほか、新型コロナウイルス感染症の対策の一つである傷病手当金については、令和3年度にかけて財政支援が延長される見込みであると聞いておりますので、新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置の財政支援も延長される可能性はゼロではないものと考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。

3回目に移ります。おおむね要望と捉えていただければと思います。

質問番号1番です。

特定健診等事業の出張特定健診の意味合いと、あと令和3年度の取り組み内容、お聞かせいただいたかと思います。

確かにその時点でのコロナ禍の状況が変わってるかもしれませんが、やっぱりしっかりとその時世を捉えた、適切な対応、対策は講じて、実施していただけたらと感じております。

また、先ほど言っておりました集団健診

については、確かはがきで申し込むようになっていたのではないかと認識しておりますけれども、やはりコロナ禍というところもあり、リモートでの会議だとか、ネットを介するなど、やっぱりコロナ禍という状況に即した対応に変わってきてるんじゃないかなというふうに私は捉えております。

これはすぐというわけではございませんけれども、昨日、確か水谷委員のほうでも、マイナンバーのところですか、おっしゃってたかと思うんですけど、オンラインとか、インターネット上で空き状況とか、健診の予約とか、そういったことができるような仕組みが構築できたら、そういったリスク回避にもなりますし、効率化、あるいはそういった市民のニーズといいますか、そういったサービス向上にもつながると思いますので、しっかりと検討いただきたいなというふうに思います。要望としておきます。

質問番号2です。

今後の取り組みですね、お聞かせいただいたと思います。理解いたしました。

国保と後期高齢者医療のところですね、保険者が変わっても、今、ご答弁がありましたような気づかいといいますか、そういったものがあれば、案内とか文書、受け入れる側も安心して対応できるんじゃないかなと思っておりますので、今考えておられること、ぜひ実行に移していただきたいなというふうに思います。

また、先ほど出張特定健診についてご答弁いただきましたけれども、例えば特定健診も、後期高齢者の健診も、ほとんど検査内容が一緒なんじゃないかなと認識しておりますので、後期高齢者医療の方が受けることができるようにすれば、これはまた

一つの円滑な接続になろうかというふうに思いますので、そういった視点でも、もう考えておられるとは思いますが、ぜひ検討いただければというふうに思います。これも要望としておきます。

質問3でございます。

今後の進捗管理、データヘルスのところについてお聞かせいただきまして、新たに評価シートを作るというところで理解しました。

そういった取り組み、非常に有効かと私も思います。

これ、市全体として見た場合、令和3年度に行政経営戦略が始まることになってます。進捗管理も公表されるということから、シートも統一される、フォーマットも統一されるというふうにお聞きしておるところでございますけども、そのあたり、整合性もとれるように、また行政経営戦略という観点からいったら、ほかの分野別計画等との連携ということも重要ですので、そういったことを参考にしながら、しっかりと評価シート作っていただいて、適切な進捗管理、実施していただければなと思います。これも要望としておきます。

質問番号4です。

国の新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置に係る財政支援の動向についてお聞かせいただきました。理解いたしました。

しかしながら、コロナ禍の影響で、例えば離職を余儀なくされた方とか、平成3年度になったからといって、状況が改善するというふうには、どうなるか分からない状況になると思います。

国の財政支援が仮になかった場合、先ほど補助が10分の10っておっしゃってましたけども、そのいった場合どのような

対応になるのか、例えば市独自、単独でやるということが可能なかどうか、最後お聞かせいただきたいと思います。3回目以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号4、3回目のご答弁を申し上げます。

まず、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、一人当たり平均保険料の据え置きを実施します。

その上で、仮に国の財政支援がない場合は、大阪府の共通基準として実施している保険料減免、例えば令和2年度にコロナ禍の影響で無職になられた方などで、その後も職が見つかっていないといった方は、所得減少として共通基準に該当される可能性があるのではないかと思います。

また、保険料の支払いが困難な方については、これらの制度についてのご事情をくみ取りながらの納付の相談をさせていただくことになるかと思います。

市で実施できるのかどうかのお問いでございますが、新型コロナウイルス感染症対策、新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置そのものは、まさしく国が責任を持って取り組むべきであるものと認識しており、運営方針の主旨等にも反することから、一保険者が単独で行うのは難しいのではないかと考えております。以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 4回目です。

今のご答弁でいきますと、国がやるんやという、やる責任やということで国の財政支援がない場合、単独で実施するのは難しいという理解でよろしいかと思います。

その国の財政決定は、年度途中であれば

補正で行うことも可能かと思いますので、そういった機会をしっかりと捉えていただきまして、引き続き先ほど大阪府の話も出てましたけれども、大阪府を通じて国に要望していくといったところもぜひやっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。要望いたします。以上で私の質問を終わります。○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国保に関しての質問をさせていただきます。

質問番号1番、補正予算の18ページ。

財政調整基金積立金がございます。これで国保の基金は幾らになったのでしょうか。

それと、大阪府が示す保険料よりも、摂津市の保険料は激変緩和で下げています。そのために財源投入として、基金を取り崩してここに入れますというお話が今年度の最初にもあったのではないかなと思うんですけど、これは積み立てになってるわけですね。その関連性といいますか、どういうふうになってこうなってるのかということについて教えていただきたいと思います。

質問番号2です。

予算書のほうで10ページ、国民健康保険料です。

来年度一人当たりの保険料、据え置きということですが、幾らになるのかということをもう一度教えていただきたいと思います。

大阪府が示す標準保険料というのがありますよね。一人当たり幾らなのか。今年度の一人当たり保険料と、大阪府の標準保険料、これ、差額があると思うんですけど、幾らあるのか。来年度それぞれ、今

年度それぞれ教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号3です。

当初予算書のほうの12ページです。

基金繰入金があります。これは先ほどお話があったかと思いますが、標準保険料と差を埋める財源として入れられているんじゃないかと思うんですけど、この財源のことですね。標準保険料と埋めるための財源は基金だけなのか、それともほかにあるのか。総額とその内訳。内訳のそれぞれの額、それを教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号4番です。

12ページに一般会計繰入金というのがございます。保険料引き下げの財源として、今まで法定外繰入金が入れられていたと思います。今回はどういうふうになっているのでしょうか。一般会計繰入金には、法定の繰入金と、最低限これだけは入れるようにしてというふうに決まってるのが、この法定の繰入金ですね。

それから、いわゆる法定外繰入金。摂津市が独自の判断で入れているものがあります。

この一般会計繰入金の中で、法定外繰入金はどれに当たるのか。その法定外繰入金の中にも、いろいろと中身があると思うんですけど、その金額と中身についても教えてください。

質問番号5番です。

来年度、一人当たり保険料と、引き下げ財源、これをどうなってるかという質問ですが、これはあくまで一人当たりの保険料ということであり、それぞれの家族の構成によって保険料は変わってきます。来年度の保険料、モデルケースで教えていただきたいと思います。今までも家

族4人とか、二人暮らしとか、一人暮らしとか、教えていただいていたと思うんですけども、お願いします。

質問番号6番です。

先ほども出ていましたけれども、大阪府の運営方針、これが見直しとなって、来年度からは新しい運営方針の下でスタートするということになります。

3年間連続値上げを摂津市が行ってきたのは、摂津市の保険会計が赤字だからとか、そういうことではなくて、黒字なんだけれども、大阪府の標準保険料に追いつくためにやってきたわけです。

来年度からの運営方針、会計のために、その運営方針は見直しがされているわけですが、一体どんな内容が変わっていくのでしょうか。教えてください。

質問番号7番です。

保険料減免制度と、一部負担金減免制度。一部負担金減免制度というのは、払えない人に医療費を免除するための制度ですけれども、摂津市は今、それぞれ何人が受けてはるのか、その状況を教えていただきたいと思います。1回目の質問です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、質問番号1、基金に関するご質問についてお答えします。

令和元年度決算時点において、基金残高におきましては、3億8,555万7,410円となっております。これに先ほどの補正額にあります基金の積立金が今後積み上がる予定になっております。

続きまして、質問番号2、令和3年度、つまり2021年度の保険料についてのご質問でございます。

令和3年度の一人当たり保険料は、本市におきましては、11万207円でございます。

ます。

令和2年度は同額でございましたが、参考までに令和元年度は、10万4,947円となっております。

また、大阪府の必要額ベースで申しますと、本市は令和3年度は15万996円。大阪府平均が令和3年度、14万2,845円となっております。

なお、本市における必要額ベースでの差額ですが、令和2年と令和3年で申しますと、2,528円の減となっております。

続きまして、質問番号3、保険料抑制に投入した財源の内訳に関するご質問でございます。

令和3年度におきましては、合計で8,280万5,000円を保険料の抑制財源として投入しております。

内訳としましては、府支出金等で4,858万6,000円。基金として、3,421万9,000円となっております。以上でございます。

続きまして、質問番号4、一般会計からの法定外繰り入れに関するご質問でございます。

その中で、内訳といたしまして、保険料軽減分等繰入金がございます。こちらのほうが法定外繰り入れに該当しますが、まず保険料の抑制分に関してはゼロ円となっております。

また、それ以外で保険料の独自減免分で、223万4,000円。一部負担金減免の独自分で、202万6,000円を計上しております。以上でございます。

続きまして、質問番号5、令和3年度一人当たり保険料に基づくモデルケースでの保険料のご質問でございます。勝手ながら3ないし四つのモデルケースでご答弁

させていただきます。

まず、モデルケースの一つ目として、単身世帯、65歳から74歳で、年金収入が月額12万円程度の方。この場合、令和3年度では2万3,587円。令和2年度より159円の増となります。

続きまして、モデルケースの二つ目として、二人世帯、60歳から64歳の方で、年金収入が月額各々8.5万円あった場合、令和3年度では保険料は7万6,789円。令和2年度からはマイナス969円となります。

モデルケースの三つ目として、3人世帯、40代一人とお子様二人の、所得が100万円の場合。令和3年度は17万6,056円で、令和2年度より472円の増となります。

ただし、税制改正等で営業所得のみの方で計算しますと、令和3年度は16万2,756円で、前年度より1万2,828円の減となります。

最後に、モデルケースの四つ目として、4人世帯の場合で、40代がお二人、お子様がお二人で、所得が200万円の場合ですと、令和3年度では40万6,615円で、前年度から351円の増。営業所得のみ場合は、令和3年度は39万3,315円で、1万2,949円の減となっております。

続きまして、質問番号6番。

次期運営方針の見直しのポイントについてのご質問でございます。

まず、全体的なところで申しますと、現行の運営方針の基本理念を踏襲しているというのがまず大前提の上で、一番大きなポイントは、激変緩和措置の内容が、市町村の個別から全面拡大へと変更されたこと。こちらが一番大きな変更点でございます。

す。

また、これまでになかった記載としましては、新たな視点として、新型コロナウイルス感染症への対応についての記載が盛り込まれたという点が、運営方針での改定ポイントとなります。

質問番号7、本市の一部負担金減免の現状についてのご質問でございます。

令和2年度の1月末現在でお答えさせていただきます。

独自減免で37件の承認をしております。延べでするので、実際の対象者としては10人でございます。

参考で申し上げますと、令和元年度は66件、対象者は13人、平成30年度は53件で17人という数値でございました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をしたいと思います。伝わらなかったのかとは思いますが、質問番号1で、補正の分ですね、令和元年度のときの残高、それと積立金の分がここに書かれていますよと。プラスになりますよという話をお答えいただいたんですけれども、今年度の当初、保険料を決めるときに、そのときの標準保険料というのは、今回出されてきたよりも、もっと高い金額が大阪府から示されてたわけですね。

その差額を埋めるために、基金を取り崩して財源として入れますよというお話をそのときしていただいたと思うんですよ。だから基金は減ってないとおかしいのに、今回この補正で積み立てになってるわけですね。この関係について、教えてくださいというふうに言うておりますので、もう一度そのことについて、教えてください。

次、質問番号2番です。

来年度の保険料、一人当たりの分、お聞きしました。大阪府が示す保険料との差が1,528円ということでもいいんですかね。これは据え置きの結果なんですけれども、大阪府は昨年の標準保険料として、こんだけですよって一人当たりを示したもののよりも、今回、来年度に対しては、金額を下げてきたわけですね。だから縮まったわけですよ、摂津市が同じ金額やったとしてもね。これは何で大阪府が標準保険料率を下げたのか。摂津市も引き下げることができたのではないかと、今年度よりも。ということについて、お聞きをしたいと思うんです。3年連続の値上げをしてきたわけですよ。2017年度と比べて、どれくらい上がったのか。2018年度から都道府県化が始まりました。統一化に向けて、みんな同じ保険料を目指してやっていくんだよっていうことになって、値上がりが始まったとは思いますが、この3年間でどれだけ上がってきたのかということについて、教えてください。

続きまして、質問番号3番です。

標準保険料との差を埋める財源について、教えてくださいというお話をしました。基金繰入金のほかは、大阪府からの支出金等ということでございました。今までは、ここに市の独自の一般会計からの繰入金、法定外繰り入れの中から入れていただいたりしてたんですけれども、もうそれは今、一切ないというお話だったと思います。

この今回の予算の結果、基金は一体幾らになるのか。この金額についても教えてください。

質問番号4番です。

保険料軽減分、これが法定外繰り入れと、言われる分ということですね。この保険料軽減分の内訳、市独自の減免制度、保険料

減免のためのもの、それから一部負担金、医療費の減免のためのもの、このもう二つだけになったと。保険料を抑制するための財源は、一切入ってないということです。

市が今までずっと頑張って市民のために保険料を引き下げようとして入れてきてくださったた保険料抑制のための繰入金がなくなってしまうということですね。基金というのは、保険料を取った分も入ってるわけですよ、積み立ててるのはね。市の財源じゃないんです。市の純粋な財源じゃないって言うんですか、保険料もそこに入っている。そういうものなので、次の保険料の抑制のために基金を入れるということは、その前の保険料はそんなに高いということですよ。このことについては、本当に問題だなというふうに思っています。

4番については、もうお答えは結構です。質問番号5番です。

モデルケースのお話をいただきました。すごくややこしかったんですけども、そのモデルケースの中で、一人当たり保険料は据え置けたよというふうに聞いてるんですけども、65歳から74歳以下、年金収入、月12万円の方、159円上がってるわけですね。

それから、ケース3、3人世帯、シングルマザーと子ども二人みたいな世帯ですよ、100万円が所得。ここも給料の場合は472円の値上がりなわけです。

そして、4人世帯、夫婦と子ども二人、年間所得200万円、これもお給料の場合は351円の値上がりになるというお話だったと思います。

こういうところが、やっぱり金額的には何百円ですけども、このケース4、所得200万円、お給料の方ですけども、

40万円超えの保険料、ここは変わってないんですよ。さらに351円上がった。本当にしんどいと思います。自営業の方は下がりますというお話だったけれども、それにしても所得200万円の中で、39万3,315円ですか、40万円近いお金が出ていく。本当に大変なことだと思います。摂津市は、もう頑張ればね、保険料の引き下げができたんじゃないのかと、つくづく思うところでございます。

このことについて、どう思われるか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、質問番号6番です。

今回、大阪府の運営方針の見直しということで、ポイントは、今までの基本理念をほとんど変えていませんとおっしゃった、そのとおりだと思います。大阪府はあまり変えようとしていません。

激変緩和の在り方を大阪府下の市町村の中で、ここにはあげる、ここにはあげないというのをやめて、全部押しなべて、配りますっていうやり方にしたっていうことですよ。それが結果どうなったのかっていうのは、その市町村によって違うと思うんです。

私がね、今回、大阪府の運営方針案を読ませていただいて、これだけじゃないと思うんですよ。医療費総額の推計、これが現在の運営方針と新運営方針の案ですね、まだ。これの中で、違っていると思うんですけども。

そして、実際の医療費の総額、こういうグラフも出ておりました。これも違っていると思うんです。これはどうなっているのか、ざっくりとでいいです。細かい数字でいいです。教えていただきたいと思います。

質問番号7番です。

保険料の減免と一部負担金減免を教え

てくださいと言ったつもりなんです。今、一部負担金減免だけ教えていただきました。人数が大分減っているのかな、前はもう少しいたのになというふうに思いながら、いてるんですけど、そうでもないですかね。

どっちにしても、摂津市の一部負担金減免制度は、私はすばらしいものだと思っております。本当に病院にかかりたいのにお金がないというときに、窓口に行けば、丁寧に説明をしていただいて、条件に合えば、医療費の分を無料にしてもらえっていう、こういう制度です。これが通院でも使えるから、医療につながらないで亡くなるとか、それからすごく重症化して運び込まれて、反対に高額な医療費がかかるとかということじゃなくて、早めの病院にかかるということがお金がなくてもできる。国民皆保険制度の本当に下支えとしての国保にしかない制度です。お金がなくても病院にかかる。このすばらしい制度を摂津市で守っていただいているんですけども、統一化になったらどんなふうになるんですか。ここ、摂津市の独自の基準がどうなるのか、教えていただきたいと思います。

保険料の減免制度、今回は新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置がありました。

それから、大阪府の基準の減免があると思います。摂津市の基準の減免があります。それぞれ教えていただきたいんですけども。

先ほど、光好委員の質問に、もしも国の新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置が今回なければ、大阪府の減免が使える可能性があるというふうにおっしゃいました。大阪府の減免というのは、前年の所得と比べて、どれだけ落ちたか。それが

基準なんですね。

ということは、この1年間コロナ禍で大変やった人が新しい年度になって、どれだけ落ちたかというパーセントで見られたら、落ちて落ちて、そんなん生活できないやんっていうぐらいでないと、大阪府の減免制度は使えないっていうことにならないですか。この大阪府の減免制度と摂津市の独自の減免制度についても、教えていただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、2回目のご質問にお答えします。

質問番号1、基金の考え方のお話になるかと思うんですけども、基金残高に関しては、いわゆる会計外と言いますか、会計年度とは別の動きをしておりますので、金額的には、こういった、先ほどのご答弁と同じになりますが、先ほどの質問番号3と合わせての答えて、増永委員の想定しているお答えですと、4億1,000万円ほどになるのが現状で、委員がご質問をされておりました、例えば令和2年度、抑制に5,000万円入れてたはずで、それが減っていないというのは、最終的に出納閉鎖段階で現金が動く形になりますので、現状では、このお答えをしている約3億8,000万円もしくは、積み立てたら約4億1,000万円という形でのご答弁にどうしてもなってしまいます。

以上です。

続きまして、質問番号2、広域化後から実際に一人当たり平均保険料がどれくらい上がってきたかというところでございます。

資料が完全に手元にご用意できてませんが、伸び率から計算しますと、平成29

年度から令和2年度もしくは令和3年度までで、約1万3,000円ほど、一人当たり平均保険料が上がってきております。

続きまして、質問番号3は、先ほど答えましたように、総合的に現段階では約4億1,000万円というお答えになります。

続きまして、質問番号4は要望となりましたので、質問番号5のモデルケースの一人当たり保険料の中でのモデルケース4に関する認識でございます。

モデルケース4の場合ですと、年間平均保険料が40万円を超えていると。高いのではないかというご認識の質問です。

本市のみならず、府内市町村でも、この広域化後の一人当たり保険料の上昇というには、大変懸念をしているところでございます。そこに関しましては、大阪府の公金の充て方をできるだけ保険料本体に充てることによって、一人当たりの保険料を抑制するという事は、引き続き要望してまいりたいと考えておりますし、また少し若干の動きではございますが、子どもの均等割に関しても、軽減される方向で動いておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号6、運営方針に係る医療費推計の質問でございます。

医療費推計におきましては、運営方針における医療費推計は、運営方針の策定要領に基づいて、推計されているものです。

確かに現行の運営方針から次期運営方針では、医療費の自然増と言うか、伸び率が下方修正されております。現実的に、そうっております。

また、保険料に関する医療費推計ですが、こちらに関しましては、直近の推計値で判断しておりまして、少し考え方が違うという点だけは、再度お伝えしておきます。

ただ、それでも令和2年度から令和3年度の医療費の伸びは、0.56%と極めて少ない自然増ということもあった上で、今回の大阪府の保険料水準が低水準になったというのが要因であろうかと思います。

続きまして、質問番号7、減免に関して、答弁もれがございました。失礼いたしました。改めてご答弁申し上げます。

保険料減免に関しまして、まず新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置ですが、令和2年度の2月末時点で申し上げますと、316件、大阪府の共通基準ですと所得減少の部分だけで申しますと、217件、市独自減免におきましては3件となっております。

今後この市独自減免に関して、どのように考えておられるかというご質問もあったかと思います。

現行及び次期運営方針におきましても、統一すべきものの中に、減免が明記されておりますので、本市におきましては、現状、独自減免は大阪府の共通基準を補完しつつ、激変緩和措置期間に基づいて、被保険者の負担軽減に努めるものと考えておりますので、現状では、令和6年度をめどに、一定の方向性を考えたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午後2時43分 休憩)

(午後3時13分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

決算にならないと、確定的な数字が言えないということは、それは確かにそうなの

かもしれません。

しかし、2019年度の決算が、この12月の議会で行われたときにも、保険料を標準保険料率よりも引き下げるために入れた財源というので、市の独自の基金の取り崩しであるとか、市の法定外の繰り入れ、軽減抑制のための分とか、そういうのが結局は使われなかったということが明らかになったところだったと思うんです。

さらに、2,000万円ほどの積み立てを基金に行いました。2019年度末ですね。

今回もまたこれを見ていると、やっぱり同じように、基金の積立金というのが出てきてるわけですから、保険料抑制のために入れたっていうものが、結局は入れてなくて、入れる必要がなくてね、余ってきたということになっていくんじゃないかと。まだ決算ではないから見通しかもしれませんけれども、そういうふうに思われるわけですね。

この間そういうことが続いて、どんどんと国保の基金が膨らんでたりとか、黒字がどんどん積み上がってたりとか、これは摂津市に限らず、大阪府下全体でそういうふうになっている。

その一方で、市民の保険料はどんどん高くなっていったってということがあったということを12月の議会でも指摘をさせていただいておりますが、また今回もそういうふうになっていくのではないかなっていうふうに懸念をしております。

この1番についても、お答えはいいですけども、そういう意味でも、保険料の引き下げに、もっとしつかり財源を投入する。据え置きではなくてね、引き下げるっていうことが必要なのではないかなというふ

うに思っています。

質問番号1番は、これで終わります。

質問番号2番です。

2017年度と比べると、一人当たりで1万3,000円ほどの引き上げになっていってると。この3年間でね。これを家族で合わせると、かなりの金額、所得によっても違うんですけども、大きな値上げになっていってる世帯がたくさんあります。この府の言う標準保険料率を目指して、どんどんどんどん上げていくんだっていうことについてはね、ほんまに、もうやめるべきだというふうに思っています。ぜひ大阪府にね、計算の仕方とか、そういうことも言っていただくのも結構ですけども、しっかりと市の財源投入して、引き下げを行うべきだということを申し上げておきます。

2番目も、これで終わります。

質問番号の3番です。

基金の繰入金4億1,000万円ということ。これも減ってないですよ。この6年間で、もう統一化していくということと言われてから基金を積み上げたわけですけども、この基金は激変緩和のため、保険料抑制のために使っていくんですというふうにおっしゃりながら、なかなか減らないです。それでそのまま持ち越して、大阪府下統一国保というふうなことになる場合は、この財源っていうのは、もうほとんど使い道がないわけですよ。何億円の持っても、これをどう使うかっていうことについては、使い道がないと思うんです。

この統一化によって、基金がまだ残っていた場合、どうするのかということについて、お尋ねいたします。

質問番号5番です。

大変高いと、4人家族で所得200万円で国保料が40万円超え、このことについては、高いということについて、課長もそういう認識をしていただいているというご答弁だったと思います。

大阪府に対して、保険料が上がらないように声を挙げていくんだというようなことも言っていただきました。これは初めて一緒に、そういう声を挙げましょうという、一致できるころだと思っています。

子どもの均等割について、今、国がね、ようやく少し動き出しております。これも早くしてくれと思っています。ぜひ保険料を引き下げるような方向でね、しっかりと声を挙げていていただきたいと思います。これは要望としておきます。

質問番号6番です。

大阪府の運営方針の見直しの中身です。医療費の推計が今までは上がっていくばかりだというふうに言っていたのが、下がっていく、下方修正、こういうものを表として、大阪府も出してきました。これは実際の医療費総額が下がっているからですね。

そういうふうになっていくとね、保険料はどんどんどんどん上がっていくんだっていうことが、そもそも違うんじゃないのっていう話になってくるわけですよ。今まで上がるというて、もうすごい高い保険料をどんどんどんどん示して行って、ここへ追いついてこいというてやってきたわけですけども、そうではなくて、今までが取り過ぎてたんじゃないのって、もっともっと下げられるんじゃないのっていう話だと思うんですね。

高齢者の方がふえていく中で、一人当たり医療費が大きく引き上がっていくんだというようなお話もありました。国保の中

で、加入者が後期高齢者のほうになってしまふので、加入者がどんどん数も減っている、これからも減っていくんだというようなお話もありました。この加入者の見込み、これについても教えていただきたいと思います。

質問番号 7 番です。

減免制度のお話です。摂津市のすばらしい一部負担金減免制度、それから独自の保険料の減免制度、これが統一化になると、もう使えなくなると。全部、大阪府の基準になってしまうというふうなことだと思います。

しかし、課長も、はっきりもうできませんというふうにはお答えにならず、考えていくというようなことをおっしゃったような気がするんですけども、保険料にしても、こういう減免の制度にしても、法律的には、決定権は市町村にあるんですね。大阪府が運営方針で、こういうふうにみんなやるんだって言うてるから、反対するところがなければそうなりますが、いや、うちは独自で行くよって、そう言えば、十分できるわけですよ。市町村に権限がある。ここに間違いがないか、お答えいただきたいと思います。

以上で、3 回目を終わります。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 では、3 回目のご質問にお答えします。

質問番号 3、基金の運用に関するご質問でございます。

今後、統一された場合での基金の移り変わりと言いますか、変遷はどうなっていくのかということですが、今後につきましては、まず保険料水準が上がる方向はもちろんありますので、今後、収納不足は、起こり得る可能性が十分ございます。収納の補

てんに関する財源としては、もちろん十分活用することができます。

また、健康寿命の話もございますが、新たな保健事業あるいは既存事業の拡充に関しても、財源として使うこともできます。

現状は、使わなくて済んでしまったというお問い合わせではございましたが、基本的には激変緩和措置期間におきましては、保険料の抑制財源として使っていくことには、異論はございませんので、そのとおり、今後も活用はする見込みでございます。

続きまして、質問番号 6 番の被保険者数に関するご質問でございます。

少し振り返りますが、平成 27 年度末におきましては、本市の国保の被保険者は、2 万 3, 362 人、加入率で言いますと、27.34%。令和元年度末が 1 万 8, 205 人、加入率が 21.03%という、被保険者数の減少傾向は、令和元年度までは極めて加速的に動いています。その要因としましては、75 歳の到達による後期高齢者への移行と社会保険の適用拡大というものがございます。

ただ、令和 2 年度につきましては、まず大阪府のほうから実績を見た上での数値が示されておりまして、この被保険者数の減少が鈍化傾向にあるとしております。

本市のほうも、少し確認してみますと、令和元年度の 2 月は、前年度からです。991 名減少しているところが同時期で確認して、令和 2 年度で見ますと、533 名しか減少していない。やはり大阪府がおっしゃってる減少傾向の鈍化は、本市にも当てはまるというのが、数字からは確認できました。

この要因としては、後期高齢者への移行で、急激な移行がやや減少したこと、やはりコロナ禍において、社会保険から退職、

仕事がなくなった関係で国保に入ってこられた方、あるいは国保から就職して社会保険に加入することができない方もおられます。そういったことも複合的に踏まえて、被保険者数の減少が鈍化傾向にあるのと認識になっております。

以上でございます。

続きまして、質問番号7番の減免制度に関するご質問でございます。

やはり、繰り返しにはなりますが、現行あるいは次期運営方針におきましては、この減免制度は統一基準の1項目に挙げられておりますので、本市としても、そこを目指していることには変わりはありません。独自の保険料減免、独自の一部負担金減免、どちらにも言えることですが、今は補完する形で、並行して運用しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置というものが新たに入ってきて、少し状況が変わってきております。今後の状況も見ながらというのは、激変緩和措置期間に関して、先日の運営方針の法定意見聴取で、府内市町村でも、それなりに意見が拮抗してるところもありますので、そういった部分も踏まえての私の見解でございます。基本的には、運営方針に基づいて一定のめどを考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、もう要望にしておきますけれども、質問番号3番です。

基金を持っても、統一化になったら、収納不足、これと、それから保健事業、こういうことに差し支えないというお話でございました。収納不足というのは、国保料が高くなり過ぎて、市民が払えないという状態ですよ。こんだけ納めなさいっ

て言われても、もう払えないから滞納がっぱいになるっていう状態ですわ。こういうことをね、起こさないためにも、保険料は引き下げないと、払える保険料にしないといけないと思うんです。

もう一つは、保健事業ですけどね、これはもう大いにやっていただいたらいいと思ってるんです。

でも、何億円もね、保健事業にね、使うっていうのはね、なかなかないんじゃないかというふうに思うので、結局たまっている基金というのは、宝の持ち腐れということになっていくのではないかなというふうに思っています。

この基金の使い方、法的には摂津市の特別会計ですから、摂津市が決めることはできるものです。

質問番号6番です。

今までは後期高齢者に移行する方々がとっても多くって、どんどん減っていったと。社会保険に入る方も、社会保険の要件が緩和されてきましたので、国保から抜けていく人が多かった。

でも、今このコロナ禍の下で、仕事を失って、国保に入ってくる人たちがたくさんいてるという状況やと思うんですよ。そういう方々は、やはり所得、不安定だし、少ないし、大変な状況で国保に入ってくられると思うんです。ここに高い保険料ががんって来るっていうようなことは困るわけですけどもね、一人当たり保険料の伸びが鈍くなるっていうのも、働ける現役世代の人たちが国保に加入してくるということで、高齢者にとっても多い国保ですけども、そこが緩まるっていう部分があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味で言っても、これから医療費がどんどん上がるんだっていうね、大阪

府のスローガンっていうのは、やっぱり違うんじゃないか。しっかりと引き下げの方向に向かっていくように、大阪府に物を言っていたきたいなと。国保に加入してくる仕事を失った方々、まさしく国民皆保険制度の下支えの国保の役割を発揮すべきときですから、しっかりと受け止めていたきたいなというふうに思います。

最後に、質問番号7番です。

課長は、統一基準に合わせていくことが方向性だというふうに思っていますというお話でした。

しかし、法的には、何遍も言ってますけれども、摂津市に責任があるんです。決める権限は摂津市にあるわけです。摂津市が摂津市の市民に対して、どういうふうにするのかっていうこと、その責任は統一化になったからって、大阪府が決めたって逃れられるものではありません。

摂津市は生活扶助基準に合わせて、それにどれぐらいかかっていうラインを持って、所得の低い人を救う、そういう減免制度、独自のすばらしいもの持ってるんです。これを放り投げて、市民を救わないっていうのは、国保としての役割を放り投げることだと思いますので、ぜひともこれからも摂津市の市民のために、しっかりと減免制度も、保険料も考えていっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。ありませんか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず、予算書18ページ、予算概要では162ページになります。

一般事務事業の手数料についてです。

この中に、オンライン資格確認に関する手数料が含まれていると思いますので、まず予算額と、その内訳について、お答えいただきたいと思います。

2番目は、予算書30ページ、予算概要では168ページにあります特定健診未受診者対策事業委託料についてです。

今回、代表質問においても、村上議員より、少し関連の質問をさせていただきました。様々な案内が市役所から届いて、その文面というのは、やはり行政の文書特有の難しい内容であったり、効果的で分かりやすいメッセージにする必要があるということで、去年の決算審査に係る委員会でも、私も質問をさせていただいた取り組みであります。

その中で、対象者のグルーピングをしていくということがあったと思います。種類を含めて、改めて、その内容について、お聞きをしたいと思います。

また、この対象は特定健診の対象となる40歳以上の方でありますけれども、では40歳未満の方について、どのような取り組みを考えておられるのか、併せてお聞きをしたいと思います。

三つ目、3番目ですね、予算書30ページ、予算概要168ページの糖尿病性腎症重症化予防事業委託料についてです。

糖尿病の発症及び重症化予防については、毎回質問をさせていただいております。改めて、来年度予定している委託業務内容について、新しい取り組みがあれば、そういったことも含めて、お聞きしたいと思います。

4番目です。これは条例に当たるところですけれども、議案参考資料にある56ページから57ページの中身で、お聞きをしたいと思います。

議案第26号について、確認の意味になりますけれども、附則第6条の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての改正内容が新旧対照表で示されておりますが、この内容分かりにくかったので、お聞きをしたいと思います。

以上、4点です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員のご質問にお答えします。

質問番号1、オンライン資格確認に関する手数料の部分に関するご質問にお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、一般事務事業の手数料として、通常のレセプトデータの共同電算処理に係る手数料などのほかに、オンライン資格確認等システム運営負担金に係る手数料というものを計上しております。これはシステム運用及び保守を担う国保連合会に対して、各保険者が負担する手数料で、被保険者の数に比例する、いわゆる加入者割という形で支払う形を取っております。令和3年度の単価としましては、被保険者一人当たり、年額21,24円となっております。令和3年度の推計被保数を乗じた36万9,023円を計上させていただいております。

以上でございます。

続きまして、質問番号2番について、お答えいたします。

本事業は特定健診の受診率向上を図るための未受診者に対しての人工知能、いわゆるAIとナッジ理論を活用した勧奨はがきを送付する取り組みでございます。

具体的に申し上げますと、未受診者の方が、当然ながら異なる年齢、性別、職業など、様々な方がおられますが、実は似たよ

うな性格の特性の方がおられまして、例えば心配性の方や頑張り屋の方、中にはめんどくさがり屋の方、そういった方々をAIデータを駆使してグルーピングすることができます。このグルーピングされたグループ、それぞれに効果的なメッセージを送る際に駆使するのが、ナッジ理論という考え方です。人の行動は不合理だということを前提の下、自発的に望ましい行動を選択するような仕掛けや手法をまとめたものを指します。

例えば、心配性の方ですと、いろんなことに不安を抱きやすいので、勧奨はがきには、Q&Aを載せて、不安を解消してあげるといった工夫が大事になってきます。

ほかにも、めんどくさがり屋の方ですと「健診時間は1時間もかかりません」といった形のメッセージをお伝えすることで、考えることができます。

コロナ禍ということで、閉じ籠もりがちな状況もございますので、こういった勧奨はがきによるアプローチは、より重要性が高まっていくのではないかと考えております。

また、ご質問にありました40歳未満の方に関しましては、本市においては、若年者健診がございます。

特に、毎年4月に30歳台の方には、この若年者の方に受診勧奨をしております。大体、毎年1,500名程度の方に受診勧奨はがきをお送りしております。

また、そのほかにも、ヘルスアップの事業として、今後の特定健診の対象者につながるように、自宅に採血の簡易キットをお送りしまして、ご本人で、少し針を刺してもらって血を取るんですけども、それをお送りしまして、その結果がスマホで見れるということで、スマホドックという取

り組みをしております。こちらも40歳未満をメインに実施しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 それでは、質問番号3、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料についてのご質問にお答えいたします。

当該事業につきましては、糖尿病あるいは、その疑いのある方の重症化の予防ということで、人工透析への移行を未然に防ぐことを目的に実施しております。

内容としましては、保健師等の専門職による日常生活面での保健指導、それから保健センターで行っている保健指導を受けた2年目以降の方を対象とする栄養指導、この2本立てとなっております。令和3年度につきましても、例年同様に実施をしてまいりたいと考えております。

なお、保健指導において、コロナ禍の状況を踏まえて、対象者が希望すれば、タブレットを貸し出すなど、例えばオンラインでの保健指導も選択できるような委託業務の仕様を見直すことも検討していきたいと考えております。

質問番号3の1回目については、以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号4、福住委員の条例改正に関するご質問にお答えします。

参考資料にあります、こちらの改正内容としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、いわゆる特措法と言われているのですが、新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項である特措法の附則第1条の2の規定が削除されました。これは国保条例

においても、この新型コロナウイルス感染症の定義として、特措法附則第1条の2を引用しているため、定義を具体的に書き下ろす形に改める改正を行うものでございます。ということで、少し長い文章で書き下ろす形になりました。

なお、本改正の前後で、傷病手当金の対象となる傷病の範囲等に変更はございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、続きまして、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

1番目の質問ですけれども、オンライン資格の確認に係る保健所負担の手数料、これについては理解をいたしました。

それでは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用ですけれども、オンライン資格確認の運用自体は、令和3年3月からの開始予定だったと思います。現段階での準備状況について、情報があれば、教えていただきたいと思います。

2番目、特定健診未受診者への受診勧奨対策事業委託についてでありますけれども、取り組みの内容は分かりました。この未受診対策として、注目されている、この取り組みだと理解をしているところです。他市も、こういった取り組みをしているのか。

また、どの程度の効果が見込まれているのか、分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

3番目です。糖尿病性腎症重症化予防事業についてですけれども、委託業務の内容について、お答えいただきました。オンラインでも対応できるような、そういったことも考えて、その時々状況に合わせて対

応していただく点、非常に大切なことだと感じます。しっかりと対応をお願いをいたします。

また、昨年の第1回の定例会の民生常任委員会でもお聞きをしておりますけれども、保健指導の対象者は、最終的に10名程度に絞られるという現状があります。抽出段階では、関与が必要な方が最もたくさんいる中で、それら保健指導から外れられた方へのアプローチ、それに対して、どうにかできないかということについて、お聞きをしたいと思います。

そのときには、検討する旨といったお答えがあったと思いますので、その後の取り組み状況について、お聞きをしたいと思います。

それから、条例改正についてでありますけれども、新型コロナウイルスの感染症の定義に係る改定っていうお話だったと思います。文言整理に近いことだということで、理解をしたいと思います。

傷病手当金の対象範囲等に変更はないということでありましたけれども、令和2年度における申請・適用状況や今の適用期間については、変更がないのか。お聞きをしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の2回目の質問にお答えします。

質問番号1、オンライン資格確認の運用開始のタイミングでございますが、国はこれまで、令和3年3月開始という形でのアナウンスをしてまいりました。

しかしながら、ここにきて、令和3年3月下旬からの運用開始予定と変更になっており、これが現在のところでの最新の情報でございます。

また、医療機関側の準備としましては、試行的に、全国の幾つかの医療機関が実際にマイナンバーカードを設置されたカードリーダーで読み取るなどの、いわゆるプレテストを行っております。この2月から3月にかけて、現実的には3月上旬からされているとは聞いております。全国でカードリーダーを申し込んでいる医療機関側の準備状況で申しますと、病院で34%、小さい病院と言いますか、いわゆる診療所で19.8%、歯科では22.4%。この取り組みに積極的な意向を示しておられるのが薬局でありまして、薬局では46.1%となっております。最近の新聞報道等でも、うちの薬局はやっていますというような記事や広告がありましたが、薬局では、少しこういった取り組みを、前向きな姿勢が見受けられます。

国は、この3月で約6割程度、令和5年3月には、おおむねすべての医療機関等での導入目標を掲げておられますが、やや現状は目標とは乖離があるように思います。国の審議会では、当面はもう既存の保険証を利用することが最も確実な受診方法であるといった意見も出ていますので、被保険者の方には、柔軟にこういった部分での利用に対しての周知をしていく必要があるのではないかと思っております。

本市の準備状況としましては、被保険者番号に二桁の枝番を付加するためのシステム改修は、既に済んでおりますので、4月以降に発行する、随時発行する被保険者証に関しましては、この二桁が付与された証になります。

これらオンライン資格確認についての情報につきましては、市民課や産業振興課等と連携し、繰り返し広報せつやホームページ等において、記事を掲載するなどし

て制度周知に努めていく予定でございます。

質問番号1は、以上になります。

続きまして、質問番号2、特定健診に係るご質問でございます。

今回の委託は、AIやナッジ理論を活用した取り組みを得意とする専門事業者と国保連合会による集合契約で、大阪府内の国保の保険者の手挙げ方式となっております。この取り組みは、令和2年度から始まっておりまして、13自治体が既に実施をしております。令和3年度は、予定にはなりますが、18自治体が参加すると聞いております。

効果のほうですが、手挙げ方式での実績の分析は済んでおりませんが、独自で直接その事業者と契約をされた近隣の茨木市の例を申し上げますと、平成29年度の受診率で30.3%から平成30年度は33.1%と、2.8%の上昇という結果が出ております。30%前後の推移を考えますと、この約3%は、非常に大きなものですので、本市においても、一定の効果が期待できるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 畑原課長代理。

○畑原国保年金課長代理 それでは、質問番号3、糖尿病性腎症化予防事業の2回目のご質問にお答えいたします。

実際に保健指導を受けておられる国保の被保険者の方は、最終的に10名程度ということで、抽出された方の多くの方は、保健指導を受けておらず、これらの方への対応が、これまでずっと課題となってきました。

もちろん、保健指導の対象となる、この10名程度の方については、既に糖尿病になっている方などで、病状の深刻度は高い

方が多いわけですがけれども、そこまで行かなくても、糖尿病の発症につながるような可能性のある方も、抽出された方の中にはたくさんおられますので、そういった方へのポピュレーションアプローチが望まれているところでございました。

そこで、令和2年度につきましては、糖尿病性腎症重症化予防の対象者の方を抽出した際に出てきました糖尿病の発症もしくは重症化の恐れのある方の中で、レセプトデータのない方、149名の方に対し、医療機関へ受診いただくよう、受診勧奨通知を新たに送付をさせていただきました。

この内訳としましては、健診を受診してはいるんですが、病院に行かれていないという方が59名、それから健診を受けておらず、レセプトデータもない糖尿病の治療歴がある方、この方で90名となっております。

レセプトデータをストレートに用いることは、センシティブなところがございますので、なおかつ、医療機関との連携というのも大事になってきます。

そういったところから、これまで取り組めておりませんでしたけれども、今年度はこういう勧奨の通知を送るといった取り組みを実施をしましたので、今後も、少しずつこういった取り組みを広げていきたいと考えております。

これらの149名の方が実際にその後、病院に行かれたかどうかは、令和3年度に入りましたら、レセプトの状況から追跡調査を行い、勧奨通知の効果測定を行う予定としております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 質問番号4、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年度における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の申請適用状況ですが、現在のところ、2件の申請適用となっております。

なお、傷病手当の支給に対する財政支援の適用期間について、令和3年3月31日までであったところが、同年の6月30日までの対象者にも適用するとの国からの通知があったことから、適用期間については、6月30日までに延長される予定、見込みとなっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、1番の質問に要望させていただきたいと思います。

オンライン資格確認の準備状況について、お答えいただきました。

いつから開始かが直前まで分かっていないというところには、少し不安な点もありますけれども、市の準備のほうは完了されているというお答えだったと思います。くれぐれも被保険者の皆様にご不便をかけることのないように、開始に当たっては、万全を期していただきたいと思います。

広報についても、様々な形で、庁内の連携を基に取り組んでいただいているところだと思いますが、やはり高齢者の方にも分かりやすく、引き続き丁寧な周知を徹底していただくことを要望したいと思います。

2点目ですね、2点目につきましては、他市の実績ということでした。隣の茨木市がそういった効果が出ているということです。当市でも期待をしたいと思います。

光好委員の質問の中でも、この受診率の低下については、質問をされておりましたし、本市の保健センターの健診には、がん

健診のセット健診があり、がん健診によって重症化の予防や早期発見が期待されるという観点からも、健診は健康への大切な一歩であると考えます。疾病の予防のために、受診者をふやしていくこと、そのときに、このことにですね、全力で取り組んでいただきたいと思います。

先ほどのこのナッジ理論を使った専門業者はですね、この紙ベースで行っている受診勧奨についても、コストや効率を考慮する、そういった意味では、デジタル化ということも進めておられるようです。スマホで健診予約や、また結果に基づいたフォローアップも、そういったデジタル化を進めて、やっているところもあるそうです。こういう細やかなマネジメントということが可能になってきているそうなので、そういったことを先進的にですね、取り組んでいる自治体もありますので、まずはですね、受診勧奨からスタートして、効果的なこの先々の取り組みにも、ぜひ研究をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、3番目ですね、抽出条件に該当しながらも、保健指導を受けられない方への新たな取り組みをしていただけるということです。

コロナ禍ということで、家に籠もりがちで、医療機関に行こうという意欲も湧かない、そういう状況もあります。ぜひ通知を受け取った方が病院に受診をしていただくことにつながる。そういうことを願いながら、期待するところであります。

来年度は、実際に病院に行かれたが、効果測定がされるということですので、また分かり次第、その結果を教えていただきたいと思います。

本市はですね、割合としては、人工透析

の患者が府下でも多い自治体と言われておりますので、保健指導のハイリスクアプローチや受診勧奨のオペレーションアプローチの両輪でもって、今後とも重点的にこの分野には力を入れて取り組んでいただくよう要望させていただきます。

4点目ですね、報道によりましては、新規の陽性者は減少傾向にあるとはありますけれども、2件の申請適用は少ないようにも感じます。期間も再度延長されるということですので、改めて被保険者への周知や適宜、適切な取り組みを行っていただくことを要望して、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑は終わります。

次に、議案第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療特別会計の質問を行います。

政府はですね、2022年度からの実施ということで、75歳以上の医療費負担、窓口負担2割の冷酷な政策を打とうとしています。こういう法案を提出をいたしております。約370万人、これが対象になるということですけれども、こういう医療費2倍化というようなことが行われると、この高齢者の医療の制度というのは、どんな影響を受けるものか、お考えをお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 増永委員の質問番号1にお答えします。

現状で分かる範囲でしかお答えはできませんが、委員がご指摘の質問は、昨年1

2月に閣議決定をされた後期高齢者の2割負担に関することであろうかと思えます。

条件面等も一定、結論と言いますか、可決されたことによって、令和3年度に審議がなされるものと思っております。

実際には、令和4年度の下半期から実施がされるとは聞いておりますが、現状、75歳以上の方々、団塊の世代がこれから入っていきますと、より一層、医療費の増というのは見込まれておりますので、それらを考慮しての閣議決定であろうかと思えます。

これらに関しましては、被用者保険並びに国民健康保険の保険料等々にも影響しますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 コロナ禍で大変なときには、医療費が2倍になっていくということでは、本当に受診控えが起こって、高齢者の方々の命が心配な、そういうこの法案でございます。まだ決定はしておりませんが、本来ならば、高齢者の方々の命を守らないといけない制度が反対に命を脅かす制度になってしまいかねない。

私たち日本共産党は、後期高齢者を年齢で囲い込んで、医療差別も当初では予定をされていた。そんなような制度でございました。

この法案の通過のときには、社会保険で第3号被保険者だった方々に対しての特例の保険料減免とかもありましたけれども、そういうものも減らされてきて、いよいよ本当に高齢者に対して、牙をむいてくるような、そういう内容だなというふうに思っております。

この高齢者の制度そのものに対して、日本共産党は反対をしております。ぜひそういう法案を通さないようにということで、摂津市からも手を挙げていただくように要望いたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、要望になりますけども、今年度、私のほうが皆さんの代表ということで、大阪府後期高齢者広域連合の議会に参加をさせていただきました。

他市の方も、いろいろ来られておって、いろんな勉強をさせていただいて、ありがたかったかなと思います。

先日も、議会がございまして、そこで議論された点が2点ありました。

一つは、この後期高齢者に加入する方の加入者数がですね、2025年をピークに、まだまだこれからふえていくということで、この広域連合の事務方のほうは、私も行ってから分かったんですけども、各市町村からの出向で来られて、広域連合の事務をされているんですね。一部の非常勤の方以外は。

そういう意味で、要は加入者がふえていくのに、その職員数で大丈夫なんかという話があったんですね。

本市にとっても、同じことが言えると思いますので、本市の場合は国保と後期高齢者と連携して、事務に当たっていただいているんですけども、もう一度、動向をしっかりと見ていただいて、来年云々っていうわけにはいかないと思いますけども、体制をですね、しっかり築いていただきたい。これが1点です。

もう1点は、健診の受診率についてなんですけども、特定健診の受診率と歯科健診

ですね、これらの受診率に差異があるということで、当然、歯科健診のほうが低くなってしまうわけなんですけども、本市でも同じような傾向があるような話を伺っております。

そういう意味で、その点ですね、本市も是正できないものかなということを要望させていただきます。

増永委員のほうからも少しありましたけども、国保から後期高齢者に75歳になると変わるわけなんですけども、その辺の仕組みがですね、よく理解できていない方もいらっしゃると思います。

そういう意味で、確か75歳の誕生日になる前月に通知が行くような気がするんですけども、もう少し早い段階からですね、国保のほうとも連携取っていただいて、その辺の仕組みが変わるということを少しでも理解していただけるように進めていただきたいなと思います。

もう一つは、毎回お願いしてる点ですけども、国保で言う減免の内容と後期高齢者で言う減免の内容が変化をしてしまいます。今、例えば3人家族で高齢者のご夫婦二人とご子息が一人とかという形のご家庭が本市でもふえております。

最初は、親二人、子一人、合計3人で国保に入っておって、例えばお父さんが75歳になって一人だけ後期高齢者になって、国保のほうはお母さんご子息という形になってくると、もし国保のほうで、何らかの事情で減免を受けてた場合ですね、抜けて後期高齢者のほうに行かれたお父さんのほうは、今までみたいな減免が受けられなくなるわけです。

そういう意味で、トータルとして、保険料が上昇してしまうということも少なくはないような、そういう時代になってきま

したので、府の云々とか、いろいろあると思うんですけども、本市の独自と言いますか、市の年齢構成とか、いろいろ考えていただいて、こう段階が、加入する保険の内容が変わってきてもですね、負担が大きいかからないように工夫をしていただくことを要望して、以上で終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
福住委員。

○福住礼子委員 それでは、後期高齢者の医療費の一部負担割合について、私からも質問をさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計全般に関わりますけれども、後期高齢者の医療費の一部負担割合の最新の動向を把握している範囲で構いませんので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の質問にお答えします。

先ほどの増永委員へのご答弁と少し重複する部分もあるかもしれませんが、ご了承ください。

こちらで把握しているところというところでございますと、やはり昨年12月の閣議決定を経て、これまでの医療費の一部負担の割合が1割から2割に引き上げられるということは、決まっておりますが、対象者の所得基準が示されておまして、本年の通常国会で審議がなされる予定と聞いております。

先ほどは、少し条件面はお伝えしませんでした、具体的な目安としましては、単身世帯で、まず課税所得が28万円以上で、かつ年収が200万円以上の方、複数世帯で年収が320万円以上と聞いております。これらの所得水準に当てはまる方とし

ましては、3割負担の方も含めた上位約30%程度の所得水準の方になるのではないかと考えております。

本市で申し上げますと、1割負担から2割負担に引き上げられるであろうという方は、現時点での推計では、約1,000人から1,100人程度になるのではないかと推計しております。

施行期日は、令和4年度の後半からの実施ということですが、未定のところが多いというのが現状でございます。

ただし、それに関しまして、配慮、経過措置としまして、施行3年間に限っては、負担増加額の上限を月3,000円で設定すると聞いております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。後期高齢者の医療費の一部負担の最新情報ということで、お答えいただきました。

後期高齢者医療の被保険者数は、本当に増加の一途であります。

広域連合会議でも、先々の財政運営面を考えると、一部負担割合の一定程度の引き上げは致し方がないというようなところもあるのかと思います。

まさに、この今、政府がコロナ禍という現状の中で、苦渋の決断をしたのではないかと、私自身は考えております。

そんな中で、私ども公明党も、この議論においては、積極的に提案を行ってまいりました。最終的に、当初案よりも負担を抑えたところに落ち着いてきたのではないかとこのように考えております。

ただ、この制度の改正によって、1割、2割、3割と、自己負担割合が異なってくる方が出てくることもあって、経過措置もあるということではありますが、制度への理

解が追いつかないという方もおられるのではないかということは、考えられることであります。

実施期日もまだ先のことでありますが、ぜひともしっかりその辺の丁寧な対応、窓口での説明や、また様々な媒体を使って、制度の周知に行っていただきたいと、そのことを強く要望して、質問を終わらせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時 8分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○渡辺慎吾委員長 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

議案第18号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時11分 休憩)

(午後4時12分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第7号、議案第13号及び議案第27号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、予算概要の188ページでございます。

包括的支援事業について、お聞きをいたします。

先の代表質問において、安威川以南地域に新設される地域包括支援センターの支所について、その場所、設置場所や運営体制について、ご答弁がありました。今日は、その他の関連について、お聞きをしたいというふうに思います。

まず、自動扉保守点検委託料4万4,000円、地域包括支援センター事務所開設委託料100万円について、新たに予算計上されておりますが、その内容について、お伺いをいたします。

次に、予算概要、190ページでございます。

家族介護支援事業のひとり歩き見守り支援補助金19万8,000円について、お聞きをいたします。

まず、1回目、この取り組み内容について、お伺いをいたします。

以上、2点です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問番号1でございます。

包括的支援事業についてでございます。

自動扉保守点検委託料は、新鳥飼公民館の旧市民サービスコーナーの入り口に設置されているガラス製の自動扉の保守点検を行うための費用でございます。3か月に1回の点検を予定しておりまして、支所の運営開始時期にもよりますけれども、年4回の保守点検費用として計上をさせていただいております。

地域包括支援センター事務所開設委託料でございますが、新鳥飼公民館の旧市民サービスコーナー入り口のガラスに書かれております鳥飼市民サービスコーナーという表示の変更や案内看板の変更など、支所の開設に伴う各種作業の委託費用となっております。

必要な作業内容につきましては、今後、社会福祉協議会等の打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、家族介護支援事業についてでございます。

認知症により、ひとり歩き、以前は徘徊と呼んでおりましたが、今はひとり歩きと呼んでおまして、ひとり歩きの心配がある高齢者の方について、申請に基づいて、10枚1セットのQRコードつきシールを交付いたします。交付したQRコードシールは、ひとり歩きを行うご本人のつえやかばん、財布など、ふだん使っておられる物に貼りつけていただきます。そしてひとり歩きをしている高齢者を発見された方がQRコードをスマートフォンなどで読み取りますと、事前に登録された高齢者の家族のメールアドレスへ、その方の発見した場所の地図情報が自動で送信されまして、併せて簡単なメッセージが送信されるものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、2回目でございます。

地域包括支援センターの委託料について、ご答弁から理解をいたしました。

この地域包括支援センターの支所の運営開始時期ってというのは、いつ頃を予定されているのか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、ひとり歩き見守り支援補助金についてであります。

QRコードをスマートフォンで読み取ると、事前に登録されたメールアドレスへ場所ですかね、地図情報表示されるということで、理解をいたしました。

このQRコードつきシールなんですけ

れども、周知方法について、どのように行っていくのかというのが気になりますので、2回目お聞きしたいというふうに思います。

2回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。

運営開始時期ということでございますが、電話やインターネットの開通工事でありますとか、使用するシステムの環境構築、市民の皆様への周知や引っ越し作業など、一定の準備を経て運営を開始したいというふうに考えておまして、支所の運営開始は、令和3年度の遅くとも下半期、10月からとは考えておりますが、なるべく早く運営開始ができるように調整してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、家族介護支援事業でございます。

現在、認知症によりひとり歩きをしている高齢者を発見した方は、その高齢者の身元が分からない場合、警察にご連絡をしていただく場合が多いと思います。

ですので、摂津警察にシールの内容や使い方などについて、説明をする予定でございます。

その他、広報誌やホームページ、地域福祉通信等の広報誌媒体を通じて、幅広く周知を行うとともに、認知症サポーター養成講座がありますので、その講座を通じて、認知症の人やその家族を見守る支援者の方々への周知を行ってまいりたいと考えております。

また、民生児童委員や校区福祉委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、介護保険事業者連絡会などの関係機関にも随時周知を行ってまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

3回目で終わります。

地域包括支援センターについてであります。

支所の運営開始っていうのは、下半期、遅くとも10月からというふうにご答弁いただきました。計画どおり運営開始ができるように、しっかりと担当課として取り組んでいただきたいというふうに思います。要望です。

次に、QRコードについてでございます。

摂津警察初め、関係機関にもしっかりと周知を行っていくということで、理解をいたしました。

この周知徹底をしっかりとさせていただきますように要望をいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

光好委員。

○光好博幸委員 私のほうからは、全部で5点、質問をさせてもらいたいと思います。

まず、質問1です。

予算概要186ページ、介護予防・生活支援サービス事業におきましてですね、2億3,944万円ですか、予算計上されておりますけれども、改めて前年度と比較しますと、3,000万円弱ですか、減額されておりますので、その理由について、まず1回目お聞かせください。

質問番号2、予算概要188ページ、介護保険啓発事業ですね。

介護保険制度の啓発、広報誌編集の委託料ということで、93万5,000円ですか、計上をされてたかと思います。

これは、今回新たに計上されていると認識しておるんですけど、まずは取り組みの内容について、1回目、ご答弁お願いいたします。

質問番号3、予算概要の188ページ、介護予防普及啓発事業で、279万7,000円ですか、計上されておまして、その中でですね、報奨金として12万5,000円が計上されております。これはですね、令和2年度からの新しい取り組みである健康・生きがい就労トライアルの講師料が含まれてるかとは私は認識しておるんですけども、この健康・生きがい就労トライアルですね、令和2年度からというところでの分かる範囲での実績とですね、あと令和3年度の取り組みについて、併せてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号4番目、予算概要の188ページです。

認知症総合支援事業というところについてお聞きしたいんですけども、令和3年度予算はですね、令和2年度に計上されていた会計年度任用職員報酬と費用弁償、あるいは消耗品というのがなくなってまして、また新たにですね、認知症総合支援事業委託料というところが522万8,000円、計上されております。このあたり、前年度との違いがございましたので、この内容について、1回目お聞かせいただきたいと思います。

最後、質問ナンバー5番目です。

予算概要190ページ、家族介護支援事業というところで、認知症見守り支援について、今、香川委員よりですね、この内容と周知方法等々、質問があったと思いますけれども、私のほうから、この対象者がどういう方で、優先順位と言いますか、どういった方からそういったことのサービス

が開始されるのかというところの点と、もし人数、見込みがございましたら、そのあたりについてお聞かせください。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。

介護予防・生活支援サービス事業でございます。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者や事業対象者の通所介護サービス、訪問介護サービス、訪問型サービスA、通所型サービスCなどに係る給付でございます。

令和2年度は、第7期の最終年度であり、第8期の介護保険事業計画の策定に当たり、給付実績を精査した結果、低くなっております。

令和2年度の給付が伸びていない要因の一つといたしましては、やはり新型コロナウイルスの感染防止のため、通所介護サービスを中心に、サービスの利用を自粛する利用者が一定数いたということで、分析しております。

続きまして、質問番号2番でございます。

介護保険啓発事業についてでございます。

毎年11月に開催しております介護の日イベントのオンライン開催に係る動画作成や作品展のオンライン投票管理機能の作成、及び各コンテンツの市のホームページなどのインターネット上への掲載管理を委託するものでございます。

続きまして、質問番号3番でございます。

介護予防普及啓発事業についてでございます。

健康・生きがい就労トライアルは、高齢者が役割を持って社会に参加するという

ことで、高齢者自身が健康を維持し、いつまでも元気に過ごしていただくことを目的として、市内の特別養護老人ホームの介護職員の介護の補助を担っていただくというものでございます。

就労時間につきましては、1回当たり2時間、1週間に2回、期間につきましては、3か月間と定めることで、高齢者が働きやすい仕組みとしております。

また、就労に対する賃金につきましては、各施設と高齢者との契約により、直接支払われるということになります。

元気な高齢者がその豊富な知識と経験を生かして、支える側となって活躍いただくとともに、介護職員が専門的な業務に専念できるなどの効果も期待されるものでございます。

令和2年度の実績でございますが、令和3年3月3日にですね、先週でございますが、市民を対象とする説明会を行いまして、11名の市民の方が参加をしてくださいました。

今後はですね、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、介護施設への現場説明会、就労が行われる予定でございます。

そして、今回の第1回目の説明会から就労までの取り組みが終わりましたら、今回の取り組みを振り返った上で、令和3年度中に第2回の説明会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号4番でございます。

認知症総合支援事業についてでございます。

認知症総合支援事業につきましては、平成30年4月に、高齢介護課に認知症初期集中支援チームを設置するとともに、認知症地域支援推進員を配置をしまして、市直営で運営の開始をいたしました。

認知症初期集中支援チームにおきましては、認知症サポート医、保健師、社会福祉士という専門職が認知症が疑われる人や認知症の人、そのご家族を訪問して観察、評価を行った上で、家族支援の初期の支援を包括的、集中的に行って、自立生活のサポートを行っております。

認知症地域支援推進員は、地域の支援機関の連携づくりや認知症ケアパス、認知症カフェ、社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やそのご家族を支援する相談業務等を行っております。これらを令和3年度以降、認知症を含めた高齢者の総合相談に係る対応を行っております地域包括支援センターの業務と一体的に行うという観点から、地域包括支援センターの業務を担っている社会福祉協議会に委託をするというものでございます。

続きまして、質問番号5番、家族介護支援事業でございます。

対象者ですが、QRコードつきシールの交付対象者につきましては、65歳以上の摂津市民で、ひとり歩きの心配がある方といたしますが、65歳未満であっても、若年性認知症で要介護認定をお持ちの方についても対象とする予定でございます。

摂津市では、認知症によりひとり歩きが発生した際に、摂津市内で活動する介護事業者や郵便局などに情報提供を行い、仕事の中で可能な範囲で捜索にご協力をいただく認知症高齢者等ひとり歩きSOSネットワークを実施しております。このネットワークには、現在91名の高齢者が登録をされております。

QRコードつきシールの交付対象者につきましては、この認知症高齢者ひとり歩きSOSネットワークの登録者数を踏まえ、令和3年度予算におきましては、入院

されている方などを除いた84名分を計上いたしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

質問番号1ですね、介護予防・生活支援サービス事業において、減額されている理由について、お聞かせいただきました。コロナ禍の影響もあるという認識だったと思います。

要は、サービスの利用を自粛した人がおるということですね。

第8期のプランのパブリックコメント、確認をさせていただいたんですけれども、訪問型サービスAの人数の見込みが確か15人となっていたんです。

今の利用数より、多くなっているような印象を受けたんですけれども、改めて現在ですね、訪問型サービスA並びに通所型サービスC、毎回いろいろ聞かせていただいていますけれども、利用人数についてですね、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号2、介護保険制度啓発広報編集委託料の内容についてですね、お聞かせいただきまして、いわゆる介護の日のイベントのインターネット上での記載管理の委託ということであったと思います。

令和2年度もですね、この介護の日のイベントをオンラインで実施していたかと認識しておるんですけれども、令和3年度ですね、同じような形で実施するのか、もし何か手を加えられて工夫する点などはございましたらご紹介いただきたいのと、改めて効果についてどのように捉えられているのかというのを2回目、お聞かせください。

質問番号3番目です。

健康いきがい就労トライアルのところで、令和2年度の実績と令和3年度の取り組みということをお聞かせいただきました。令和2年度は3月3日ですか、先日説明会が行われて、11名が参加されたというご答弁やったと思います。これから進めていかれるということだったと思います。

これは、本市として新たな取り組みであるというふうに私は認識しておりますし、ぜひ頑張って進めていただければなというふうに思ってます。

ご答弁にもありましたけど、やはり元気なシニア世代といいますかね、技術・技能を持ってはる方々の生きがいを持ってやれる、あるいは社会参加できる仕組みであるというふうに私は考えておりますので、期待できる取り組みかと思っておりますので、ぜひ引き続き頑張って取り組んでいただきたいなと思います。これはもう要望としておきます。

続きまして、質問番号4番目です。

認知症総合支援事業委託料の内容についてお聞かせいただきました。いわゆる職種中心チーム、業務が社会福祉協議会に委託されるものということですね。理解いたしました。この社会福祉協議会に委託することによっての効果、先ほどもご答弁あったかもしれませんが、改めて効果についてお聞かせいただきたいと思います。

最後、5番目です。

質問番号5、認知症見守り支援について。対象と人数の見込みについて理解いたしました。84名ということで、ひとり歩きSOSネットワークというのがあるのは私知りませんでしたけども、そういった方たちを対象にやっていく、やられるということを理解しました。

同様の支援ですね、いろいろ調べてみたんですけど、他市でも展開されているようですね。実は先週も我々の会社の近くでひとり歩きされてる方がいて、たまたまそういうのを見かけて、これからそういった方ね、シールが付くようになるんやなということになれば、私も、もう既に会社で「ひとり歩きしてたら何かQRコードが付いているから、そういうのをこれから見るようにしてくれって」言ってるんですけども、そういった意味では非常に有効な取り組みやと思いますし、香川委員の質問にもありましたけど、やはりそういった方のことも広くPRしていただいて、使っていただけるようにしていただければと思います。

地域でみんなで支えていく体制作りというのをやっていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

2回目、私のほうからは以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問番号1でございます。

訪問型サービスAにつきましては、シルバー人材センターと株式会社布亀の2者に委託をしまして、掃除や洗濯、買物などの生活援助を行っております。

訪問型サービスAの実績でございますが、シルバー人材センターが令和2年12月の時点でございますが、実績が、利用者がお一人、延べ利用回数が23回、株式会社布亀の利用者が3名、延べ件数は55回でございました。

また、通所型サービスCにつきましては、保健センターを事業者として指定しております。リハビリの専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導等が実施される短期間のサービスでございます。令和

2年12月時点での実績は、利用者が37名、延べ件数は168回でございます。

続きまして、質問番号2番でございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、急遽オンラインでの開催となりました。特設サイトのコンテンツを市内の介護保険施設利用者の作品展コンテストのオンライン投票、介護保険事業者の施設紹介、感染症対策の動画、介護現場で働く人たちへのインタビュー記事として作成・掲載管理を業者委託でしました。

ホームページの閲覧数ですが、令和3年2月末で4,002件、令和元年度のコミュニティプラザで開催をした介護の日イベントの来場者数は、1,500人でしたが、それと比べると約2.7倍となっております。

令和3年度のイベントの開催でございますが、新型コロナウイルスの状況にもありますが、対面式とオンライン形式の両方での開催を現在検討しております。

三つのコンテンツの概要は、ほぼ同じですが、令和2年度の動画撮影では、コロナ禍の影響で施設内部に立ち入りができないということの制限があったため、令和3年度での動画撮影では、介護サービスを受けている様子がより分かりやすい動画の撮影でありますとか、介護保険を利用するまでの実際の手続の流れでありますとか、こういったことを動画で分かりやすく説明をしたいと思っております。

介護職員のインタビューにつきましても、さらに介護の仕事への興味や魅力を感じてもらえるような内容にしまして、介護人材の確保につながるようにしたいということも考えております。

また、令和2年度は契約の関係上、動画の使用制限がございましたが、令和3年度

は著作権を市に帰属させることで、例えば出前講座や介護就職フェアなどの介護の日イベント以外での事業の動画利用も検討しております。

続きまして、質問番号4番でございます。

認知症総合支援事業を社会福祉協議会に委託することによりまして、次の3点の効果があると考えております。

1点目は、認知症を含めた高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが初期集中支援チームの事務局を担うことで、総合窓口が一つになって、支援を必要とする高齢者やそのご家族が早期に相談を行い、早期な対応につながるという点でございます。

2点目は、地域包括支援センターが認知症サポート医による定期的な助言を受けることで、地域包括支援センターの対応力の強化がされる点です。

三つ目は、社会福祉協議会のらくらくカフェ、ふれあいサロン、いきいきリハサロンなど、小地域ネットワーク活動と連動した認知症の人や、そのご家族を支援する質の高い地域福祉の構築が図られる点でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。それでは3回目の質問にさせていただきます。

質問1でございます。

介護予防・生活支援サービス事業についてですね、訪問型サービスA、通所型サービスCの利用人数、理解いたしました。先ほどシルバー人材センターと布亀株式会社の利用者也聞きましたけども、一人とか3人、4人ということですね。少ないような気がします。今後、具体的にどのよう

にして利用者を増加させていくのかというところ、最後お聞かせいただきたいと思います。

質問番号2番目です。

介護の日イベント、オンラインでの実施内容、その狙い、効果をお聞かせいただきました。令和2年度は急遽オンラインになったというところで、三つのコンテンツですかね、実施されたということで、オンラインになったことによって2.7倍ですか、4,002件の閲覧数があったということで、すごい効果があったんじゃないかなというふうに思います。

また、ご答弁の中で令和3年度、いろいろ工夫されたということで、介護人材の確保、あるいは介護の日イベント以外の事業でも動画利用を検討しているということです。そういった意味では、さらに効果を高めていくべきだと思いますので、広く周知する必要があるかと思います。

特に、どう取り組んでいくかというところをお聞きしたいんですけど、周知方法を中心にお聞かせいただければと思います。

質問番号4番目です。

認知症総合支援事業においてですね、社会福祉協議会への委託相談と効果についてお聞かせいただきました。ありがとうございます。

今まで、本当に市民にとってどちらに相談していいか分からなかったというふうに思うんですけども、ご答弁にありましたように、社会福祉協議会に委託することによって、地域包括支援センターが窓口が一本化されたということで、いいことだなというか、早期対応が実現できるというふうに思います。

また、社会福祉協議会でのいろんな活動と連動していくことができるというふう

に思いますので、非常に効果的であると感じました。

本当に支援が必要とされる方々に対して、地域包括支援センターが総合的に相談サービス拠点として構築されていくように、引き続き取り組んでいただければというふうに考えておりますのでよろしく願います。これはもう要望としておきます。

2点、お願いいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。

利用者の増加でございます。令和3年度から訪問型サービスA及び通所型サービスCの周知拡大を図ることを目的に、新たな取り組みといたしまして、要支援認定者及び事業対象者への結果通知に訪問型サービスA、通所型サービスCの案内チラシを同封させていただきまして、制度を案内するとともに、老人クラブなどの高齢者団体に同様のチラシを配布することで、制度を広く知っていただいて、この制度を必要とされている方への利用増加につなげていきたいと考えております。

続きまして、質問番号2番でございます。

周知方法でございますが、周知方法は例年行っている広報誌及びホームページへの掲載と、ポスター、チラシを介護施設、公共施設、市の掲示板に掲示することに加えまして、新たにつどい場での配布やLINEでの摂津市からのお知らせを行うことを予定しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

4回目、要望とさせていただきますけど

も、質問1番目のアプローチですね、サービスのよさ、増加についてアプローチ、お聞かせいただきました。新たな取り組みとして、サービスのチラシを同封するということですね。広く周知されるということで、理解しました。

この利用されてる人、まだまだ少ないと思いますけど、必要とされてる方いらっしゃるというように思いますので、本当に特に訪問型サービスAですか、利用者の伸びがないのは、周知方法に問題というか課題があるというふうに私思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

今後も、利用者の方々にサービス内容をよく理解していただくということも重要になるかと思っておりますので、ぜひ丁寧に対応いただけますようによろしく願いいたします。要望としておきます。

質問番号2です。さらに効果を高めるための周知方法を中心にお聞かせいただきました。コロナ禍という状況の中でいろいろ工夫されながら取り組まれてるというふうに認識しておりますけども、やはりそういった状況に即したといいますか、やり方を模索しながらやることが重要だと思いますので、これからはまた丁寧に、あるいは工夫しながら取り組んでいただければというふうに思います。これも要望としておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険特別会計についての質問を行います。

まず、質問番号1番。

補正予算書の3ページ、基金の積立金があります。2020年度の基金残高、これで幾らになるのでしょうか。2019年度

と比べてどうでしょうか。

介護保険は、3年がサイクルです。最初の年は黒字になる、次の年はとんとんということで、最後の年は、今回ですけれども、赤字になるというのが一応介護保険の基金の使い方ということになっておりますが、この点から見ていかがかということも聞きたいと思います。

質問番号2番です。

補正の4ページ、繰越明許費に大阪府地域医療介護総合確保基金というのがあります。このことについても教えてください。

質問番号3番です。

予算書10ページ、第1号被保険保険料、2021年度の保険料ですね、第8期、これがスタートするわけですが、この保険料が一体どんなふうになるのか、教えてもらいたいと思います。

質問番号4番です。

摂津市は、保険料の独自減免、これがあると思うんですが、その内容と利用者数ですね、これについて教えてください。

質問番号5番です。国の保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金、この二つについて、それぞれ内容を教えていただきたいと思います。

また、どんなふうに使えるのか、それについても教えてください。

質問番号6番です。2019年度から、基本チェックリストというものが要介護認定に代わって使えるというふうなことが決まっています。この間の使用は何件あったのか、教えてください。

質問番号7番です。要支援の方々は、総合事業ということで、市が責任を持って行うということになっています。今まで摂津市は、きちんとそういう方々に要介護認定をして、要支援であると、要介護はもちろ

ん要介護、要支援は要支援って認定をして、そこに対しての必要な専門的なサービス、支援が必要な人ということで認定してるわけですから、要支援の方々には必要なサービスをきちんとやっていきますということでお知らせいただいていたと思います。

支援が必要な方が専門的なサービスを受けることで、介護度が大きく進むことを遅らせるとか、そういうことが大切な介護保険全体の事業の問題を考えると、大事なことやと思うんですね。元気な高齢者の方が元気に過ごしていただける、この制度とはまた別に、きちんと支援の必要な方に必要なサービス、このことについての理念ですね、これについてもう一度伺いをしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 基金の積み立てでございます。

令和元年度末は6億3,113万6,573円でございます。約6.3億円でございます。令和2年度末の予定でございますが、6億762万7,493円、約6.1億円となっております。令和2年度は第7期の最終年度ということで、基金を取り崩しまして、黒字を確保しようとしております。取り崩す予定ですが、その結果約6.1億円残るということで考えております。

質問番号2番、繰り越しでございますが、こちらは認知症高齢者のグループホームということで、建設中でございます。本来であれば、この年度末で完成であったんですけども、安威川以南地域で建設中ということで、ただコロナ禍の影響でございまして、建設資材が入ってこないとか、働く方が集まりにくいというような状況もござ

いまして、繰り越しの手続をさせていただいております。

繰り越した結果、サービス開始につきましては今年の8月頃のサービスの開始で、グループホームが開設できるのではないかとこのように考えております。

保険料についてでございます。保険料につきましては、令和3年度から令和5年度までの保険料につきましては、基準額を現行の年額6万9,480円から年額7万5,360円、5,880円、月額にしましては5,790円から6,280円、490円の増となります。

こちらは、後期高齢者が増加をしているということで、介護を必要とする方も比例して増加してまいります。介護給付費につきましては、平成30年度が前年度と比べて4.9%、令和元年度が8.4%、令和2年度、今年度がまだ見込みでございますけれども、令和元年度に比べますと4%程度増加するのではないかと見ております。令和2年度は、新型コロナウイルスの利用の自粛の影響が出ておりまして、感染拡大がなければ、さらに増加していたことが想定されます。

このような中、第8期の伸び率を精査した結果、令和3年度は令和2年度に比べて6.1%、令和4年度は7.7%、令和5年度は7.9%と伸びを予想しておりますので、保険料の改定をさせていただいたということでございます。

質問番号4番でございます。

保険料の独自減免でございます。内容につきましては、現在独自減免につきましては令和2年度で16人になっておりまして、令和元年度で13人となっております。

独自減免の内容につきましては、保険料段階が第2段階、または第3段階の保険料

が賦課される方で、年間収入が一人世帯で120万円以下である、ほかの扶養親族とされていない、居住用以外の土地、建物を有していない、預貯金が350万円以下であるという、四つの全ての要件を満たす方が対象となっております。申請月から年度末の期間について、保険料月額を第1段階まで減額をするということとしております。

質問番号5番でございます。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金でございます。両方の交付金ですが、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みを支援する交付金であることに変わりはありませんが、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくりに資する取り組みを重点的に評価している交付金となっております。

使途としましては、保険者機能強化推進交付金が一般会計で行う予防の取り組みなど、広く活用できる一方で、介護保険保険者努力支援交付金は特別会計の予防・健康づくりのみに活用できるものとなっております。

質問番号6番でございます。

チェックリストでございます。件数でございますが、令和2年度で12月末日現在ですが、28人となっております。新規の方でチェックリストを選択された方が20名、更新時にチェックリストを選択された方が8名でございました。

ちなみに、令和元年度につきましては42人ございまして、新規の方が6名、更新の方が36名でございます。

質問番号7番でございます。

総合事業でございます。必要なサービスに専門的な方がされるということで、今後、第8期につきましても現行相当のサー

ビスを継続していくことに変わりはございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

基金の繰り入れを行って、せつつ高齢者かがやきプランで来季の保険料を算定するというのをされたと思うんですけども、基金残高を全て取り崩してということになるのでしょうか。もう一回そこところを教えていただきたいと思います。

質問番号2番です。

グループホームを新たに作って、8月からスタートしたいということです。今までいろいろな施設の建設ということを考えておられたと思うんですけども、なかなか前に進まない、グループホームはやっと形になったと思うんですが、これからも計画があるのではないかなと思うんですが、その見通しですね、それについて第8期でどういう計画を立てているのか、そのことについても教えてください。

質問番号3番です。

基準月額で6,000円超えというのは、本当に高いなというふうに思います。基準額というのは、本人は非課税の方ですね、年金をもらってはっても、その年金額が課税にならないという方で、介護保険料というのは年金から天引きをされますので、ご本人は年金が非常に少なくなるということになります。本当に悲鳴が上がっています。

この月額の6,000円を超えてるという分で、この北摂7市で行くと、どれぐらいになるのか、値上げをしなかった市はなかったのか、その辺をお答えいただきたい

と思います。

質問番号4番です。

大変高い保険料になってると思うんですけども、基準額が上がるってことは、ほかも全て上がっていくんですね。その割に、独自減免の利用者が少ない、13人とか16人とかいうお話でした。この摂津市の独自減免、おっしゃったように、貯金が幾らあるかとか、そんなことは分かりませんけれども、所得段階でこの人が対象になるかならないか、そういうことは大体分かると思うんですよ。

もう広げて、利用ができる人をふやすというようなことを何か考えておられないのか、知らないで、せっかくできるのにやってないわというような方もいらっしゃるんじゃないかと思うので、そののところに教えてください。

質問番号5番です。保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、それぞれ国がそれぞれの市町村を点数を付けて渡す交付金です。これは、もちろん高齢者の皆さんがもっとお元気になっていただく、そのことについて努力をするということは非常に大事なことだと思うんです。

でも、高齢者の皆さんがどんどんと努力をすれば、もう介護は要らなくなった状態になることは、それもなかなかない話だと思うんです。悪くなっていくのを何とかゆっくりするというのが、普通の状態ではないかなというふうに思うので、そのために一生懸命ヘルパーもケアマネージャーも頑張っていると思うんですけれどね。

この制度をつくっていく背景には、やはり介護保険料の抑制ということを国が考えている、高齢者がたくさんふえてくる中で、財政的に支出を抑えるという背景があ

って、こういうものがつくられて、市町村にお金を配って、頑張ったらぎょうさんあげるよと。そうでなかったら減らすよというふうなことで、やっている。それを一生懸命必死にやる市町村の中には、卒業と言って、本当は介護の制度が必要な、支援が必要な方まで、その制度から放り出してしまうというようなことも現実には起こっています。そういうことがあっては決してならないというふうに思うんです。ここについての考えを伺いたいと思います。

質問番号6番です。

基本チェックリストですね、この基本チェックリストについても、人数的にはそう多くないなというような、お話を聞いててね、思ったんです。でも、要介護認定をしっかり受けていただいて、お医者、ちゃんと必要な助言とかそういうものもいただいて、ケアマネージャーがそれに基づいたちゃんとしたケアプランを作っていくということが、本来必要だと思うんですけど、チェックリストだとそういうところが省けてしまいますね。1回受けたら、介護認定は更新というのがあるってね、その都度その都度受けるということになります。ところが、基本チェックリストは1回受けたら、よっぽど本人からもう一回とかね、状況が悪くなってというようなことがなければ、そのままずっと、1回受けたらそれで終わりというふうなことになっていくわけですね。

新規の方々がたくさんこの基本チェックリストに流れていくというのは、気になりますね。28人のうち20人が新規だと。以前のご説明では、更新で一定もう症状が大体分かかって、介護ヘルパー、ケアマネージャーも付いていて、この人は基本チェックリストであっても大丈夫だろうとい

うような方々を主にチェックリストにするんだというふうなご説明いただいてたんですけど、今はそれが逆転してる、数字の上でということだと思いますので、そのところの説明をお願いします。

それから、総合事業についてです。必要な方にちゃんと必要な支援をといることを、第8期もやっていただけたということだと思います。緩和された基準のサービス、株式会社布亀やシルバー人材センターがやっていただけてる分ですね。そこはちゃんとした、ヘルパーが資格を取ってやるのではなくて、それも簡易な形の試験を受けた方が行くというふうなことになってると思います。要支援じゃない方々にとっては、すごく使っていただけたらいいと思うんですけども、やはり認定が下りている、要支援の方々にそういう形で専門家でない人をどんどん回すということについては、非常に問題があるのではないかと、専門的な知識がない中で、病状が進んでいっても分からないとかね、そういうこともあるのではないかと懸念があります。ここについては抑制的に行っていただきたいと思います。

C型のほうは、リハビリ専門ですということですので、それは結構だと思っております。また、ボランティアB型ですね、これを導入されるおつもり、これはないのかということについてお聞きしたいと思います。

以上、2回目です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1でございます。

基金の取り崩しの考え方でございます。令和2年度末、約6.1億円ということでございまして、ただ令和3年度、予算編成

が終わりましたので、令和3年度末としましては6億4,889万5,720円でございます。約6.5億円、令和3年度末で現在予定をしております。

そのうち、第8期の保険料につきましては、ここから約6.5億円あるんですけども、6億3,450万円、最終的に取り崩しをさせていただこうという見通しをしております。ですので、6億円より少し多くなってしまったんですけども、6億3,450万円を取り崩しを予定しております。

これによりまして、一人当たりの保険料を821円の抑制をさせていただきました。

質問番号2番でございます。

グループホームでございます。施設建設につきましても見通しでございます。以前から第7期、期間中でも三つの建設を計画しておりまして、小規模の特別養護老人ホームというものと、看護小規模多機能型居宅介護というものと、認知症対応型グループホームということでございました。

認知症対応型グループホームにつきましては、現在建設中で、サービス開始の見込みが立ってきたということでございます。

看護小規模多機能型居宅介護につきましては、令和2年度で応募がございまして、こちらは現在審査中でございます。こちらは、審議会に諮る必要があるんですけども、手続的にスムーズに行けば、令和4年度からのサービス開始になるのではないかと、いうふうに見ております。令和3年度中に建設をするということで、考えております。

小規模特別養護老人ホーム、小規模特養と言っておりますけども、こちらはやはり応募がございまして、現在令和3年度に

つきましては、一旦募集をせずに、どういった環境整備をすればできるのかという調査研究をしようかなと考えておりました、他市の事例であったり、施設側のヒアリングを行ったりしようと思っております、その結果ですが、結果令和5年度中に応募をかけたいと思っております、令和5年度中にできれば第9期の保険料に反映させたいと考えておりました、ですので小規模特養につきましては、今までは保険料に算入はさせていただいておったんですけれども、第8期につきましては第8期の保険料に入れておらないということで、そこにつきましても保険料の抑制を図っております。

質問番号3番でございます。

保険料でございます。こちらにつきましては、北摂各市に確認しますと、基金をある程度ためておって、この第8期のコロナ禍である程度基金を投入できたと、取り崩しできたということで聞いているところもございまして、北摂7市でも値上げをしておらない市はあるというふうに聞いております。

質問番号4でございます。

独自減免でございまして、今回保険料が上がるということで、抑制を図ったんですけれども、どうしても保険料が上がるということで考えておりました、独自減免につきましてはしっかりと周知徹底を図っていききたいというふうに考えておりました、独自減免のことにつきましては、新たな取り組みとしまして7月の本算定の決定通知書と一緒に、申請書も同封するということを検討させていただいております。

そのほか、保険料の減免ということで対象になる方がおられるかも分かりませんので、こちらにも新たな取り組みとしまし

て、4月に発送する保険料の仮算定通知書に、保険料とサービスの利用料の減免の案内チラシを新たに同封させていただこうと思っております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の減免の対象となっている方もおられますので、その方につきましても、その方はどうしても4月から6月は前の保険料に戻ってしまいますので、そこは納付猶予や納付相談のご案内ができるように案内文書を同封させていただこうということで、周知徹底を図っていききたいと考えております。

質問番号5番でございます。

保険者機能強化推進交付金と、保険者努力支援交付金ということでございます。内容は説明させていただきましたけれども、こちらは高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みを支援するための交付金ということで理解をしておりますので、我々としましては評価点を高めるために介護サービスを削減するというようなことは考えておりません。適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

質問番号6番でございます。

基本チェックリストでございます。基本チェックリストにつきましては、案内でございすけれども、現在要介護認定の方、要介護認定の申請と基本チェックリストの申請、選択できるようにということで我々は考えておりました、どういうやり方で行っているのかということでございますが、更新申請の場合は市の職員が要支援1、2の認定更新者について直近の給付実績が総合事業のサービス利用のみの人を抽出しまして、要支援1の区分支給限度内であるか、総合事業以外のサービスを利用していないか、また近々その利用希望がないかを

確認し、対象者を抽出しております。

案内につきましては、市の職員がケアマネージャーに電話で確認を行って、ケアマネージャーから利用者本人の意向を確認した上で市に回答をいただくというようにしております。

また、新規申請の場合でございますが、利用したいサービスの種類が通所介護または身体介護を要しない生活援助のみの訪問介護サービスかどうかの確認を行っておりまして、さらに一人で歩くことができるか、買物など日常生活に支障をきたしていることはないか、食事や排せつ、着替えについて一人で行えているかなど、身体面と認知面の両面を確認することにしておりまして、全ての条件に当てはまる方をみを総合事業に案内をさせていただいて、ご本人に、認定申請と基本チェックリストのどちらかを選択していただくということにしております。

ですので、基本チェックリストにつきましては、受けることが原則ではなくて、選択肢の一つとしているということです。認定申請やサービス利用を妨げるものではないというふうに考えております。

質問番号7番でございます。

総合事業でございます。こちらもA型、C型でございますけども、こちらも本人の選択によってサービスを導入するものでございます。

ボランティアB型でございますけども、サービスが現在ございませんので、現在のところは導入するつもりはございません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1番目の問題です。

今までは3年サイクルの最初の年度にどかんと基金があつて、それは取り崩さないうえに何億円も基金がたまって、保険料の値下げに効果をなしてないというようなことでした。今回はそういうことなくしっかりと値下げに入れていただけるということで、その点は評価をしたいと思います。

また、しっかりと頑張っていたきたいと思います。要望にします。

質問番号2番です。

グループホームだけではなくて、ほかのところもまた手を挙げてもらえるところがあつたということで、決定日が進んでいることについては、非常によかったなというふうに思います。

小規模の多機能のほうですね、これについてはやはりなかなか事業者が手を挙げにくいという、その条件をしっかりと立ち止まって考えるというお話だったのかなと思います。ともかく計画に上げて、その分がまた保険料に反映されて保険料が上がってしまうというようなことが、この間に続いていたので、それについてもきちっと受け止めていただけたんだなということで、ありがたいと思っております。

また、どういうふうにしたらこの施設が作っていけるのかということ、施設そのものはね、必要な施設だと思いますので、しっかりと考えて検討していただきたいと思います。これも要望にします。

質問番号3番です。

保険料のお話です。たくさん基金があるところは値上げをせずに済んだんだというようなお話もありましたけれども、本当に保険料が高いということで、もしも払えないというような場合があれば、介護保険から、介護保険料を年金から天引きされる方もありますが、そうではない方もいら

っしゃって、やっぱり払えない場合は保険サービスをもう使えないという状態に最終的になってしまうということなどもありますので、しっかりとその辺では考えていただきたいと思うんです。

このコロナ禍の中でもありますので、介護保険の特別会計の中だけで保険料の引き下げというのが難しかったというのであれば、もちろん国の減免のこともありますけれども、一般会計で高齢者支援策、こういったものも介護保険の中だけでは考えられないとは思いますが、ぜひ提案もしていただきたいなと思います。要望としておきます。

続きまして、質問番号4番です。

今、一生懸命に減免のことを知らせていただくということで、力を入れていただいているんだなということについては、ありがたいなというふうに思います。ぜひ、対象者の方にはしっかりと知らせていただいて、国の減免もあります、先ほど独自減免の話をしましたけれども、そちらのほうもしっかりと周知をしていただきたいなというふうに思います。

しかし、摂津市の独自減免は基準額の方を引かないんですね。もう少し、そういう基準額の方も使えるような減免制度、新しい減免制度を考えていただけないかなというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置は、国がやっている分ですけれども、これもぜひ来年度も新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置ができるようにということで、要望していただきたいと思っています。これ全部、要望にします。

質問番号5番です。

保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、これが介護サービスを削減す

るために使うというふうなことについては、摂津市は考えていないという明確なお答えをいただきました。しっかりとそういう立場で頑張っていたきたいと思えます。これも要望です。

質問番号6番です。

基本チェックリストのお話です。更新の場合は、やはりケアマネージャーとかがしっかりと付いていただくと、ご本人の希望ではありますけれども、アドバイスもいただけるというふうに思うんですね。でも、新しい方はまだそういう相談をできる場所がないという状態の中で、もちろんチェックリストのほうが早くできますし、簡単ですし、そういう中ではこっちにしようかなという方もいらっしゃるかもしれないですけれども、その選び方がその人のために本当にいいのかということら辺では、非常に危ういものも感じるところでございます。

しっかりと専門家がアドバイスできるような体制というのを考えていただくのと、基本チェックリストをやっても、本人の希望ですぐにでも介護認定もできるんだというようなことまでちゃんとお伝えをしていただきたいなというふうに思いますので、これも要望いたします。

最後、7番です。

総合事業の問題です。これもご本人の選択だというようなお話でしたけれども、最初に申し上げましたように、A型は専門的な資格を持ったそういうサービスではないということについて、少し値段は安いかもしれませんが、そこで選ぶのではなくて、しっかりそのご本人にとって必要なもの、それが選ぶ基準じゃないかなというふうに思います。

C型は大いにやっていただいたらいい

と思ってるんですけど、ましてやボランティアB型というのは、責任主体もはっきりしませんし、摂津市はその辺でB型についても導入しようという思いはないということで、ずっと言っていたいてます。これは本当に賢明だと思いますので、これからもその姿勢で頑張っていたきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
福住委員。

○福住礼子委員 よろしく願いいたします。

まず、補正予算書の第4号のほうですけれども、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金についてです。介護保険特別会計補正予算書の歳入の8ページ、歳出の10ページについて、ともに2億1,050万4,000円の減額補正となっているその理由について、お聞きをしたいと思います。

そして、令和3年度の予算のほうです。包括支援事業について、予算概要の181ページの包括的支援事業についてです。包括支援センター業務委託の令和3年度の予算額9,047万9,000円と、令和2年度に比べて1,741万5,000円の増額となっている中身について、お伺いしたいと思います。

そして、同じく予算概要190ページの家族介護支援事業について、QRコード付きのシール、19万8,000円が計上されておりました。このQRコード付きシールの交付をするに至った理由を、聞きたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番でございます。

補正予算の減額でございますが、こちらは大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金というものでして、地域密着型サービスを整備する事業に対して補助を行うものでございます。

先ほども少しご答弁をさせていただきましたけれども、令和2年度の当初予算におきましては、小規模特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、認知症の対応型のグループホームの3種類を介護施設の開設を想定しておりましたが、小規模特別養護老人ホームと看護小規模多機能型居宅介護の2種類については、応募が令和2年度分はなかったことでございますので、減額補正を行うものです。

なお、認知症対応型グループホームにつきましては、1事業者から応募がありまして、令和3年3月の開設予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響で建築資材の調達や工事の作業員の確保が難しくなったということで、開設が令和3年8月に延期となったために、認知症対応型グループホームの基盤整備の費用を繰り越すために、4ページの繰越明許費に記載のとおり、3,360万円の繰り越し処理を行っております。

続きまして、質問番号2番でございます。

包括的地域支援事業でございます。増額の理由として、大きなものは職員体制の充実を図るための人件費の増額でございます。人件費につきましては、これまで保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3専門職、一人当たり定額としておりましたが、職員の勤続年数などによって実態が異なるということがございました。

今後、ますます増加する相談によりきめ

細かな対応ができるよう、市職員の平均人件費を参考にしながら、職階ごとに職員一人当たりの額を増額し、職員数の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番でございます。

QRコード付きシールでございます。認知症によるひとり歩きの対策としまして、氏名、住所、連絡先などを記載したものを身に付けたり、衣服に身に付けたりするという場合がございますが、これは個人情報 を明示するという事になってしまいます。

これに対しまして、QRコード付きシールは、ひとり歩きをしている高齢者等を発見した方と、高齢者のご家族とがシールを提供する会社のサーバを通してメールを送信、受信するものであり、送信者、受診者ともにお互いのメールアドレスを直接知ることがなく、匿名性の高い形でのやり取りを行うことができます。

このことから、本市ではQRコード付きシールの交付を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 1 番目の質問について、これは要望です。

これから在宅で生活をする高齢者というのがふえているということが見込まれることから、地域包括ケアシステムということの充実をは必要であると考えております。

サービスを必要とする高齢者がサービスが受けられるように、特に先ほどの看護小規模多機能型居宅介護というのは本当に喜ばれるものでございますので、ぜひこういった整備については、これからも計画的に進めていただく要望をさせていただきます。

きたいと思います。

2 番目の質問でありますけれども、今回安威川以南の地域について、包括支援センターが設置されるということでありまして、それぞれ専門職が配置されるということですが、特にどのような業務を担っているのかについてお聞きをしたいと思います。

3 番目の質問です。

この、先ほどのQRコードのシール、ひとり歩きの見守り支援をしていくというふうなことだと思います。高齢者をより早期に発見することができて、家族の負担が軽減される、そういった取り組みということだと理解をいたしました。

このQRコード、10枚シールを配っていただけるということなんですが、どういったところに貼るかにもよりまして、かばんとか小物に付けられるような、キーホルダーのようなものがあれば、その装着は随分簡単なものなのかなと思います。最近ですね、ヘルパーのカードがありますよね。マタニティマークであったり、そういうぶら下げるものって結構、普及されていますので、そういった意味でもキーホルダー仕様にされると、装着も簡単だし、分かりやすいのかなと思います。検討していただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号2 番でございます。

保健師は、高齢者やそのご家族の心と体の健康をサポートしまして、高齢者が元気で過ごすためのきっかけづくりや啓発を行う一般介護予防業務を担っております。

また、衛生的・医療的な支援が必要な相談について、関係者と連絡調整の上、対応に当たっております。

社会福祉士は、高齢者虐待対応ですね、または成年後見制度を利用、支援を行う権利擁護業務を担っております。

主任介護支援専門員は、社会資源の発掘、医療機関や居宅介護支援事業者など、様々な機関とのネットワークを構築する包括的・継続的ケアマネージャージメント支援業務を担っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

地域包括支援センターが2か所になるということでありまして、安威川以南のものは狭いお部屋だそうでした、しっかりといい場所がまた見つかることと、これからはどちらが大きいかわからない、要するにこの地域の地域包括ケアシステムのセンターなんだという意味合いで広げていただきたいと思います。こちらが本社でこちらが支社なんだとかいう、そういう意識ではなく、この鳥飼地域の地域包括支援センター、またこの千里丘方面の地域包括支援センターだというような意味合いで、それが核になってこの介護のシステムが広がっていくような、そういった拠点になることを望んでおりますので、これからもそういった広げる、拡充については進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 まず、内容が分かりにくいというふうに、受け止めておりまして、

時間がないので申し訳ない、簡単に説明していただいたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 条例改正ですが、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴って、居宅介護支援事業所に適用する11項目、介護予防居宅介護支援事業所、こちらは地域包括支援センターですが、適用する9項目の改正を行うものでございます。

11項目のうち、まず1点目は高齢者虐待防止の推進でございます。

2点目は、介護保険事業者のより詳細な情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進でございます。

3点目は、質の高いケアマネージャージメントの推進でございます。

4点目は、会議や多職種連携におけるICTの活用でございます。

5点目は、区分支給限度額の利用割合の高い利用者等への対応でございます。

6点目は、ハラスメント対策の強化でございます。

7点目は、業務継続に向けた取り組みの強化でございます。

8点目は、感染症対策の強化でございます。

9点目は、運営規程等の掲示に係る見直しでございます。

10点目は、利用者への説明・同意等に係る見直しでございます。

11点目は、記録の保存等に係る見直しでございます。

次に、介護予防居宅介護支援、地域包括支援センターの9項目につきましては、3点目の質の高いケアマネジメントの推進

及び5点目の区分支給限度額の利用割合が高い利用者等への対応を除く、改正内容と同様でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。11項目、9項目。ある程度理解しました。

特にね、利用者に影響があるのかないのかというのが気になるところでございまして、もし今ご説明いただきましたけれども、私もまた勉強させてもらいますけど、あるいはその内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 利用者への影響のある項目につきましては、私どもは特に5点目の区分支給限度額の利用割合が高い利用者等への対応と考えてございます。区分支給限度額が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める場合に、事業所単位での抽出を行って、市のケアマネージャー資格を持った専門職員が点検を実施しますが、ケアマネージャーにヒアリングを実施するなど、個別具体的に丁寧に対応を行って、客観的に見てサービスを必要とする方のサービスを無理に停止させることは考えておりません。

専門職の意見を取り入れた上で、他のサービスへの切り替えの提案や、やむを得ない事情が確認できた場合には、引き続き同様のサービスの継続を行っていただくということで考えております。

したがって、介護保険のルールにのっとり、適正な運営を行っている介護保険事業者である場合、事業所への影響もないと考えてございます。

また、利用者におきましても、本来自分のできることを過剰なサービスとして事

業者が実施している場合は、指導を行うことはこれまでも実施してきたことでありますので、必要なサービスが利用できなくなるということの影響はないものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

可能性は結局あるけど、事業者、利用者とともに影響ないというふうに、理解しましたので。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 私も、今おっしゃった五つ目の分ですね、ここについての質問なんです。

今までも国はサービスのたくさん利用するようなどころに対して制限をかけてこようと、そういうようなこともいろいろとございました。今、制限をかけるということについては、ストップをしておりますけれども、たくさん使うというところは市に申し出て、そこを市で会議を開いて、それが適正かどうかというのを検討するというふうな会議が開かれていると思うんですね。

また、それがさらに厳しくされるのではないかなという懸念がございます。必要なところには必要なサービスというのは原則ですし、ケアマネージャーがその方に対して、必要だと思っているものをこういう圧力がかかって、なかなか作れない、ケアプランの作成にゆがみが出るというふうなことに繋がらないかということは、非常に心配をしているところです。

また、施行日がこれだけ少し遅くなっていますよね。そのことについても説明していただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 現在、通常よりかけ離れた生活援助の訪問回数ですね、ケアプランに位置付ける場合にはケアマネジャーは市町村に対してケアプランの届け出が要るということになっております。検証の結果によっては、ケアプランの内容全体を再検討することになっております。

この仕組みにつきましては、ケアマネジャーの負担感や毎月届け出ることの必要性、地域ケア会議での検証の難しさというのが指摘されておりました、これまでの議論を踏まえ、ケアプランの届出頻度については年1回で可という改正も行われました。

ですので、運営につきましてもサービス担当者会議の中で議論することができる、柔軟な対応を取っていきたいと、可能となるものでございます。

ちなみに、地域ケア会議で令和2年度は1件開催をさせていただきましたが、回数超過もやむを得ないという判断をさせていただいております。

施行日につきましては、効果的な点検・検証の仕組みがまだございませんので、これをこれから考えていくということで、検証の仕組みの、周知期間を確保ということで10月1日となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 分かりました、ありがとうございました。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時34分 休憩)

(午後5時37分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後5時38分 休憩)

(午後5時39分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

委員会行政視察につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、令和2年度は実施しないことを決定

しましたが、現在においても収束の兆しが見えない状況の中、令和3年度の行政視察につきまして、例年どおり5月に実施することは困難であると考えます。

つきましては、5月の実施を見送りさせていただき、5月から6月の状況に応じて7月もしくは8月に実施できるかを判断したいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、閉会中の調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保険医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政についてを、令和3年9月29日まで閉会中に審査することにいたしていますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、委員会の現地視察について協議します。

昨年、新聞などで報道がありました、高濃度の有機フッ素化合物、いわゆるPFOAにつきましては、大阪府による水質調査が定期的に行われておりますが、検出された濃度が全国ワースト1になっており、看過できない状況になっております。

つきましては、ダイキン工業株式会社による対策状況等を確認するため、淀川製作所での現地視察を実施したいと思いますが、視察することについて皆さんいかがでしょうか。

光好委員。

○光好博幸委員 視察は装置を見たり説明を受けたり、しっかりと処理できているかを見に行くということですか。

○渡辺慎吾委員長 両方です。実際、どういうものかということ、皆さんそこまで専門的に分かってないでしょう。私らが市民から聞かれたときに、それに対して答えることができない。

だから、一応どういうもんかということの説明をいただいて、それできちっとした処理の仕方、そういう機械があるんやったら機械を見せていただいて、それを確認するために、我々是对市民に対してどういう説明するか等しっかりできるために、やっぱり視察しとかんと分かりませんから進まへんわけです。そういう意味で、視察はどうかなという形で皆さんに投げかけをしてますけど、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、そのように決定します。

次に、日程についてですが、令和3年4月23日金曜日に実施したいと思いますですが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 それでは、そのように決定します。

なお、時間につきましては相手先と調整ができましたらお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

本委員会はこれで閉会します。

(午後5時44分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 渡辺 慎吾

民生常任委員 福住 礼子